

風水害等対策編

第1章 予 防

第1節 防災意識の高揚

住民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

第1 住民に対する防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

市は、住民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命・身体を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

その際、内閣府（防災担当）「減災のてびき～今すぐできる7つの備え～」などを活用する。

2 防災知識の普及啓発推進

市は、住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、民間団体等とも連携しながら防災知識の普及啓発を推進する。

また、市は、家庭等で普段からできる防災対策について、住民（特に若い世代）へ継続的に周知していく。

(1) 普及啓発活動

① 住民への主な普及啓発活動

ア 防災講演会・講習会・出前講座等の開催

イ ハザードマップ、防災パンフレット、チラシ等の配布

ウ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、SNS等による広報活動の実施

エ ホームページや防災行政無線、防災Infoなすからすやま、市防災行政情報メール等による防災情報の提供

オ 防災訓練の実施の促進

カ 防災器具、災害写真等の展示

キ 各種表彰の実施

② 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として宇都宮市に設置している「消防防災総合センター（栃木県防災館）」の機能を充実・強化し、大雨、強風等の擬似体験や応急処置の実地練習等を通して防災技術や防災知識の普及を図っている。

市は、住民に対し、広報紙等を通じて当該センターの周知・利用を促し、防災知識の普及を推進する。また、学校における防災教育の一環として、当該センターの見学等に活用することにより、児童・生徒に防災を身近な問題として認識させる。

③ 消防団員（水防団員）、防災士等による指導

市は、消防団員（水防団員）、防災士等による地域の防災普及啓発活動を促進する。

(2) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ① 防災とボランティア週間（１月15日～１月21日）
- ② 水防月間（５月１日～５月31日）
- ③ 山地災害防止キャンペーン（５月20日～６月30日）
- ④ がけ崩れ防災週間（６月１日～６月７日）
- ⑤ 土砂災害防止月間（６月１日～６月30日）
- ⑥ 防災週間（８月30日～９月５日）
- ⑦ 雪崩防災週間（12月１日～12月７日）
- ⑧ とちぎ防災の日（３月11日）

第２ 児童生徒及び教職員に対する防災教育

本章第21節第１の３の記載に準ずる。

第３ 防災上重要な施設の管理者等の教育

市、県及び防災関係機関は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- １ 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- ２ 病院、社会福祉施設
- ３ ホテル、旅館、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第４ 職員に対する防災教育

市は、職員の災害時の適正な状況判断力の養成と、的確な防災活動の遂行のため、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配付を行うとともに、定期的に防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

なお、当該マニュアル等に関しては、総論でも述べたように想定外の災害を想定し、課題を検証しつつ随時改訂作業を進めるものとする。

第５ 防災に関する調査研究

市は、県及び防災関係機関と緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第６ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、食物アレルギー等の食事に特別な配慮が必要な者、外国人等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第７ 言い伝えや教訓の継承

市及び住民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

また、市は、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第8 職員向け災害救助法等の研修への参加

市は、平時から災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚災害の法制度等について理解を深めるために、県職員及び市町職員向けに県が実施する研修会に参加するとともに、必要に応じて県が作成する担当者向けの手引きを配布、活用する。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、ボランティアの活動支援体制の整備を行う。

第1 現状と課題

1 自主防災組織

本市では、既存の自治会を積極的に活用し、自主防災組織の結成が図られてきており、ほぼ100%に近い組織率となっている。

市は、今後も自主防災組織の維持・促進を図るとともに、活動の形式化、活動に対する住民の意識不足、組織役員の高齢化等組織結成後の問題にも積極的に支援等を行い、災害発生時に自主防災組織が効果的に機能するよう働きかける。

2 消防団

地域の消防力を強化するためにも、消防団の強化は不可欠であるが、将来的には団員の高齢化の進行が予想されており、今後の団員の確保と活性化が課題となっている。

消防団員数

(令和6年4月1日現在)

那須烏山市	人 口 (R02年国勢調査)	面 積	消 防 団		
			団 長	団 員	合 計
	24,875人	174.35km ²	1人	547人	548人

3 ボランティア団体等

困ったときには共に助け合う「共助」の精神に基づき、市内には、災害発生時に被災者への迅速かつきめ細かな支援が期待できる社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人、中間支援組織、地域団体等が存在するが、被災者のニーズとボランティア等の活動をスムーズに結びつけることのできる環境を整備する必要がある。

第2 個人・企業等における対策

1 住民個人の対策

住民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

市は、本章第1節第1のとおり、住民に対する防災意識の高揚を図る。

2 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

市は、県と連携してこうした取組に資する情報提供等を進め、企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価等により企業防災力の促進を図る。

また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

第3 自主防災組織の整備

1 自主防災組織の対策

各地域は、自主防災組織を結成し、平常時から地域を守るために、危険箇所等の把握、防災資機材の整備、防災知識の技術習得、地域の避難行動要支援者の把握、活動体制・連携体制の確立に努めるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う。

2 市、消防本部及び県による自主防災組織の育成・強化

市、消防本部及び県は、自主防災組織の維持・促進に関し、既存の自治会等を積極的に活用し、育成・強化を図る。また、結成後の活動の惰性化を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなど工夫を行い自主防災組織活動の活性化を図る。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

(1) 県

- ① 自主防災組織育成方針の策定・改善
- ② 出前講座等の開催
- ③ 市町が行う自主防災組織育成及び資機材整備に対する支援（財政的補助等）
- ④ とちぎ地域防災アドバイザーの活動支援
- ⑤ 広報活動（県民に対する自主防災組織に関する知識の普及） 等

(2) 市、消防本部

- ① 自主防災組織への資機材の整備支援
- ② 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
- ③ 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援
- ④ 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催
- ⑤ 広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及） 等

第4 消防団（水防団）の活性化の推進

市及び県は、次の事業を実施するなど、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動のほか、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

1 県

- (1) 市町が行う消防団活性化事業に対する助成
- (2) 消防団員に対する教育訓練の実施
- (3) 女性消防団員の加入促進事業に対する助成、女性や若者の加入促進、機能別団員・機能別分団制度の導入促進
- (4) 消防団応援の店制度の推進
- (5) 消防団活動に積極的に協力している事業所等に対する消防団協力事業所表示証の交付
- (6) 消防団活動に協力的な事業所に対する感謝状の贈呈
- (7) 消防団活性化の広報事業 等

2 市

- (1) 消防団活性化総合計画の策定
- (2) 消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
- (3) 消防団員に対する各種教育訓練の実施
- (4) 地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報 等

第5 少年消防隊の育成・強化

市内の中学校の生徒によって結成されている少年消防隊に対し、各種行事を通じ、防火、防災、避難等について指導する。

第6 災害関係ボランティアの環境整備

1 一般ボランティア

市及び県は、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

(1) ボランティアの育成、環境整備

市、県、市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、住民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

- ① ボランティアに係る広報の実施
- ② 災害ボランティアの担い手の育成・災害ボランティアセンター運営等研修事業の実施
- ③ ボランティア団体の育成・支援
- ④ 災害救援活動に係るマニュアルの策定

(2) 行政とボランティアとの連携

市及び県は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社栃木県支部、ボランティア団体等との連携を図る。

- ① 市・市社会福祉協議会の連携及び災害ボランティアセンターの設置方針等の検討・整備
- ② 市災害ボランティアセンター情報の県域での集約への協力と住民への情報提供方法の確立
- ③ ボランティア活動を支援する体制の構築

県は、災害ボランティア活動支援方針に基づき、災害ボランティア活動連絡会議を設置し、平常時には研修や訓練による団体間の連携強化や理解促進などの災害ボランティア活動に参加しやすい環境づくり、災害時には災害ボランティア活動に関する情報共有や協議を行う。

(3) ボランティア団体等間の連携強化

県は、平常時からボランティア団体等同士の関係作りに努める。

① 中間支援センター連携推進会議等の開催

県はとちぎボランティアNPOセンターにおける中間支援センター連携推進会議等により、ボランティア団体等同士の交流やその活性化の方法を研究する。

② とちぎボランティアNPOセンターウェブサイトの活用

県は、ボランティア団体や県民等が災害時の活動にあたって利用できるよう、災害ボランティアセンターの設置状況、ボランティアやボランティアコーディネーターの募集等、ボランティアに関する情報を掲載し、情報提供を行う。

2 専門ボランティア

(1) 山地防災ヘルパー

山地防災ヘルパーは、地域を所管する県の環境森林事務所及び矢板森林管理事務所と連携し、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集及び提供活動等を行う。県は、これらの活動に対し、支援及び協力を行う。

(2) 砂防ボランティア

県は、土砂災害防止に資するため、砂防ボランティアの活動を支援するとともに、栃木県砂防ボ

ランティア協会との円滑な情報交換を行う等連携・協力を図る。

(3) 農村災害復旧専門技術者

県は、農地・農業用施設等の迅速かつ的確な災害復旧に向けて、専門技術者を派遣する栃木県農村災害支援連絡会と現地測量や復旧工法の検討等について連絡・調整を行う。

(4) 被災宅地危険度判定士

本章第7節・第4に準ずる。

(5) 災害時外国人サポーター及び外国人キーパーソン

本章第4節第5の3のとおりとする。

(6) 災害復旧技術専門家

長年災害復旧業務に携わった国・都道府県職員のOBを中心に、被災した県及び市町に対して公共土木施設の被災状況把握・調査、助言・指導、応急措置の技術的支援及び災害復旧業務の技術的支援等を行う。県は、災害復旧技術専門家派遣制度を運営する（公社）全国防災協会と連絡・調整を行う。

(7) 栃木県災害復旧技術アドバイザー

災害復旧技術制度を熟知した栃木県県土整備部技術職員退職者により、市に対する災害対応の支援を行う。県が事務局となり、（公財）とちぎ建設技術センターと連絡・調整を行う。

第7 人的ネットワークづくりの推進

市は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者及びボランティア、防災士、女性防火クラブ等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出・救護といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第8 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市は、災害時における迅速な避難行動の実現や地域住民の防災意識の高揚に有効な地区防災計画策定が市内全域において進むよう、計画策定を支援する。

また、市（市防災会議）は、一定の地区の住民等から提案された地区防災計画を災害対策基本法に基づいて、市地域防災計画に位置付ける必要があるか判断するものとする。

1 地区防災計画一覧 （令和6年4月1日現在）

番号	地区名	計画名	作成時期
1	向田・落合自主防災組織	向田・落合地区防災計画	令和3年3月
2	日野町自主防災会	日野町地区防災計画	令和4年3月

第3節 防災訓練の実施

初動対応等を重視した実践的な訓練を行う。

第1 総合防災訓練

市は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、住民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。実施にあたっては、東日本大震災等の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、互助・共助による活動を重視する。

また、市は、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等住民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に実施する。

— 総 合 防 災 訓 練 —

- ① 職員の動員、災害対策本部、現地災害対策本部、支部、応援支部設置訓練
- ② 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
- ③ 水防訓練
- ④ 土砂災害に係る避難訓練
- ⑤ 救出・救助訓練
- ⑥ 避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊き出し訓練
- ⑦ 応急救護、応急医療訓練
- ⑧ ライフライン応急復旧訓練
- ⑨ 警戒区域の設定、交通規制訓練
- ⑩ 支援物資・緊急物資輸送訓練
- ⑪ ヘリコプターを活用した訓練（航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練）
- ⑫ 広域応援訓練
- ⑬ 避難行動要支援者避難支援訓練
- ⑭ 災害ボランティアセンター設置運営訓練

第2 防災図上総合訓練

市は、国、県及び防災関係機関等は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、相互に協力し大規模災害を想定した防災図上総合訓練を定期的に繰り返し実施する。また、実践的な訓練とするため、次の点に留意する。

- 1 特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等の体勢構築、状況判断、及び対応策の立案といった内容を盛り込む。
- 2 実際に避難所を開設し住民等が避難を実施するといった実動訓練を併せて実施する。
- 3 訓練実施地のハザードマップやより実際の被害想定等を考慮する。

第3 通信訓練・情報伝達訓練

市、国、県及び防災関係機関等は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

第4 水防訓練

市は、消防本部と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団（消防団）を中心とした水防訓練を定期的に実施する。

第5 土砂災害・全国防災訓練

市は、国、県及び防災関係機関等と連携して、土砂災害警戒情報を活用した避難指示等による住民及

び要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と住民の防災意識の高揚を図る。

第6 住民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の向上や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関の参加を得た訓練を実施することなどを通して、地域住民が主体となった自助、互助・共助による活動の充実に努める。

- 1 情報伝達訓練
- 2 避難訓練、避難誘導訓練
- 3 救出・救護訓練
- 4 避難行動要支援者避難支援訓練 等

第4節 避難行動要支援者対策

高齢者、障がい者、乳幼児等、災害時に特に支援を必要とする「避難行動要支援者」の避難体制の整備・支援を行う。

第1 現状と課題

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。

最近の主な大規模災害では、逃げ遅れた高齢者が犠牲となるケースや、被災後のストレスや疲労により高齢者が死亡するケースが多く見られることから、避難行動要支援者に対する対策を一層強化する必要がある。

第2 地域における安全性の確保

市は、避難行動要支援者名簿の作成、当該避難行動要支援者の避難支援等を実施するための個別避難計画の作成に努めるとともに、名簿情報や個別避難計画情報について、避難支援等の実施に必要な限度で、原則、本人からの同意を得て、消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者に情報提供するものとする。

当該情報を提供するときは、情報提供を受ける者に対して、情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

また、自治会や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

県は、市や自主防災組織等に対して必要な支援を行う。

1 市における計画

市は、災害対策基本法及び内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方を整理し、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして個別避難計画の作成に努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市内の関係部局で把握している高齢者や障がい者等の要配慮者の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ県やその他の機関に対して情報提供を求める。

県は、市から求めがあった際には、情報提供を行う。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち避難行動要支援者となる者の範囲について要件を設定し、要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要

とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。

なお、災害時に自ら避難することが可能な者まで掲載することは、名簿への掲載者数を増やし、真に支援が必要な者に支援が届かないことに繋がる一方、本来は名簿に掲載すべき者が掲載されていないことは絶対に避けなければならない。市は、作成にあたっては、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る自治会等の地縁組織、市社会福祉協議会、民生・児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携しながら、真に避難支援を要する者を正確に把握するよう努める。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、市は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(4) 避難行動要支援者名簿の管理

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用には支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

3 地域支援体制の整備

市は、自主防災組織、自治会、消防団、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

(1) 関係機関による名簿情報の共有

市は、消防本部、消防団、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、地域包括支援センター、市障がい者相談支援センター、その他の避難支援等の実施に携わる関係者をあらかじめ避難支援等関係者として定め、避難支援に必要な避難行動要支援者の情報を平常時から共有する。

なお、名簿情報の共有にあたっては、平常時から名簿情報を外部提供することについて、名簿掲載者から同意を得るか、または、市の条例にあらかじめ定めるものとする。関係者に対しては、必要に応じ誓約書等の提出を求めるなど守秘義務を確保する。

(2) 名簿情報の活用

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、名簿情報に基づき避難支援を行う。平常時から情報提供に不同意であった者についても、生命又は身体を保護するために特に必要と認められる場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。この場合には、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(3) 避難支援の具体化

市は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点及び避難場所、避難経路等の具体的な支援方法等を個別避難計画として定める。

(4) 福祉避難所の確保等

市は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、避難行動要支援者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し必要数を確保する。また、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を平常時から住民に事前周知するとともに、要配慮者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口の充実を図る。

(5) 乳幼児対策

市は、県と連携し、幼稚園・保育所等の管理責任者に対し、災害時における乳幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

(6) 防災知識の普及・啓発

市は、県と連携し、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

第3 社会福祉施設等における安全性の確保

1 施設の整備

(1) 公立社会福祉施設

市は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性・耐火性・耐震性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

(2) 民間社会福祉施設

市は、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

2 非常災害に関する計画の作成

市は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、休日・夜間も含めた非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制や非常通信手段を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業員及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

3 社会福祉施設機能の弾力的運用

市は、災害により被災した高齢者、障がい者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホーム等のショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備・推進を図る。

4 浸水想定区域や土砂災害危険区域の情報提供等

市は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設）であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、市地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

市及び県は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。

5 防災教育・訓練の充実

市は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要

請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

1 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

市及び県は、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成11年栃木県条例第25号）」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

2 一時避難のための配慮

市及び県は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な要配慮者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第5 外国人に対する防災対策

1 外国人への防災知識の普及

市及び県は、外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。

また、市は、外国人に配慮し、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やJ I S規格のピクトグラムの共通化に努める。

2 地域等における安全性の確保

市は、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意する。

- (1) 外国人の中には、これまで自然災害の体験や防災訓練への参加が少ない者もあり、災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。
- (2) 自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。
- (3) 外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

3 災害時外国人サポーターの確保及び外国人キーパーソンの確保

県は、災害時に外国人に対し適切な情報提供及び適切な支援を行うため、（公財）栃木県国際交流協会が行う災害時外国人サポーター（通訳・翻訳等のボランティア）及び外国人キーパーソン（災害情報について外国人住民に対しSNS等で発信できる人）の事前登録について必要な支援を行う。また、（公財）栃木県国際交流協会との連携強化を図り、登録された災害時外国人サポーターを速やかに動員するとともに、外国人キーパーソンが速やかに情報発信できる体制づくりを推進する。

また、市は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

4 災害時における外国人支援体制の整備

県は、災害の規模・被害等に応じ、（公財）栃木県国際交流協会に「災害多言語支援センター」（災害関連情報の多言語提供や相談業務を行う拠点）の設置を要請するとともに、運営について適切な支援を行う。

また、市は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

県及び（公財）栃木県国際交流協会は、災害時に市町が実施する外国人支援施策について、災害時外国人サポーターの派遣など適切な支援を行う。

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

第1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

1 住民の備蓄推進

住民は、各家庭において非常持出品の他、最低3日分（推奨1週間以上）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

市及び県は、広報紙、インターネット等各種媒体を通して住民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

2 市の備蓄の推進

現在、市では那須烏山市役所烏山庁舎等に、資料編に掲げるとおり生活必需品等の備蓄を行っているが、今後もより一層の整備充実に努めるものとする。備蓄目標については、第1章第5節第2の1のとおり、平成25年度栃木県地震被害想定調査における那須烏山市直下地震M6.9での想定避難者数が5,613人であることから、6,000人分の備蓄を行うよう努めるとともに、関係機関と物資の供給に関する協定を締結することにより流通備蓄を行なうほか、必要に応じて近隣市町との共同備蓄を行う等、災害時に必要となる食料及び生活必需品の供給に万全を期すよう努める。

なお、平成31年3月に国土交通省により策定された「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」内における発災後～3日後頃から必要と想定される物資の必要量・保管面積の算出基準より避難者数を6,000人とした場合の物資の必要量・保管面積は次のとおりである。

大分類	中分類	小分類	必要数量		保管面積（㎡）	
			数量	単位	オフィス型施設	倉庫型施設
ペットボトル入り飲料水（500m l）			24,000	本	74.1	9.3
非調理食品	アルファ化米		9,000	食	3.0	2.1
	非常食（サバイバルフーズ等）		9,000	食	4.2	2.1
トイレ	簡易トイレ（目隠し付）		120	個	6.7	8.6
	簡易トイレ用薬剤・袋		30,000	個	8.0	2.9
	トイレトーパー		660	ロール	0.8	0.8
	消毒液		700	本	0.2	0.1
生活用品	液体歯ミガキ（960ml）		261	本	1.5	0.2
食器類	紙コップ	飲料用	18,000	個	0.3	0.3
		液体歯磨き用	6,000		0.1	0.1
		乳児のミルク摂取用	384		0.0	0.0
	紙どんぶり		18,000	個	0.7	0.6
	先割れスプーン		18,000	本	0.3	0.3
	保温用品	使い捨てカイロ		6,000	個	1.0
毛布		12,000	枚	85.7	100.0	
女性用品	生理用品		2,160	枚	0.1	0.1
	おりものシート		6,480	枚	0.1	0.0
幼児用品	幼児用おむつ		1,044	枚	0.2	0.3
	調製粉乳		6,240	G	0.0	0.0
	おしりふきシート		1,044	枚	0.0	0.0
要介護者・ 高齢者等用品	介護用おむつ（パンツ型）		156	枚	0.1	0.1
	尿取りパッド		468	枚	0.1	0.1
合計					187.0	128.2

また、備蓄にあたっては、要配慮者にも配慮した品目選定を行う。

3 企業・事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、2～3日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

第2 医薬品、医療救護資器材等の備蓄、調達体制の整備

災害時における緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等との連携を図り、医薬品、資器材等の調達体制を整備するものとする。

また、医療救護班が使用する医薬品及び医療資機材は、医療機関、薬剤師会等の協力を得るとともに、市内の薬局・薬店等からの調達体制を整備する。

第3 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

市及び県は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。

第4 物資・資機材等備蓄スペースの確保

市は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うにあたり、学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用し、必要な物資の資機材等の計画的な備蓄を促進する。

第5 物資の供給体制及び受け入れ体制の整備

市及び県は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受け入れ体制の整備に努める。

第6 輸送手段の確保体制の整備

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

第6節 風水害に強いまちづくり

防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、治水・砂防・治山対策を実施する。

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

市は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

これまでの被災地区の状況や今後の防災の観点を考慮しつつ、平成20年3月に策定した市の都市計画マスタープランを推進するとともに、これらの市マスタープランや県の都市計画区域マスタープラン等に基づき、市及び県は、住民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 災害に強い都市構造の形成

(1) 土地地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要である。災害に強い都市構造とするため、総合的な都市整備手法である土地地区画整理事業等の面的整備事業を推進する。

(2) 防災機能を有する施設の整備

市は県等の関係機関と相互に連携し、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

(3) 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

本章第4節第3の1のとおり整備を推進する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 公園の整備

市及び県は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、活動拠点や避難場所となる公園の整備を推進する。

(2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

4 分散型エネルギーの導入拡大

市及び県は、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、内陸型発電所やコージェネレーション等の導入拡大による電力自給率の向上を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

第2 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

1 治水対策

(1) 河川の現況

本市には那珂川をはじめ、荒川、江川等の大小河川が貫流し、国及び県において洪水対策等の整

備が進められている。

中でも広い流域を持つ那珂川が市の中央を蛇行しながら南北に貫流し、市の最下流部で溪谷に挟まれるため、洪水時には流れが滞留し、外水氾濫や内水氾濫が発生しやすい状況にある。特に、近年は、県北地域の開発や水路整備の進展に伴い、台風や集中豪雨の際に、短時間で河川の増水が見られる。

また、向田・下境地区で那珂川に合流する荒川・江川も流域が広く、洪水時には合流点で外水氾濫や内水氾濫が発生しやすい状態になっている。

加えて、平成28年5月に関東地方整備局常陸河川国道事務所から想定される最大規模の降雨を考慮した那珂川の洪水浸水想定区域(想定最大規模)が、平成30年6月及び令和5年5月には栃木県から想定される最大規模の降雨を考慮した荒川・箒川・江川(烏山)・木須川・清水川の洪水浸水想定区域(想定最大規模)発表されたことにより、従前とは比べ、広範囲において浸水区域が広がる結果となった。

これらにより、本市の低地部・築堤未整備部において外水氾濫や内水氾濫による水害が発生するため、河川や水路の整備が求められるとともに、地域の保水機能の維持・向上が求められている。

(2) 河川の整備

県は、水害に対する総合的な流域対策の検討や、河川特性、地域の風土や文化等を反映させた地域住民参画による河川整備計画を策定するとともに、これに基づく効果的、経済的な河川整備の推進を図る。

市は、国及び県と連携して、効果的な河川整備の推進を図る。

(3) ダムの管理

県は、治水の観点から、発生のおそれがある洪水災害を未然に防止するために、上流部に洪水調節を目的としたダムを管理し、洪水の軽減を図る。

(4) 施設の維持管理

県は、河川管理施設について、適切な時期に点検を行うなど効率的な維持・修繕を行う。

2 砂防対策

本市では広く森林を有しているが、一時的な集中豪雨が多いため、浸食による溪流荒廃が多く、この浸食によって生じた土砂は、勾配の急な谷間に多量にたい積され、豪雨によって下流には氾濫し被害を与えることが少なくない。

県は、治水上有害となる土砂流出を防止し、下流河道に対する流送土砂を軽減することを目的として、次の箇所重点を置いて事業の実施を図る。

- (1) 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある箇所
- (2) 土砂災害警戒区域内に避難場所がある箇所
- (3) 土砂災害警戒区域内に公共的建物(官公署や教育施設等)がある箇所
- (4) 土砂災害特別警戒区域内に保全対象人家5戸以上がある箇所
- (5) 近年の豪雨等により土砂流出等の被害があり、緊急的に対策が必要になった箇所

3 治山対策

本市には山地が多く一部急峻な地形と崩壊しやすい地質を有し、自然崖等危険箇所が存在している。

これら山地は森林で形成されているものの、傾斜地における人工林や、手入れがなされない森林部においては、がけ崩れの危険性が高く、警戒が必要である。

また、開発の際の人工がけの設置、樹木の伐採も災害発生の危険性を有しており、安全性を考慮し

た開発・災害防止策が求められている。

県は、山腹崩壊危険地、はげ山移行地、不安定な土砂が堆積する溪流など、災害の発生しやすい山地を整備するため、山脚、溪床を固定させる治山ダム工、山腹地盤を安定させる土留工、早期に森林の機能を回復させる緑化工を実施する。

市は、国、県に対して危険箇所の工事を推進するよう要請していくものとする。

第7節 土砂災害・山地災害予防対策

土砂災害、宅地造成地災害、山地災害、土石流等について、計画的な予防対策を実施する。

第1 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（がけ崩れ・地すべり・土石流）から住民の生命、身体及び財産を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（土砂災害防止法）に基づき、市及び県は連携して次の対策を実施する。

1 基礎調査の実施

県は、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、降水等の状況、土地利用状況等について基礎調査を実施する。

なお、ハード整備対策の実施や土地の改変により、区域の見直しが必要な箇所にあつては、再度調査を実施する。

2 土砂災害警戒区域の指定等

- (1) 県は、関係市町の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」（以下、「警戒区域」という。）として指定する。
- (2) 市は、(1)により警戒区域の指定を受けているため、市地域防災計画において、警戒区域毎に、次に掲げる事項について定める。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地及びこれらの施設への情報伝達体制（土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達）に関する事項
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- (3) 市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項について、ハザードマップの配布等を通じて土砂災害警戒区域内の地域住民及び要配慮者利用施設に周知を行う。
- (4) 市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援する。

3 土砂災害特別警戒区域の指定

県は、関係市町の意見を聴いて、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

県は当該土砂災害警戒区域において次の措置を実施し、市は県と連携して、当該土砂災害警戒区域内の住民等に対して措置内容の周知を行う。

- (1) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

- (3) 土砂災害発生のおそれが切迫し、著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (4) 勧告による移転者への融資、資金の確保 等

5 土砂災害関連情報及びその情報収集及び伝達・避難体制

(1) 土砂災害関連情報

① 土砂災害警戒情報

多数の人的被害を伴う土砂災害に対し、市町の防災活動や住民の警戒避難行動等が迅速かつ円滑に行われるよう、県と宇都宮地方気象台は連携し、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける「土砂災害警戒情報」を発表し、気象庁ホームページにおいて提供されている土砂災害警戒判定メッシュ情報を確認することで、土砂災害発生の危険度が高まっている地域を把握することができるよう努めている。

市、消防・警察等防災関係機関及び住民等は気象庁ホームページにおいて提供されている土砂災害警戒判定メッシュ情報を確認することで、土砂災害発生の危険度が高まっている地域を把握することができるよう努める。

また、県は、避難指示等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係のある市に通知するとともに、一般に周知させるため「緊急速報メール」を活用したプッシュ型配信の運用等、必要な措置を講じている。

② 土砂災害緊急情報

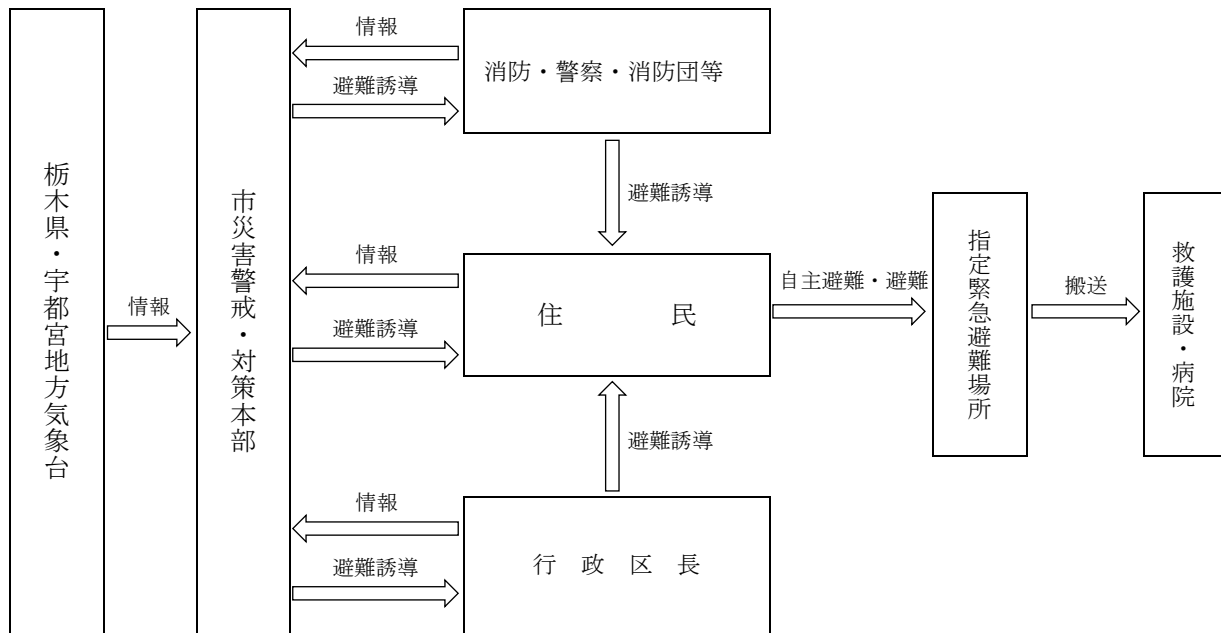
国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

③ その他の情報

県は、住民の自主避難実施の判断に役立てる情報の提供や異常情報の収集のため、「とちぎ土砂災害警戒区域マップ」による土砂災害警戒区域情報の提供、「リアルタイム雨量河川情報」による降雨情報の提供を行っている。

(2) 情報収集及び伝達・避難体制

情報収集及び伝達、避難体制は、消防・警察等防災関係機関、消防団や行政区長、防災行政無線、防災Infoなすからすやま、市防災行政情報メール、消防サイレン等の災害情報伝達手段を通じて行う。



6 連絡者及び指定緊急避難場所一覧

警戒区域ごとの避難体制、指定緊急避難場所は、資料編及び市において作成した洪水・土砂災害ハザードマップによる。

7 警戒区域内の要配慮者関連施設

警戒区域内の要配慮者施設は、次のとおりである。

番号	分類及び箇所番号	名 称	所在地・電話番号	避 難 所	災害予報の伝達方法
1	[土石流] I-81001 [急傾斜] 401-I-1014 [急傾斜] 401-I-1015	荒川小学校	大金135-1 Tel88-2017	那須烏山市武道館	防災行政無線 防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
2	[土石流] I-82009	明和園	大沢766 Tel83-1800	烏山公民館	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
3	[土石流] I-82009	あおぞら	大沢735-3 Tel83-1800	烏山公民館	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
4	[土石流] I-82026	グループホーム 小木須	小木須1956 Tel83-8033	旧境小学校	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
5	[土石流] J-82011	グループホーム ふげん	大桶1085-2 Tel82-0067	七合小学校	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡

6	[急傾斜] 402- I -008	あすなろ作業所	中央2-17-13 Tel82-3141	烏山公民館	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
7	[急傾斜] 402- I -015	烏山母子寮	初音10-29 Tel82-2355	農村婦人の家	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
8	[急傾斜] 402- I -015	烏山授産場	初音10-29 Tel82-2355	農村婦人の家	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
9	[急傾斜] 402- I -025	境小学校	上境1404 Tel82-2442	旧境小学校	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
10	[急傾斜] 402- I -029	明和ふれあい ガーデン	小木須2659-2 Tel83-8735	旧境小学校	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
11	[急傾斜] 402- I -1003	敬愛荘	滝田1867-3 Tel82-0067	烏山高校	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
12	[急傾斜] 402- I -1003	富士山苑	滝田1868-28 Tel84-1588	烏山高校	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
13	[急傾斜] 402- I -1003	烏山台病院	滝田1868-18 Tel82-2739	烏山高校	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
14	[急傾斜] 402- I -1006	聖園ヨゼフ 老人ホーム	南1-2806-1 Tel82-2578	烏山小学校	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
15	[急傾斜] 402- I -1008	桔梗寮	金井1-4-7 Tel82-2082	旧烏山女子高	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
16	[急傾斜] 402- I -1017	南那須 特別支援学校	藤田1181-152 Tel88-7571	スポーツ健康館	防災行政無線 防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡

第3 宅地造成地災害防止対策

本市は、宅地造成等規制法による宅地造成工事規制の区域外であるが、宅地の造成については都市計

画法及び建築基準法により擁壁の構造、敷地の安全等について規制を受けることとなる。

したがって、市の区域において宅地等の造成工事を実施する者に対して、防災面に配慮した適切な施工を心がけるよう指導に努める。

第4 被災宅地危険度判定制度の整備

市及び県は、豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。

1 被災宅地危険度判定士の養成

被災宅地の危険度を判定する技術者を確保するため、栃木県被災宅地危険度判定士認定登録要綱に基づき、被災宅地危険度判定士を認定する。

2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

3 被災宅地危険度判定実施体制の整備

栃木県被災宅地危険度判定地域連絡協議会において県及び他市町等との連絡調整及び被災宅地危険度判定実施体制について整備する。

第5 砂防法に基づく砂防指定地の土石流防止対策

県は、砂防法第2条により「治水砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長する行為を制限するために積極的に指定を行う。

2 砂防指定地の管理

県は、砂防施設の維持のため、常に、砂防指定地等の十分な管理を行う。このため、砂防指定地の現状を変更して治水砂防上悪影響を与える行為を制限するとともに、常にその現況の把握を行う。

また、「栃木県砂防指定地の管理等に関する条例」に基づき、砂防指定地内で、知事の許可なしに、切土、掘削などの土地の形状変更、土石、岩石の採取、工作物の新築、改築、立木の伐採、伐根等、土砂の流出を助長する行為を行うことを禁じる。

3 砂防工事の推進

県は、土石流に対処するための工事について、砂防指定地の中でも土石流の発生するおそれが高い箇所、保全対象となる人家・公共的施設が多い箇所について重点的に砂防工事を推進する。

4 砂防施設の維持

砂防関係施設は、今後老朽化による急速な機能低下が懸念されている。このため、県は平成28年度に策定した「栃木県砂防関係施設長寿命化修繕計画」に基づき、既存施設の機能及び性能を維持するとともに、コストの縮減及び平準化を図る。

第6 急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の急傾斜地崩壊対策

1 急傾斜地崩壊防止工事

県は、急傾斜地の所有者、管理者、占有者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者が施工することが、困難又は不適当と認められるもののうち、緊急度の高い箇所より「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、崩壊防止工事を実施する。

2 指定区域の管理

(1) 行為制限

県は、水を放流又は停滞させること、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれがある行為について、取締を行う。

- (2) 土地所有者等の土地保全の努力義務
- (3) 防災措置の勧告
- (4) 改善措置の命令
- (5) 災害危険区域の指定（建築基準法第39条）

3 土地所有者等に対する防災措置

(1) 土地所有者等に対する指導

市は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

また、市及び県は協力して、急傾斜地崩壊危険区域において、土地所有者、管理者、占有者に対して、必要な防災工事を施すよう指導を行う。

(2) 融資制度の周知

市及び県は、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）及び土砂災害特別警戒区域等において、土地所有者、管理者、占有者による家屋の移転等を行う場合に、公的助成制度が活用できる旨、周知を行う。

4 住民への周知

市は、県から急傾斜地崩壊危険区域に関する資料の提供を受けるとともに、県と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く区域の周知を行う。また、市及び県は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

- (1) 雨量、降水量等の増加
- (2) 崖中途からの地下水の湧水の発生、また急激な増加、減少
- (3) 斜面に膨らみ、割れ目がみられる
- (4) 小石が斜面からばらばらと落ち出す

第7 地すべり等防止法に基づく地すべり等防止区域の地すべり防止対策

1 危険箇所等の実態調査

県は、地すべりにより被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。

2 防止工事の実施

県は、上記危険箇所等の中から危険が切迫している箇所について、主務大臣に対して「地すべり等防止法」第3条の規定による「地すべり防止区域」の指定の申請を行う。

指定された区域においては、国及び県が、人家や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等、緊急度の高い箇所から順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。

3 指定区域の管理

県は、地下水を停滞、増加させる行為、地下水の排除を除外する行為、地表水を放流又は停滞させる行為、地表水の浸透を助長する行為等地すべりの活動を助長する行為について取締を行う。

第8 山地災害防止対策

1 情報収集の実施

- (1) 県は、市と連携し、山地防災パトロールを実施する。
- (2) 県は、パトロールや山地災害関連の情報収集を行う山地防災ヘルパーの支援及び協力を努める。
- (3) 県は、森林及びその周辺で活動する団体や事業者と山地災害の情報提供に関する協定を結び情報収集し、施設整備や地域住民への情報提供など減災対策に努める。

2 対策工事の実施

県は、山地災害危険地区について、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事を実施する。また、流木災害が発生するおそれのある地区については、流木対策工事を推進する。

3 森林の整備

県は、森林の持つ水源かん養、土砂流出防止機能を活用し、山地での災害発生及び下流域での流木災害発生を防止するため、荒廃している森林の整備を図る。

4 住民等への周知

県は、市に危険箇所に関する資料を提供する。また、山地防災推進員の活動を通じ、広く住民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る。

第9 盛土等による災害防止に向けた対応

盛土等（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害から県民の生命及び財産を守るため、盛土規制法に基づき、県は次の対策を実施する。

なお、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下「規制区域」という。）を指定するまでの間において、県は、危険な盛土等が確認された場合には、各法令に基づき速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

1 基礎調査

県は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を把握し、規制区域の指定等を行うため、県内の地形、地質、土地利用状況等について、概ね5年ごとに基礎調査を実施する。

2 規制区域の指定等

(1) 県は、市の意見を聴いて、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定する。

(2) 県は、規制区域において次の措置を実施する。

- ① 新たに行われる盛土等に対する工事規制
- ② 災害防止に向けた既存盛土等に対する監督処分等

第8節 水防体制の整備

水防施設を整備するとともに、災害に備えた水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

第1 市の義務

1 市等の責務

(1) 市の責務

水防管理団体である本市は、市の区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 市長の責務

水防管理者である市長は、平常時から水防団（消防団）による地域水防組織の整備に努める。

(3) 居住者等の水防義務

市の区域内に居住する者、水防の現場にある者は、市長、水防団長（消防団長）、消防機関の長が水防のためやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

2 水防計画の策定

市長は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、又は変更したときは遅滞なく知事に届け、関係機関に周知する。

第2 水防活動体制の整備

1 資機材等の整備

市は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具及び資材の整備に努める。

水防管理団体水防倉庫備蓄基準

資器材名		単位	数量	資器材名		単位	数量
器具	掛矢	丁	5	資材	土のう袋等	袋	500
	ノコギリ	〃	5		シート類	枚	100
	ツルハシ	〃	5		杭鉄木	本	70
	スコップ	〃	20		鉄線	kg	50
	なた	〃	5		ロープ等	〃	50
	ペンチ	〃	3		竹	〃	15
	かま	〃	5				

（令和5年度栃木県水防計画より）

2 水防施設の整備

市、県及び国土交通省関東地方整備局は、水防活動拠点となる河川防災ステーション等の整備に努める。

河川防災ステーション・防災ヤードの整備概要

河川名		水防管理団体	設置場所	備考
県管理	荒川	那須烏山市	高瀬	防災ヤード・県

3 訓練、研修等による水防団（消防団）の育成・強化

(1) 市は、平常時から水防団（消防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

(2) 市は、定期的に水防訓練を実施する。

(3) 市は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

第3 洪水予報河川について

1 本市に關係する国土交通省又は県が指定する基準水位観測所及び水防警報区

河川名	区 域	本市関係 基準地点	基 準 水 位	担当官署
那珂川	左岸：大田原市亀久字大平419番 4地先から海まで 右岸：大田原市佐良土字野島 2835番1地先から海まで	小口	水防団待機水位（指定水位） 4.00m 氾濫注意水位（警戒水位） 5.00m 避難判断水位 5.00m 氾濫危険水位（危険水位） 5.50m	常陸河川国道事務所 宇都宮地方气象台
荒 川	左岸：さくら市松島新松島橋から 那須烏山市向田那珂川合 流点まで 右岸：さくら市早乙女新松島橋 から那須烏山市向田那珂川 合流点まで	連城橋	水防団待機水位（指定水位） 1.20m 氾濫注意水位（警戒水位） 1.50m 避難判断水位 2.00m 氾濫危険水位（危険水位） 2.50m	栃木県県土整備部河 川課 宇都宮地方气象台
箒 川	左岸：大田原市薄葉かさね橋から 大田原市佐良土那珂川合 流点まで 右岸：矢板市沢かさね橋から那 須郡那珂川町小川那珂川合 流点まで	佐久山	水防団待機水位（指定水位） 1.90m 氾濫注意水位（警戒水位） 2.50m 避難判断水位 3.50m 氾濫危険水位（危険水位） 4.00m	栃木県県土整備部河 川課 宇都宮地方气象台

2 洪水予報の種類

洪水予報は、河川毎に、その地点の水位や流量を示して発表する。その種類は次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
氾濫警戒情報 （洪水警報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
氾濫危険情報 （洪水警報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達した場合に、速やかに発表する。
氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生した後速やかに発表する。

第4 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

県は、役所等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ浸水想定情報を提供するよう努める。

市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

第5 洪水浸水想定区域における対策

1 洪水浸水想定区域における基本的考え方

国土交通省及び県は、第3により指定した洪水予報を実施する河川について、洪水時の円滑な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合の想定水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市町に通知する。

また、ダム下流河川で洪水浸水想定区域が指定されていない区間についても、浸水想定図を作成し、浸水した場合の想定範囲、想定浸水深、浸水想定時間等について公表するとともに、市町に情報

提供する。

市は、洪水浸水想定区域の指定及びダム下流河川の浸水想定範囲の情報提供があった場合、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次の事項を市地域防災計画に定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により住民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

- (1) 洪水予報等の伝達方式
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- (4) 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
- (5) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
- (6) 市の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地

2 洪水予報等の伝達方法

市は、市地域防災計画に定めたこれらの施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

3 洪水ハザードマップの整備

市は、国や県の協力のもと、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを整備し、洪水予報等の伝達経路・方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路、避難時の心得等について市民や関係機関への普及徹底に努める。

4 浸水被害軽減地区の指定

市長は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

5 洪水浸水想定区域及び指定緊急避難場所

洪水浸水想定区域別の指定緊急避難場所は、以下のとおりである。

指定緊急避難場所	洪水浸水想定区域	備考
七合公民館	大桶・白久	那珂川・箒川
七合小学校	谷浅見	〃
七合小学校	中山	那珂川
興野集会所	興野	〃
烏山高校	滝田・城東	〃
烏山中央公園	旭1丁目・旭2丁目・宮原	〃
山あげ会館	初音	〃
せせらぎの里公園	大沢	〃
境小学校	上境	〃
すくすく保育園（旧野上小）	野上	那珂川・江川（烏山）
烏山南公民館（旧野上小）		

旧向田小学校	向田	那珂川・荒川・江川（烏山）
旧向田小学校	落合	那珂川・荒川
旧境小学校	下境・小原沢	那珂川
三箇地区公民館	三箇	荒川
鴻野山公民館	小白井	〃
藤田公民館	藤田	〃
緑地運動公園	南大和久	〃
保健福祉センター	小倉・田野倉・小河原・高瀬	〃
輪之内公民館	小塙・大里・森田	〃
緑地運動公園	上川井・下川井	江川（烏山）
熊田西公民館	熊田・月次	〃
烏山小学校	神長・滝	〃
木須の郷交流館	大木須・小木須	木須川
烏山中央公園	中央1丁目・中央2丁目	清水川
山あげ会館	金井2丁目	〃

6 浸水想定区域内の要配慮者関連施設

浸水想定区域内の要配慮者施設は、次のとおりである。

番号	名 称	所在地・電話番号	避 難 所	洪水予報の伝達方法
1	キッズランドあさひ	宮原452 Tel82-7333	烏山公民館	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
2	ほっとからすやま	野上1623-1 Tel0287-80-0515	高峰T自治会館 すくすく保育園 烏山南公民館	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
3	那須烏山市にこここ保育園	岩子152-1 Tel88-5252	保健福祉センター	防災行政無線 防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
4	リエゾンコミュニティラボ	田野倉48-7 Tel83-8872	保健福祉センター	防災行政無線 防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
5	デイホームおとなりさん	野上358 Tel80-0605	すくすく保育園 烏山南公民館	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
6	江川小学校	下川井1001 Tel88-7817	保健福祉センター	防災行政無線 防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡

浸水想定区域告示番号 那珂川：平成28年国土交通省関東地方整備局告示第217号

荒川、筈川：平成30年栃木県告示第311号

江川（烏山）、木須川、清水川：令和5年栃木県告示第217号

第6 水防警報伝達体制の整備

国土交通省関東地方整備局及び県は、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報を発し、水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与える体制を整備するとともに、水防警報を円滑かつ確実に伝達できるよう、県水防計画に基づく伝達体制を河川毎に確保している。

水防警報の内容及び発表基準は次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準	
		国管理河川	県管理河川
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	1 氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。 2 雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を 警告するもの	1 洪水注意報等により、氾濫注意（警戒水位）を超える恐れがあるとき。 2 水位、流量等その他河川の状況により、必要と認めるとき。	1 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、更に水位が上昇するとき。 2 雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こる恐れがあるとき。	水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第7 洪水予報、水防警報、避難指示等の伝達方法

国からの洪水予報の伝達経路は、以下のとおりである。市は、これにより避難指示等について、下記の伝達経路によって市民に伝達する。

1 国・県からの伝達経路

常陸河川国道事務所・宇都宮地方気象台



栃木県水防本部（河川課）



烏山土木事務所



那須烏山市

2 市民への伝達方法

避難指示

- 民間放送局（Lアラート・テレビ・ラジオ等）
- NHK放送局（Lアラート・テレビ・ラジオ等）
- 庁内各課（防災行政無線・防災Infoなすからすやま・市防災行政情報メール・広報車等）
- 関係機関（防災行政無線・防災Infoなすからすやま・市防災行政情報メール・広報車等）
- 消防団（火災情報メール・防災行政無線・防災Infoなすからすやま
・市防災行政情報メール・消防サイレン・警鐘・巡回等）
- 自治会（緊急連絡網・防災行政無線・防災Infoなすからすやま
・市防災行政情報メール・巡回等）

第8 河川管理施設等の水害予防対策

1 河川管理施設

(1) 平常時の予防対策

市は、河川管理者と連携し、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期するため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

(2) 事業計画

① 河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、河川管理者に対し、積極的に、河川改修や防災調節池等の河川整備の促進を求める。

② 水防活動の的確な実施を図るため、河川情報システムの整備を図る。

2 ダム施設（多目的、利水ダム）

(1) 平常時の予防対策

ダム施設の管理者は、治水や利水で十分なダム機能を発揮させるため、ダム毎に定めた操作規則・細則に基づく点検や維持管理の実施等、貯水池周辺の安全確保の徹底に努める。

また、放流する際に、操作規則・細則に基づき関係機関に通知する体制を確保するとともに、あらかじめ設定した区間において警報施設及び警報車による放流警報を河川利用者及び下流住民へ周知する体制の整備に努める。

(2) 保守管理目標

ダム施設の管理者は、河川管理者が実施する定期検査を受検し、ダム施設の機能を良好な状態で保つように努める。

なお、全てのダムは、河川管理施設等構造令等に基づき、耐震設計を考慮して造られている。

第9 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災対策協議会」、「栃木県減災対策協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとするまた、近年の激甚な水害・土砂災害、気候変動の影響及び社会状況の変化などを踏まえ、県内の各流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害・土砂災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

第9節 積雪害予防対策

雪害による被害の軽減を図るため、交通の確保・除雪体制の整備のための対策を実施する。

第1 積雪対策

1 道路整備

冬期間における住民の安全な生活の確保を図るため、県、市、その他の道路管理者は、次のような道路や施設の整備、点検、維持管理等を行う。

- (1) 積雪、堆雪等に配慮した道路整備
- (2) 路盤改良

2 除雪体制の整備

豪雪等発生時に、緊急に道路交通を確保し、また、住民の除雪中の事故防止を図るため、県、市、その他の道路管理者は、次のような除雪を実施する体制の整備に努める。また、市は、住民の住家等除雪中の事故発生を未然に防ぐため、地域コミュニティの互助による雪処理活動を行う仕組みを整備するよう努める。

- (1) 除雪機械の整備充実
- (2) 除雪要員等の動員体制
- (3) 所管施設の点検
- (4) 除雪資機材、融雪剤等の備蓄
- (5) 備蓄品の保管庫の整備

3 異常降雪時への備え

異常な降雪に伴う交通障害が発生、又は発生するおそれがあるときに、迅速かつ的確に交通障害に対処するため、県、陸上自衛隊第12特科隊及び国土交通省（関東地方整備局宇都宮国道事務所）は、平成23年11月1日に締結した「異常な降雪時の情報交換に関する覚書」に基づき、連絡体制の確保に努める。

4 連絡体制の強化

異常な降雪により通信障害が発生した場合においても、連絡体制が確実に機能するよう、通信手段の多様化に努める。

5 道路除雪の優先付け各施設の予防対策

道路管理者は、主要幹線道路や緊急輸送道路など、交通寸断により社会経済活動に与える影響が大きい道路について、優先的に除雪を行う。

6 豪雪地域以外における除雪体制

豪雪地域ではない本市は除雪体制が脆弱であるため、除雪機械や除雪要員等について、豪雪地域からの応援体制づくりに努める。

7 住民に対する広報

市やライフライン関係機関は、県と連携し、停電等の復旧情報について迅速に住民に対する広報に努めるものとする。

第10節 農林水産業関係災害予防対策

農林水産業施設整備等の予防対策の実施に努める。

第1 農地・農業用施設、林業用施設対策及び水産業用施設

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設、林業用施設及び水産業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

市及び県は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

1 各施設の共通的な対策

(1) 管理体制の整備

頭首工、取水堰、揚水機、農業集落排水処理施設等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検

農業用施設、林業用施設及び水産業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 ため池施設対策

ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努める。

3 用排水施設対策

頭首工、取水堰、揚水機、農業集落排水処理施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

4 林道施設対策

林道の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。また、災害時に重要物流道路や緊急輸送道路等の重要路線が使用不能な状態となった場合に、集落間の連絡林道で代替路となり得る路線については、計画的な整備等に努める。

第2 農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、農事組合法人、森林組合、市等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

1 管理体制の整備

農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

2 各施設の予防対策

施設管理者は、平時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第11節 警戒情報観測・収集・伝達体制の整備

防災気象情報の収集及び伝達体制の整備に努めるとともに、各機関の情報の相互利用体系の確立に努める。

第1 気象情報等の収集

1 宇都宮地方気象台から発表される気象情報、警報の収集

市は、日頃から栃木県防災行政ネットワーク、防災情報提供システム（気象庁）等を通じて、気象注意報、警報等の情報収集に努める。

宇都宮地方気象台から発表される主な気象注意報、警報は次のとおりである。

一次細分区域		南部	
市町村等をまとめた地域		南東部	
市町村		那須烏山市	
分 類	種 類	発 表 基 準 等	警戒レベル
府県気象情報		警報、注意報に先立って注意・警戒を呼び掛けたり、警報、注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説するために発表される。また、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に半日程度前から「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。	—
早期注意情報 (警報級の可能性)		警報級の現象が5日先までに予想されているときに、その可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。 ▷高：警報級の現象の可能性が高い。 ▷中：警報級の現象の可能性が高くはないが一定程度認められる。	警戒レベル1 (大雨に関する)
注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。 ▷ 表面雨量指数基準：11、土壌雨量指数基準：100	警戒レベル2 (夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル3相当)
	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 ▷ 流域雨量指数基準：小貝川流域=3.3、江川流域=15.6 ▷ 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）：那珂川流域=（5、57.4）、荒川流域=（9、17）、江川流域=（5、11.6） ▷ 指定河川洪水予報：那珂川〔小口〕、荒川〔連城橋〕	警戒レベル2
警 報	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。 ▷ 表面雨量指数基準（浸水害）：21 ▷ 土壌雨量指数基準（土砂災害）：137	警戒レベル3相当 (大雨警報（土砂災害）のみ)

分 類	種 類	発 表 基 準 等	警戒レベル
警 報	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 ▷ 流域雨量指数基準：小貝川流域=4、江川流域=19.5 ▷ 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）：荒川流域=（10、23.4） ▷ 指定河川洪水予報：那珂川〔小口〕、荒川〔連城橋〕	警戒レベル3相当
特 別 警 報	大雨特別 警 報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。 ▷ 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等 ▷ 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等 ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現 ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現	警戒レベル5相当
キキクル (危険度分布)	土砂キキクル 注意（黄）	—	警戒レベル2相当
	土砂キキクル 警戒（赤）	高齢者等避難発令の目安となる。	警戒レベル3相当
	土砂キキクル 危険（紫）	避難指示発令の目安となる。	警戒レベル4相当
	土砂キキクル 災害切迫（黒）	緊急安全確保発令の目安となる。	警戒レベル5相当
	浸水キキクル 注意（黄）	—	—
	浸水キキクル 警戒（赤）	—	—
	浸水キキクル 危険（紫）	—	—
	浸水キキクル 災害切迫（黒）	緊急安全確保発令の目安となる。	警戒レベル5相当
	洪水キキクル 注意（黄）	—	警戒レベル2相当
	洪水キキクル 警戒（赤）	洪水予報河川、水位周知河川以外の中小河川における高齢者等避難発令の目安となる。	警戒レベル3相当
	洪水キキクル 危険（紫）	洪水予報河川、水位周知河川以外の中小河川における避難指示発令の目安となる。	警戒レベル4相当
	洪水キキクル 災害切迫（黒）	洪水予報河川、水位周知河川以外の中小河川における緊急安全確保発令の目安となる。	警戒レベル5相当

分 類	種 類	発 表 基 準 等	警戒レベル
気 象 情 報	土砂災害 警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる、都県と気象台が共同で発表する情報	警戒レベル4相当
	記録的短時間 大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに発表される。現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量を知らせるために、雨量規準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキクルの危険（紫）が出現している場合 ▷ 1時間降水量：110mm	警戒レベル4相当以上 （土砂キキクル、洪水キキクルのみ）
	顕著な大雨に 関する情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線上の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。警戒レベル相当情報を補足する情報であり、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。	警戒レベル4相当以上
	台風情報	台風に関する情報	—

※ 激しい雨⇒1時間に概ね30mm以上の雨

※ 表面雨量指数⇒短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの

※ 流域雨量指数⇒河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川流域を1km四方の格子に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの

※ 土壌雨量指数⇒降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの

※ タンクモデル⇒浸透や流失を考慮したタンクを3つ重ね、降った雨が「地中に浸み込む過程」、「流失過程」をモデル化したもの。解析雨量と降水短時間予報による雨量を基に、5km格子単位で計算する。

※ 危険度分布（キキクル）⇒表面雨量指数・流域雨量指数・土壌雨量指数を用いて、気象庁が提供しているサービス。気象庁ホームページ等で確認できる。

2 防災気象情報の充実

宇都宮地方気象台は、注意報・警報の発表区域を、より地域に則した、効果的なものにするため、平成14年3月に今までの2区域（一次細分区域）から5区域（二次細分区域）に細分化を行った。また、平成20年3月には、避難勧告等の災害応急対策を適時適切に行えるよう支援するため、土砂災害警戒情報の運用を県と共同で開始し、5月には大雨及び洪水警報、注意報の基準に災害対応の新たな指標である土壌雨量指数・流域雨量指数を導入し、気象災害時の避難勧告等により有効に活用できるように改善を行った。

気象庁は、平成25年8月30日からこれまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表する運用を開始した。

平成27年1月に、国土交通省が「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」をとりまとめたことを踏まえ、気象庁では、平成28年から平成29年にかけて、大雨警報（浸水害）及び洪水警報の危険度分布の提供を開始する等、「新たなステージ」に対応した防災気象情報の改善が行われた。

宇都宮地方気象台は、平成30年度にC L検討委員会にて土砂災害警戒情報発表基準の改善を検討

し、検討結果を踏まえ令和元年5月に土砂災害警戒情報の基準変更を行った。

平成30年12月に内閣府中央防災会議WGより「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」が公表された結果、令和元年度の出水期より、住民の行動を支援する具体的な方策として、防災気象情報が5段階の警戒レベルにより提供されることとなった。

気象庁は、令和2年8月24日より大雨特別警報の発表基準を雨を要因とする基準に一元化し、台風等を要因とする特別警報の基準は暴風・高潮・波浪・暴風雪についてのみ用いることとし、大雨特別警報と警戒レベルの関係を明確化した。

気象庁、宇都宮地方気象台は、気象情報、注意報・警報等の防災気象情報をより効果的なものにするため、随時詳細な調査・分析を行い、必要があれば改善に努めている。

第2 気象情報等の伝達

市は、災害に結び付くと思われる気象情報については、次の手段をとって関係住民への周知に努める。

- 1 防災行政無線
- 2 防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む。）
- 3 市防災行政情報メール
- 4 エリアメール・緊急速報メール
- 5 消防サイレン
- 6 消防団車両
- 7 市広報車
- 8 消防団員による個別訪問
- 9 消防関係機関、警察等による個別訪問
- 10 市ホームページ
- 11 ソーシャル・ネットワーキング・サービス
- 12 自治会、自主防災組織への電話
- 13 Lアラートを通じたテレビ、ラジオ放送
- 14 とちぎテレビデータ放送

第12節 情報通信体制の整備

大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理、各種通信施設の災害対策を講じる等情報の伝達に万全を期す。

第1 本市の通信施設の現況

市は、通信施設の整備充実を図るとともに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常用発電設備、自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備に努め、通信連絡機能の維持を図る。

本市において利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- 1 防災行政無線
- 2 防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む。）
- 3 市防災行政情報メール
- 4 エリアメール・緊急速報メール
- 5 消防サイレン
- 6 栃木北東地区消防指令センターメール
- 7 消防団用デジタル簡易無線（消防救急デジタル無線受令機能を含む）
- 8 市ホームページ
- 9 ソーシャル・ネットワーキング・サービス
- 10 一般加入電話（災害時優先電話を含む。）
- 11 携帯電話（衛星携帯電話含む。）
- 12 県防災行政ネットワーク
- 13 Lアラート
- 14 とちぎテレビデータ放送

第2 県防災行政ネットワーク

県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するために県は県防災行政ネットワークを整備運用している。

災害時に、市に配備されている県防災行政ネットワークを活用して、県及び県関係出先機関等からの情報収集、県及び県関係出先機関等への被害状況等の報告が的確に行えるよう、通信訓練等を通じて運用の習熟に努める。

第3 一般加入電話（災害時優先電話）

災害時においても一般加入電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るものとするが、災害時には一般加入電話が輻輳し、使用が困難になるため、衛星携帯電話の配備を進めるとともに、災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況等を収集するため、36箇所災害時の優先電話を登録しているが、さらに登録台数を増やし、大規模災害時の通信の確保に備えるものとする。

市は、平素から次の措置を行うなど職員への周知徹底を図るものとする。

周 知 事 項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第5 防災情報伝達システム

市では、市職員・消防団・住民に対し、防災行政無線、防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む）、市防災行政情報メール、エリアメール・緊急速報メール、消防サイレン、栃木北東地区消防指令センターメール、消防団用デジタル簡易無線（消防救急デジタル無線受令機能を含む）、市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、一般加入電話（災害時優先電話を含む）、携帯電話（衛星携帯電話含む）、県防災行政ネットワーク、Lアラート、とちぎテレビデータ放送等による一斉送信により災害時の非常通信に備えている。

第6 アマチュア無線団体との協力体制の確立

災害発生時に各地の被害情報の収集・伝達等、市の情報収集体制を補完するため、平素から市内のアマチュア無線団体との協力体制を確立するとともに、防災訓練等を通じて収集内容・伝達先等について習熟を図り、市の情報収集体制の強化を推進する。

第7 県警との協力体制の確立

市の保有する通信手段が全て使用不可となった場合には、災害発生時における各地の被害情報の収集・伝達等、市の情報収集体制を補完するため、県警との間において連携・強化を図るものとする。

第8 電信電話機関との間における連携・協力

災害発生時に、各避難所における通信手段が不全となった場合に、携帯電話の充電器（蓄電池も含む。）等の貸与やWi-Fi環境の一時的構築ができるよう、平素から協力体制の確立を進めておく。

第13節 避難体制の整備

避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所等運営体制の整備を促進するとともに逃げ遅れをなくすため、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、早期避難の重要性を住民に周知する。

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

1 指定緊急避難場所の指定

- (1) 市は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）として指定する。

現在指定している箇所が、避難した住民を受け入れる施設として適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備又は指定替えを行う。

また、新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、速やかに公示して住民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

- (2) 災害対策基本法の基準に基づき、管理体制、安全性等を考慮して指定するものとする。
- (3) 市は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

2 指定避難所の指定

- (1) 市は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定避難所（以下「避難所」という。）として指定する。

現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は、指定替えを行う。

また、新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、速やかに公示して住民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

- (2) 災害対策基本法の基準に基づき、施設の規模、災害の影響、物流機能等を考慮して指定するものとする。
- (3) 上記(2)の基準に加えて、次のことにも留意する。

- ① 原則として地区別に指定し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
- ② 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。
- ③ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。
- ④ 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

3 福祉避難所の指定

- (1) 市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。

現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は、指定替えを行う。

また、新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、速やかに公示して住民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

- (2) 指定にあたっては、2の指定避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。

- ① バリアフリー化された施設であること。
 - ② 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。
- (3) バリアフリー化されており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センターや介護保険施設、障害者支援施設等の施設を活用すること。
- (4) 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

4 事前設置避難所の開設

市は、台風など事前の発災が予想される災害においては、市内5地区（烏山・向田・境・七合・荒川）の住民の自主避難用避難所として、指定緊急避難場所・指定避難所の中から事前設置避難所として指定した避難所を開設する。

5 指定緊急避難場所・指定避難所以外の避難所

市は、過去の災害の事例等から、指定緊急避難場所・指定避難所以外に自主防災組織等が自ら開設する可能性のある避難所を把握することに努めるとともに、災害時において開設を確認したときは、職員の派遣や備蓄品・資機材の提供等の支援を行う。

6 避難所の整備

市は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のようなことに留意するものとする。

(1) 整備にあたっての留意事項

- ① 避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
- ② 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- ③ 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。障害者に対しては、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備し、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ④ 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ⑤ 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、JIS規格のピクトグラムの共通化、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと。
- ⑥ 食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ⑦ 要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ⑧ 要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ⑨ 体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ⑩ 通信事業者の協力を得て、災害発生時に速やかに避難場所へ非常用固定電話やインターネット

等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN (Wi-Fi) の利用ができる環境整備に努める。

⑪ 必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。

⑫ 安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

7 学校等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童・生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

第2 避難に関する知識の周知徹底

市、県及び県警察は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持出品、避難指示の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民の周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。

さらに、市は、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、県は、災害時において市町が多様な情報発信手段を活用できるよう、普段から研修会等により支援する。

- 1 自主防災組織等を通じた周知（市）
- 2 標識、誘導標識、案内板等の設置による周知（市）
- 3 ハザードマップ等配布による周知（市）
- 4 広報紙、インターネットによる周知（市、県）
- 5 避難訓練の実施（自主防災組織等）
- 6 平素の警察活動での周知（県警察）

第3 避難実施・誘導体制の整備

1 避難基準の設定

市は、土砂災害や浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等を行う基準を設定するものとする。その際、国の避難情報に関するガイドラインに示されている情報等により検討、設定する。また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難指示等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努める。

県は、この基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

2 避難指示等の伝達手段の整備

市は、土砂災害警戒地域や、浸水が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第12節第1のとおり、防災行政無線、防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む）、市防災行政情報メール、エリアメール・緊急速報メール、消防サイレン吹鳴システム、栃木北東地区消防指令センターメール、消防団用デジタル簡易無線（消防救急デジタル無線受令機能を含む）、市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、一般加入電話（災害時優先電話を含む）、携帯電話（衛星携帯電話含む）、県防災行政ネットワーク、Lアラート、とちぎテレビデータ放

送等と、職員による広報車等での伝達や、消防団・自主防災組織等を活用した戸別伝達、放送事業者の活用等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障害の状況に応じたコミュニケーション手段を利用し、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

3 避難誘導體制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、発生しうる災害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

- ① 各地区・区域毎に事前に責任者を決定しておくこと。
- ② 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ③ 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- ④ 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- ⑤ 水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

① 帰宅困難者対策

駅の管理者は、大規模風水害等により列車が長期間停止する場合に備え、バス等による代替輸送並びに併行社線との振替輸送等の計画を策定しておく。また、市の定める緊急避難場所へ避難させることも想定し、あらかじめ市と連携した避難体制について確立しておくよう努める。

② 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市は、消防本部及び県警察と連携して、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第4 避難所管理・運営体制の整備

1 避難所管理体制の確認

市は、避難所がスムーズに開設できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法、地元自治会との協力体制等を毎年度確認しておく。

2 職員派遣体制の整備

市は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

特に、台風など事前の発災が予想される災害において住民の自主避難用避難所として開設する事前設置避難所については、毎年度当初に職員の配置計画を定める。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携と避難所の通信確保

市は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得て、連携しての避難所運営体制を事前に検討しておく。

4 指定管理者等との役割分担の明確化

市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

5 専門家等との情報交換

市および各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

6 県による体制整備支援

市は、避難所における管理・運営が円滑に行なわれるための件による支援を受けることができる。

第5 栃木県災害福祉広域支援協議会・災害福祉支援チーム（DWA T）の整備

県は、大規模災害時における要配慮者の福祉ニーズの把握及び支援調整等を円滑に実施できるよう、県社会福祉協議会及び福祉関係団体と連携して、栃木県災害福祉広域支援協議会を整備し、避難所等において支援を行う栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）を設置する。

第6 市外・県外避難者受け入れ対策

震災対策編第2章第11節第7に準ずる。

第14節 消防・救急・救助体制の整備

被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等のため、消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

第1 組織の充実強化

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づいて必要な施設及び人員の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、救急・救助体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

第2 救急・救助用車両・資機材等の整備

市及び消防本部は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

市は、無人航空機（ドローン等）等の特殊機材を活用するため、関係機関等との災害時応援協定締結に努める。

- 1 救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需用に対応できる職員の養成
- 2 救助工作車、高規格救急車、照明車等の車両の整備
- 3 応急措置の実施に必要なエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備

第3 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

市は、発災後の避難所において急患がでた場合には、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用するなどをして、消防、医療機関等のサポートに努めるものとする。

第4 消防防災ヘリコプターによる救助・救急体制の整備

市は、災害時に迅速に上空からの人命救助や救急搬送が実施できる体制を整備するため、県消防防災ヘリコプターの要請方法の周知や離着陸場の整備を図る。

第5 応援受け入れ・連携体制の整備

市及び消防本部は、本章第21節のとおり広域的な救急・救助応援受け入れ体制を整備する。

第15節 保健医療救護体制の整備

負傷者への医療救護活動や保健活動のため、保健医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

第1 保健医療体制の整備

市は、南那須医師会をはじめとする医療機関等と連携し、事前に次の項目についての計画を定め、保健医療体制の整備を図るものとする。

1 保健医療体制の整備

(1) 救護班の編成体制の確保

市は、災害時における医療救護活動や保健活動の万全を期するため、あらかじめ南那須医師会と医療救護班の編成や出動体制等について協議しておくものとする。

医療救護班は、おおむね次のような編成とする。

医師	2名
薬剤師	1名
看護師（保健師）	6名

(2) 救護所の整備

消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所にあてるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。その際、救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備に努める。

また、管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

※ 防災用エアートントに関しては、那須烏山消防署北側のプレハブ小屋内に備蓄している。

(3) 医療救護班の編成、出動

災害発生時において、栃木県東部の那珂川町及び本市の1市1町では、南那須医師会のもと医療救護班を編成し、保健医療活動にあたることとなっている。

市は、災害発生時に医療救護班の迅速な応援が得られるよう、平素から南那須医師会等と協議を行っておく。

2 医療機関の対策

医療機関は、自らの被災状況の早期把握や、医療継続の可能性の判断ができる体制を整備するとともに、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に被災状況等を入力する体制を整備する。また、被災地へ出動する救護班の編成や、救護所の設置など救急医療の体制を整備する。

第2 連絡体制の整備

市、消防機関、医療機関は、救護所に対応できない重症患者等を收容するため、公的・民間病院医療機関の被災状況、受け入れ能力、負傷者の身元確認等の情報を相互で交換できるよう連絡体制を整備する。

第3 後方医療体制等の整備

県は、栃木県医師会、栃木県歯科医師会、栃木県看護協会、栃木県薬剤師会、栃木県柔道整復師会、その他医療機関等との災害協定を具体化し、連携により後方災害医療体制の整備を図る。

1 災害医療コーディネート機能の整備

県は、災害医療コーディネーターの助言及び支援の下、災害拠点病院等の専門医師などによる災害医療コーディネートチームを編成し、被災地の医療ニーズを的確に把握しながら救護班の派遣調整や患者受入医療機関の調整を行う機能を整備する。

2 災害拠点病院の整備

県及び医療機関は連携して、災害時の緊急医療体制を確保するため、県内の公的病院、大規模総合病院の中から地域特性や病院の規模・設備等を考慮の上、施設を選定し、災害拠点病院として必要に応じて次のような整備を促進していく。

また、県内全域での災害に対して、必要な緊急医療を提供できるような配置に努める。

3 DMAT・LDMAT指定病院の整備

DMAT指定病院・LDMAT指定病院は、DMAT活動のための医療資機材を確保するほか、DMAT隊員の技術の向上を図るため、院内外における研修・訓練に努める。

県（保健福祉部）は、DMAT・LDMAT指定病院の整備拡充にあたり必要な支援を行う。

【栃木県DMAT指定病院】

病 院 名
栃木県済生会宇都宮病院
NHO栃木医療センター
JCHOうつのみや病院
上都賀総合病院
獨協医科大学病院
自治医科大学附属病院
足利赤十字病院
那須赤十字病院
芳賀赤十字病院
獨協医科大学日光医療センター
国際医療福祉大学塩谷病院
新小山指市民病院
佐野厚生総合病院

【栃木県LDMAT指定病院】

宇都宮記念病院
菅間記念病院
那須南病院

4 DPATの体制整備

県は、災害時に精神保健医療ニーズに対応するDPATについて、規程等を整備するとともに、DPATを養成するための研修や訓練を実施する。

5 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の整備

市及び県は、医療機関等と連携し、国、県、市町、栃木県医師会、病院、消防本部（局）等をネットワークで結ぶ広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用した迅速な搬送体制の確立と救急医療の提供体制の整備を図る。

第4 応援要請及び受援体制の整備

市は、市内の医療救護活動や保健活動が、医師等の不足、医薬品・医療器材の不足等により円滑に実施できない場合には県内他地域や県外に応援要請して対処するための応援要請方法、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく応援要請の手続や受援体制等を整備しておくものとする。

第5 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備など医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- 1 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- 2 年間2回以上避難訓練を実施し、夜間にも実施するよう努める。
- 3 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- 4 病院、診療所については、重症患者、高齢者、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、できる限り避難・誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮をする。
また、老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。
- 5 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第6 医療機関のライフラインの確保

県は、医療機関、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス、患者搬送用燃料等の災害時における医療施設への円滑な供給体制の整備に努める。

第16節 緊急輸送体制の整備

被災地域へ応急対策活動人員、支援物資等の緊急輸送体制の整備を図る。

第1 緊急輸送道路の確保

県、その他の道路管理者は、緊急輸送道路について、計画的な道路整備、維持管理に努めるとともに、関係者等に対して周知徹底を図る。

また、より円滑な輸送体制の確保を図るため、随時指定路線の見直しを行い、必要がある場合、関係者間での協議の上、指定路線の変更を行う。

市域における県指定緊急輸送道路は、次のとおりである。

第1次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	区 間
国道 (県管理)	293	国道293号	那珂川町富山[茨城県境] ～さくら市川岸川岸交差点[国道4号交点]

第2次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	区 間
国道 (県管理)	294	国道294号	那珂川町小川旭町交差点[国道293号交点] ～市貝町笹原田天矢場交差点[国道123号交点]
主要地方道	10	宇都宮那須烏山線	高根沢町宝積寺宝積寺交差点[国道4号交点] ～那須烏山市中央2中央交差点[国道294号交点]
一般県道	102	烏山停車場線	那須烏山市中央2旭交差点[国道294号交点] ～那須烏山市中央2中央交差点[宇都宮那須烏山線交点]

第3次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	区 間
主要地方道	10	宇都宮那須烏山線	那須烏山市中央2中央交差点[烏山停車場線交点] ～那須烏山市滝田興野大橋西交差点[国道294号交点]
			那須烏山市田野倉山中入口交差点[宇都宮那須烏山線分岐] ～那須烏山市高瀬高瀬交差点[宇都宮那須烏山線分岐]
	12	那須烏山御前山線	那須烏山市旭1[国道294号交点] ～那須烏山市大木須[茨城県境]
	25	那須烏山矢板線	那須烏山市神長[宇都宮那須烏山線交点] ～那須烏山市上川井[国道293号交点]
	61	真岡那須烏山線	真岡市東郷東郷北交差点[国道294号分岐] ～那須烏山市福岡福岡交差点[宇都宮那須烏山線交点]

区 分	設 定 基 準
第1次緊急輸送道路	◆ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ◆ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第2次緊急輸送道路	◆ 第1次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第3次緊急輸送道路	◆ 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

第2 陸上輸送体制の整備

1 道路管理者による輸送体制の整備

(1) 道路・橋りょうの整備

市、県、国土交通省関東地方整備局及びその他の道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。

また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要

な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

(2) 情報収集・連絡体制の整備

市、県及びその他の道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

(3) 道路パトロールの実施

県は、道路の維持管理に万全を期すとともに、災害の予防対策の円滑を図るため、栃木県道路パトロール実施要領に基づき、道路パトロールを実施する。

2 県警察等による交通管理体制の整備

(1) 災害発生時の交通規制計画

県警察は、災害による交通の混乱を防止し、迅速に緊急交通路を確保するため、交通規制計画を策定する。また、交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制、交通管制施設の整備

県警察は、信号機、交通情報板等の交通管制施設について災害からの安全性の確保を図るとともに、災害時における広域的な交通管理体制の充実を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察及び県は、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認手続について、迅速かつ適切な運用を図るため、事前届出による審査及び確認手続の促進を図る。

(4) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について周知徹底を図る。

第3 空中輸送体制の整備

市は、台風や豪雨等の災害時に、道路が土砂崩れ、冠水、橋りょうの損壊等により寸断され、陸上輸送に支障を来す場合に備えて、あらかじめ臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定している。

また、市は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、臨時ヘリポートについて、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、臨時ヘリポート候補地として、新たに飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として選定した場合は、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

第4 物資集積所の整備等

市は、災害時に搬送される支援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、物資集積の役割を担う物資集積拠点を整備し建物の堅牢化を行うとともに、通信機器等必要な整備を図る。

また、市は、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努める。

第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

1 建設関係機関との連携体制

市は、市内建設業者等との協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

2 物資輸送機関との連携体制

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、物資輸送機関と協定を締結するなど体制の整備に努めている。また、協定締結後は、事前に協力内容や実施体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

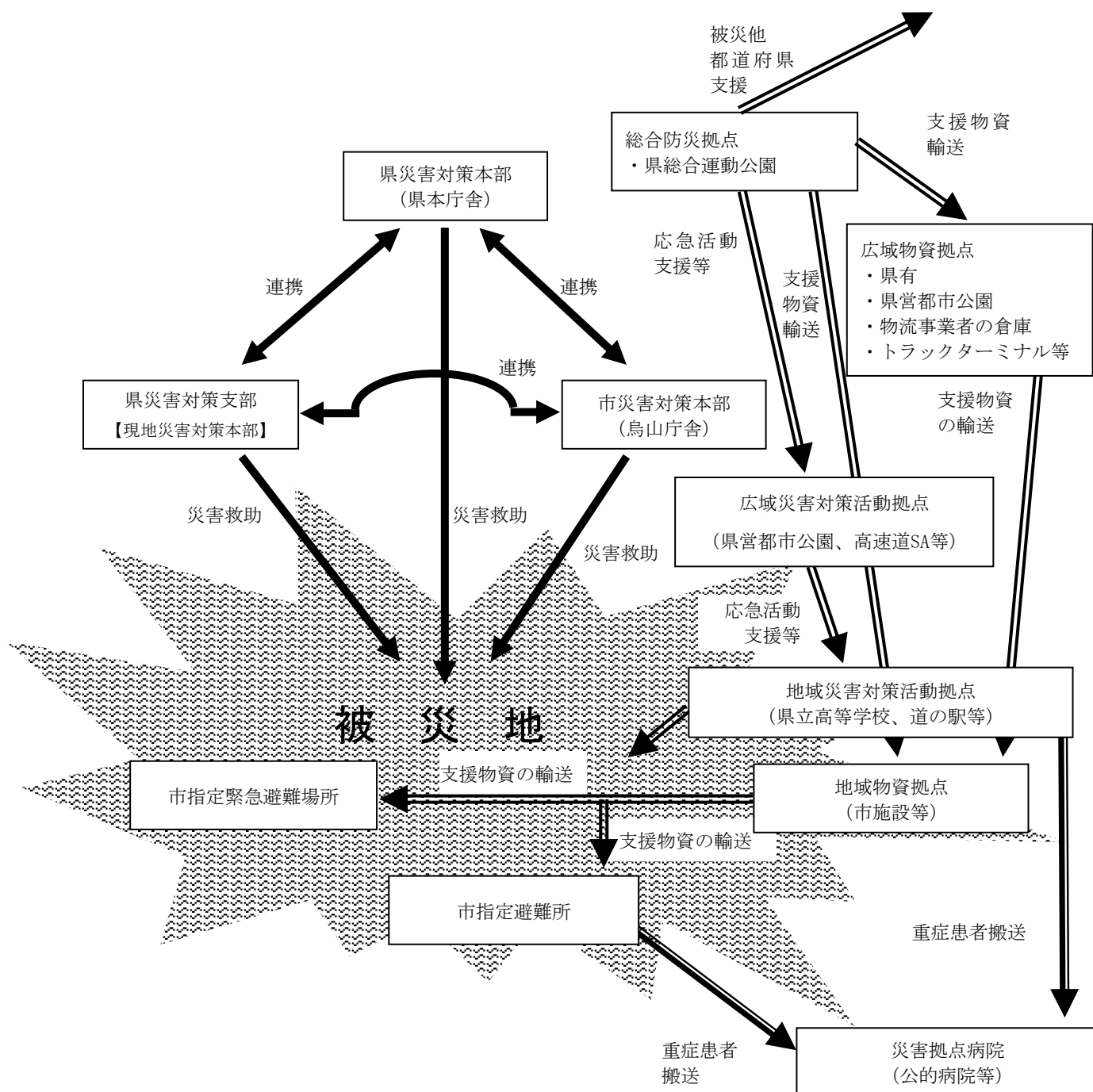
3 大規模災害時における道路啓開体制の整備

市は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、（一社）栃木県自動車整備振興会南那須支部との間に締結している協定に基づき、定期的に協力内容や実施体制の確認のための訓練を行うなど、平常時から連携体制の強化を図る。

第17節 防災拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う防災拠点の整備を図る。

第1 防災拠点の体系



第2 災害対策活動拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備を、関係機関と連携を図りながら推進していく。

1 災害対策活動拠点の種類

(1) 市災害対策本部

市は、災害対策活動の第一線の拠点となる市役所烏山庁舎について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、耐震診断に基づく耐震性の確保対策を図るとともに、迅速な初動体制を確立できるよう、通信手段の整備充実など、必要な整備を図る。

なお、当該拠点となる市役所烏山庁舎が未曾有の災害に被災し、災害対策本部としての機能を果たせない場合の代替施設として、保健福祉センターをサブ拠点に位置付けをし、当該施設においても本部機能を十二分に果たすことが出来るよう、太陽光発電設備、蓄電池設備の充実など、必要な整備を図る。

(2) 県災害対策本部、災害対策支部

県は、県災害対策本部設置場所となる県本庁舎を始めとして、県本庁舎の機能が失われた場合に災害対策本部設置の代替場所となる地方合同庁舎や消防学校、県災害対策支部となる各地方合同庁舎について、必要な整備を実施していく。

(3) 総合防災拠点

県は、県内外における大規模災害時の的確な被災地支援のための機能と地域住民が適切な避難行動等を行えるようにするための平時からの防災にかかる学習・教育機能を兼ね備えた総合的な防災拠点について、必要な整備を図る。広域災害対策活動拠点、広域物資拠点に位置付けられ、各種防災機能を有するとともに、県央部に位置し県内全域をカバーできる県総合運動公園を総合防災拠点とされている。

総合防災拠点の機能は以下のとおりとする。

- ① 備蓄機能
- ② 救援物資の集積拠点機能
- ③ 応援部隊の活動拠点機能
- ④ ヘリの離着陸機能
- ⑤ 学習・教育機能

(4) 広域災害対策活動拠点

県は、県営都市公園を中心に、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として、必要な整備を図る。

また、県内高速道路のSA（サービスエリア）やPA（パーキングエリア）について、県はNEXCO東日本と連携し、自衛隊や警察、消防等全国からの支援部隊に対する支援拠点としての活用を促進する。

(5) 地域災害対策活動拠点

県は、県立高等学校を中心に、被災地への捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動や必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として必要な整備を図る。

また、道の駅については、避難場所や捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動拠点など地域における防災拠点として位置づけ、県は、市町や関係機関と連携しながら、道の駅の防災機能の充実・強化の取組を促進する。

(6) 広域物資拠点（一時集積拠点）

県は、全国からの支援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点として、県有施設や県営都市公園、また、（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した災害時協定に基づき、同協会会員施設からあらかじめ幹線道路からのアクセス等を踏まえて複数の候補施設を選定し広域物資拠点を確保するよう努める。

(7) 地域物資拠点（二次集積拠点）

市は、市施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割等を担う地域物資拠点の必要な整備を図る。

防災拠点施設（抜粋）

拠点種別	施設名	電話番号	所在地
県災害対策本部	県本庁舎（危機管理課）	028-623-2136	宇都宮市埴田1-1-20
県災害対策支部 〈現地災害対策本部〉	県南那須庁舎 （烏山健康福祉センター）	0287-82-2231	那須烏山市中央1-6-92
市災害対策本部	那須烏山市（総務課）	0287-83-1117	那須烏山市中央1-1-1
	保健福祉センター（代替）	0287-88-7115	那須烏山市田野倉85-1
市内の地域災害対策活動拠点	烏山高等学校	0287-83-2075	那須烏山市中央3-9-8
	旧烏山女子高等学校跡地		那須烏山市金井1-4-23

2 災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備をしていく。特に、災害時において中枢の役割を担う市災害対策本部となる市役所烏山庁舎については、計画的に整備を推進する。

加えて、サブ拠点となる保健福祉センターにおいても、逐次、整備を推進していくものとする。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 非常用電源（発電、再生可能エネルギー発電設備、蓄電池システム又は蓄電機能を有する車両を含む）
- (3) 県防災行政ネットワーク
- (4) （飲料水兼）耐震性貯水槽、防火水槽
- (5) 備蓄倉庫

第18節 建築物災害予防対策

強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止、雨による地下空間や電気設備等の浸水防止対策等を図る。

第1 一般建築物に対する予防対策

1 電気設備の浸水対策

市及び県は、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」に基づき、浸水リスクの低い場所へ電気設備の設置など建築物の機能継続に向けた浸水対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

2 落下物・飛来物防止対策

県は、風水害等発生時における建築物からの落下物を防止できるよう、定期報告等の機会を通じて管理者に対して適切な改善指導を行う。また、屋根ふき材、外装材、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものが風圧で脱落・飛来しないよう指導に努める、市はこれに協力する。

第3 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点）（本章第17節参照）
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（消防本部〔那須烏山消防署〕、警察署、消防団詰所等）
- (4) 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障害者支援施設等）

2 防災対策の実施

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (1) 非常用電源の確保
- (2) 配管設備類の固定・強化
- (3) 施設・敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備
- (4) その他防災設備の充実

第4 石綿含有建材使用建築物への予防対策

震災対策編第2章第17節第8の規定に準ずる。

第19節 鉄道・インフラ事業者等の災害予防対策

鉄道、上下水道、電力、ガス等のインフラ施設について安全性を考慮した施設整備に努める。

第1 鉄道施設の対策

東日本旅客鉄道株式会社は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

1 施設等の点検巡回

災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

2 運転規則

災害により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、災害時に備えて平常時から訓練教育を行う。

第2 ヘリポート施設の対策

災害時におけるヘリポート施設の果たす役割の重要性に鑑み、必要な施設整備と維持管理に努める。

1 構造物の整備

県及びその他施設の管理者は、構造物について、必要に応じ補修改良を図り、災害に強い施設の整備に努める。

2 施設等の点検巡回

県及びその他施設の管理者は、災害による被害を最小限に抑えるため、施設等の定期的な点検、巡回を行う。

第3 ライフライン関係機関の対策

1 水道施設

市は、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図を作成する。

(3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

(4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨等発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

(5) 施設の維持管理

施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させるとともに、消火機器、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

(6) 配水管等の改良

老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮した材料の選定を行う。

(7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

(8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

(9) 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

水道事業浄水施設

事業主（事業主体）		浄水施設名	水源種別	処理方法	計画給水人口(人)
事業主（事業主体）	種 別				
那 須 烏 山 市 水 道 事 業	上水道事業	城 東 浄 水 場	浅井戸	塩素消毒	37,034
	〃	南 大 和 久 浄 水 場	〃	〃	
	〃	森 田 浄 水 場	〃	〃	
	〃	三 箇 浄 水 場	〃	〃	
	〃	小 白 井 浄 水 場	〃	〃	
	〃	大 金 台 浄 水 場	〃	〃	
	〃	境 浄 水 場	〃	〃	
	〃	境 東 浄 水 場	〃	〃	
	〃	興 野 浄 水 場	〃	〃	
	〃	向 田 浄 水 場	〃	〃	

2 下水道施設

(1) 施設の整備

市は、施設の新設、増設にあたっては、風雨や降雪に対して堅牢な構造とするとともに、河川敷内に伏越し水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

(2) 危険箇所の改善

市は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

下水道施設

区 分	処 理 場 名	所在地	供 用 開始年	処理能力 (m ³ /日)	放 流 河川名
公 共 下 水 道	烏 山 水 処 理 セ ン タ ー	那須烏山市野上316	2003	1,400	江 川
	南 那 須 水 処 理 セ ン タ ー	那須烏山市東原161—1	1998	1,300	荒 川
農 業 集 落 排水処理施設	興 野 水 処 理 セ ン タ ー	那須烏山市興野148	2000	1,217	那珂川

3 電力施設

災害発生時の電力供給の確保を図るため、電気事業者では、次の予防措置を講じる。

(1) 東京電力パワーグリッド株式会社

① 巡視、点検等の実施

台風、豪雨等に伴う災害の発生に備え、必要に応じ特別巡視、特別点検を行い、特に家屋密集地帯などの漏電等による火災の防止に努める。

② 施設対策

洪水、土砂災害、暴風、雷などに対するリスクを考慮し、施設整備の見直し、既存施設の点検・補強等を実施する。

③ 要員、資機材の確保対策

災害対策本部の要員、参集体制、関連会社を含む連絡体制を確保する。また、復旧作業等に必要資機材、車両、舟艇等のほか、非常用食料等の備蓄、調達体制の確保に努める。

④ 防災訓練の実施

災害発生時に円滑な対応を図るため、情報連絡、本部・支部運営、復旧作業、災害対策用資機材の整備点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を年1回、全店をあげて実施する。

(2) 東京電力パワーグリッド株式会社以外の発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者は、(1)に準ずる。

第4 廃棄物処理施設の対策

市は、災害廃棄物処理計画に基づき、災害時においても災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を適正かつ迅速に処理することができるよう、施設の強靱化や体制整備等の対策を講じておく

南那須地区広域行政事務組合、廃棄物処理業者及び民間事業者は、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を適正かつ迅速に処理することができるよう、施設の強靱化や体制整備等の対策を講じておく。

第20節 危険物施設等災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、市は県、事業者等関係機関と連携して各種予防対策を実施する。

第1 消防法上の危険物

本市における危険物施設（完成検査済証交付施設のほか南那須地区広域行政事務組合火災予防条例で規制されている少量危険物施設等）については、適宜、消防本部等が必要な安全対策の指導を行っている。

県、消防本部及び「消防法（昭和23年法律第186号）」上の危険物を取り扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努め、市はこれに協力する。

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (2) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (3) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (4) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (5) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 消防本部が実施する対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。
- (3) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (4) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第2 火薬類

県並びに火薬類製造・販売事業者及び火薬類消費者等は、平常時から、災害に起因する火薬類事故の抑止に努め、市はこれに協力する。

第3 LPガス

県及びLPガスの販売事業者、保安機関等（以下、本節において「販売事業者等」という。）は、次により、災害に起因するLPガス事故の抑止に努め、市はこれに協力する。

1 販売事業者等が実施する対策

火災・交通・放射性物質・危険物等対策編 第3部 放射性物質・危険物等事故対策第2章第5節第1の1に準ずる。

2 県が実施する対策

- (1) LPガスの販売事業、保安業務又は設備工事等に関する許認可及び立入検査等にあつては、災害による影響を十分に考慮した審査・指導を行う。
- (2) (一社) 栃木県LPガス協会等と連携し、災害時の応援協力体制の充実強化を推進する。

第4 高圧ガス

県及び高圧ガス製造者等（以下「高圧ガス事業者」という。）は、次により、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努め、市はこれに協力する。

1 高圧ガス事業者が実施する対策

火災・交通・放射性物質・危険物等対策編 第3部 放射性物質・危険物等事故対策第2章第5節第1の2に準ずる。

2 県が実施する対策

(一社) 栃木県一般高圧ガス安全協会等と連携し、災害時の応援協力体制の充実強化を推進する。

第5 毒物・劇物

県は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり、毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取り扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

市は、県、毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取扱う施設などが行う取組に協力する。

1 取扱施設等への指導

毒物劇物営業者やシアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

2 貯蔵量の把握

毒物劇物製造業者等における貯蔵量の把握に努める。

3 取扱施設等の把握及び指導

毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取り扱う業務上取扱者の把握に努め、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

4 講習会等の実施

毒劇物営業者等を対象に法令講習会等を実施する。

5 連絡体制の整備

市、消防本部、医療機関等と連携して、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

第6 放射性物質

1 放射性同位元素等取扱施設の管理者等の行う対策

放射性同位元素等取扱施設等の管理者は、災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市、県に対する通報連絡体制を整備する。

2 市、県及び消防機関等の対策

(1) 市、県及び消防本部は、県が策定した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知しておき、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。

(2) 市、県及び消防機関は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努め

る。

- (3) 市、県及び消防機関は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化するとともに、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国や関係機関との連携を図る。
- (4) 県は、あらかじめ県内及び近隣県の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療が可能な施設・設備の有無について把握するものとする。また、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射性物質付着検査等を実施できるよう、あらかじめ県内の医療機関における検査体制について把握しておく。
- (5) 県、県警察及び消防本部は、放射性物質事故等に備えて、救急・救助活動等に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

第21節 文教施設等災害予防対策

学校における学校安全計画等の作成や児童生徒等及び教職員に対する防災教育等を推進する。

第1 公立学校の対策

1 学校安全計画等の作成

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

学校安全計画作成上の留意点
年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み作成する。 (1) 防災教育に関する事項 ① 学年別、月別の関連教科、道徳及び総合的な学習の時間における指導事項 ② 特別活動、部活動等における指導事項 (2) 防災管理に関する事項 ① 防災のための組織づくり、連絡方法の設定 ② 避難場所、避難経路の設定と点検・確保 ③ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定 ④ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 (3) 災害安全に関する組織活動 ① 家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施 ② 教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

「危険等発生時対処要領」作成上の留意点
地域・学校の実情等に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。 (1) 大規模災害時における児童・生徒等の安全確保の方策 (2) 時間外における教職員の参集体制 (3) 保護者への引渡し又は学校の保護方策、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制等

2 学校等の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

校長等は、台風や雷、降雪時の児童生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をすることが求められる。そのため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校の防災管理・組織活動を具体的に示した学校防災マニュアルの充実を図る。

(2) 応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 児童生徒等及び教職員に対する防災教育

市及び県は、学校教育を通じて児童生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

(1) 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

① 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

その際に、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

② 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童生徒等が自らの安全を守ることがもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

③ 体験的・実践的な防災教育の推進

市及び県は、学校等における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市及び県は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第2 社会教育施設の対策

1 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、博物館等の社会教育施設の長（以下「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

施設危機管理計画作成上の留意点
年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。 (1) 災害管理に関する事項 ① 防災のための組織作り、連絡方法の設定 ② 避難場所、避難経路の設定と点検・確保 ③ 防災設備・備蓄品の点検、防災情報の活用方法の設定 ④ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 (2) 災害に関する組織活動 ① 地域社会と連携した周辺危険個所の点検、防災訓練・避難所運営訓練の実施 ② 職員を対象とした防災に関する研修 ③ 利用者に対する防災情報提供

2 社会教育施設の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

施設長は、地震発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続、中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電

気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

3 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

市及び県は、社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会の充実に努める。

(1) 防災教育の充実

- ① 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。
- ② 防災教育の実施にあたっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。
- ③ 災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることがもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

(2) 避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に利用者等が安全に避難できるように行う。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市は、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第3 私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じ必要な対策を行う。

県は、私立学校が公立学校の対策に準じて災害対策を講じる場合に、指導及び助言等を行う。

第4 文化財災害予防対策

市及び県は、住民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

- 1 文化財の所有者、管理者若しくは管理団体又は文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。
- 2 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- 3 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第22節 航空消防防災体制の整備

消防防災ヘリコプター「おおるり」や他県等ヘリコプターによる航空消防防災体制の充実強化に努める。

第1 航空消防防災体制の整備

1 消防防災ヘリコプターの活用

県は、県消防防災ヘリコプター「おおるり」を偵察、救急・救助、空中消火、人員・物資輸送等の災害応急対策活動に活用するため、航空消防防災体制の充実・強化に努める。

2 県消防防災航空隊の活動

県は、芳賀町にある「栃木ヘリポート」に、県職員、県内消防本部（局）派遣職員、民間委託先の運航関係職員で構成する消防防災航空隊を置き、県消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動にあたる。

(1) 偵察

県は、県消防防災ヘリコプターにより、上空からの目視や画像伝送等による被災地域の情報収集を実施する。

(2) 救急・救助

県は、「栃木県消防防災ヘリコプター救急システム」に基づき効率的な搬送体制を構築することにより、救命効果の向上を図る。また、地上部隊による救出が困難な場合において、安全かつ安定した人命救助を実施する。

(3) 空中消火

県は、林野火災等が発生した際、地上部隊が進入困難な場所において、県消防防災ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

(4) 人員・物資輸送

県は、災害応急対策活動に従事する人員や、食料・衣料等の生活必需品や復旧資材、医薬品や血液製剤等の救急物資等の陸路輸送が困難な場合、県消防防災ヘリコプターによる空路輸送を実施する。

第2 ヘリポートの整備・維持管理

本章第19節第2のとおりとする。

第3 離着陸場等の整備

市及び県は、離着陸場等の確保を推進し、ヘリコプターによる偵察、救急・救助、空中消火、人員・物資輸送等の応急活動が円滑に実施できる体制を整備する。また、災害時に孤立化するおそれのある地域に十分配慮して離着陸場等を整備するよう努める。

市は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、離着陸場等について、施設等の管理者等と協議して選定し、市地域防災計画に定めておくとともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、離着陸場等候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

県は、ヘリコプターによる応急活動が円滑に実施できるよう、市が地域防災計画に定めた臨時ヘリポート候補地の場所、状況等についてあらかじめ把握しておく。また、県消防防災ヘリコプター「おおるり」の飛行場外離着陸場への許可について国土交通省東京航空局東京空港事務所に通年申請を行う。

第4 広域航空消防防災応援体制の整備

1 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

(1) 通信体制の整備

応援ヘリコプターと応援要請市町消防本部（局）の基地局及び災害現場の最高指揮者との連絡のため、消防本部は、統制波を実装した無線機の整備に努める。

(2) 事前計画の作成

市及び県は、他機関のヘリコプターによる応援を受けて災害応急対策活動を実施する場合の計画を作成しておき、それに基づき必要な事項を整備する。

2 災害対策関係機関の活動体制の整備

災害等の捜索救難対策において航空機を使用する県、県警察、自衛隊、獨協医科大学病院の各機関は、「栃木県救難対策航空連絡会議」等を通して次の事項を協議し、迅速、かつ的確な捜索救難対策の実施と安全体制の確立に努める。

(1) 航空機を使用する活動における関係機関の役割分担

(2) 航空機を使用する活動における連絡調整の方法

(3) 災害現場における効率的な協力のあり方

第23節 大規模災害時における応援・受援

災害時又は災害のおそれがある場合の人員派遣を基本とした相互応援体制を整備するとともに、県内のみで支援することが出来ない場合に備え、他の自治体や関係機関との応援・受援体制を整備する。

第1 都道府県相互応援体制の整備

1 応急対策職員派遣制度（対口支援）

総務省が平成30年3月から運用開始し、都道府県が管内市区町村と一体的に被災市区町村へ人的派遣を行う仕組みであり、被災市区町村が行う災害マネジメントや避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援を行う。

2 県と他都道府県との災害時応援協定

(1) 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）に基づく相互応援

同一グループの被災都県に対し、被災しなかった都県が人的・物的支援を実施する。栃木県は、茨城県、群馬県、及び長野県と同じグループである。

(2) 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（全国知事会）に基づく相互応援

各ブロック知事会の協定に基づく応援でもなお十分な応急対策が実施できない場合に全国知事会の調整の下、各ブロック間において、人的・物的支援、施設や業務の提供・あっせん等の広域支援を実施する。

3 各省庁における派遣スキーム

次の職種または分野については、関係省庁等による全国的な調整が行われることとなっている。

職種、分野	主な支援内容	関係省庁
被災文教施設応急危険度判定	被災文教施設の応急危険度判定の実施	文部科学省
水道	応急給水、被災した水道施設の応急復旧	厚生労働省
災害派遣医療チーム（DMAT）	災害急性期（発災後概ね48時間以内）に被災地等で医療支援等を実施	厚生労働省
保健師等支援チーム	公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の巡回による被災者の健康管理	厚生労働省
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	自然災害や集団災害の発生時における、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援	厚生労働省
災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）	被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう応援	厚生労働省
農業農村災害緊急派遣隊（水土里（みどり）災害派遣隊）	被災した農地・農業用施設の初期情報収集、緊急概査、技術支援等	農林水産省
緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）	被害状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等、被災地方公共団体に対する技術的な支援	国土交通省
被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の応急危険度判定の実施	国土交通省
被災宅地危険度判定	被災した宅地の危険度判定の実施	国土交通省
下水道	被災した下水道施設の復旧	国土交通省

災害廃棄物処理支援 ネットワーク (D. Waste-Net)	<研究・専門機関（専門家・技術者を派遣）>処理体制の 構築、排出・分別方法の周知、初期推計量に応じた一次仮 置場の確保・管理運営等に関する現地支援 等 <一般廃棄物関係団体（ごみ収集車等や作業員を派遣）> 生活ごみ等の収集・運搬、処理に関する現地支援 等	環境省
---------------------------------------	---	-----

- 4 「災害時相互協力に関する申合せ」（国土交通省関東地方整備局企画部、茨城県土木部、栃木県県土整備部、群馬県県土整備部、埼玉県県土整備部、千葉県県土整備部、東京都建設局総務部、神奈川県県土整備部、山梨県県土整備部、長野県建設部、さいたま市建設局、千葉市下水道局、横浜市安全管理局及び川崎市建設局（以下「構成機関」という。）の適切な運用体制の整備

構成機関は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、災害時における被災情報等を共有化するものとする。また、緊急時における国土交通省の情報連絡員の受け入れを含めた連絡体制の確保、災害時に他の機関に貸付が可能な車両、通信機器の一覧並びにその他の防災に関する情報及び資料の交換を行うものとする。

第2 市区町村相互応援体制の整備

1 県内市町間相互応援協定

市は、県内全市町間で締結した「災害時における市町相互応援に関する協定」を実施する体制の整備に努める。県は、協定の運用が円滑にできるよう、必要な支援及び協力を行う。

2 県と市町の連携強化

県は、市町防災担当職員に対する説明会等の開催、各種防災訓練の合同実施等を行い、県と市町の連携体制の強化に努める。

3 その他災害時相互応援協定の締結の推進

市は、できるだけ多くの県内外の市町村や関係機関との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

第3 他都道府県の被災に対する応援（応援計画）

「応急対策職員派遣制度」等の応援の枠組みにより、栃木県が対口支援団体に選定された場合、県は市町と一体的に「チーム栃木」として支援を行う。

なお、市は、県の要請に応じて必要な人員・資機材を確保し県とともに活動する。

第4 大規模災害に備えた受援計画

県は、大規模災害発生により県内市町において重大な被害が発生した場合に備えて、災害時広域受援計画を策定し、県・市町が一体となった「チーム栃木」としての県内の連携に加え、他都道府県・関係機関からの支援を、市町が、迅速かつ的確に受け入れられるよう、被災市町を応援する体制の充実を図る。

市は、他都道府県・関係機関及び県内他市町からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定し、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努める。

市及び県は、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

第5 消防広域応援体制の整備

1 県内消防相互応援体制の整備

(1) 協定の適切な運用

消防本部は、特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部（局）等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

(2) 栃木県広域消防応援等計画による充実強化

消防本部は、「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について、連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

(3) 広域消防応援訓練の実施

県及び消防本部（局）は、県内全消防本部（局）による合同訓練を実施し、「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請、応援出動及び相互連携した応急活動が円滑に行えるよう訓練後に明らかになった課題等を踏まえ、体制及び計画の改善を行う。

2 緊急消防援助隊の整備

県及び消防本部は、「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努めるとともに、県外への栃木県隊出動体制の整備に努める。

(1) 受援体制の整備

県及び消防本部は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、応援要請手順、指揮体制、通信運用体制、情報提供体制その他必要な事項の整理を行う。また、県は、随時計画の見直しを行い、必要に応じて、県代表消防機関と調整の上、適宜改善を行い、より効果的な受援体制の確立を図る。

(2) 県外応援体制の整備

県は、県代表消防機関と協力して、応援等実施計画の策定を行う。

第6 県と県警察・自衛隊等との連携

1 県警察との連携体制整備

県と県警察は、災害発生時に、救助活動、交通規制、避難誘導等の応急対策活動に加えて、公共の安全や社会秩序を維持できるよう、平常時より相互の情報連絡体制を充実するとともに、共同の防災訓練を実施する等平常時より連携体制の強化を図る。

また、県警察は、全国全ての都道府県に設置され、大規模災害時に広域的に即応できかつ高度の救出救助能力を有する「広域緊急援助隊」の応援を要請した場合に、受入れが円滑に実施できるよう、県と協力して受け入れ体制の強化を図る。

2 自衛隊間の連携体制の強化

県と自衛隊は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、各々の計画の調整を図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施に努める等、平常時から連携体制の強化を図る。

また、県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。

第7 県、国、関係機関による連携体制の強化

1 消防本部、県、及び自衛隊は、「災害時の初動体制確立のための関係機関連絡会議」を年度毎に開催し、初期活動における関係機関の役割分担や、連絡調整方法、効率的な協力方法等の検討を行い、相互連携体制の強化を図る。

2 （一社）栃木県建設業協会、県、国及び自衛隊は、県内に大規模災害が発生した場合、道路の啓開活動、河川の水防活動等の現場において復旧作業等の応急対策業務を円滑に遂行するため、「大規模災害時における公共土木施設の復旧体制に関する連携会議」を年度毎に開催し、関係機関の役割分担や、連絡調整方法、効率的な協力方法等の検討を行い、連携体制の強化を図る。

第8 ライフライン等関係機関との連携

1 ライフライン等関係機関との連携

県は、県内に大規模災害が発生した場合に、ライフライン等関係機関（以下「関係機関」という。）の効率的な応急対策業務の実施や、県との連携方法、その他必要事項の報告や検討を行う「ライフライン等関係機関連絡調整会議」を必要に応じて開催し、平常時からの連携協力体制の構築を図る。

また、関係機関は、災害発生時にも安定したサービスの提供と早期の業務復旧を図るため、事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

(1) 「ライフライン等関係機関連絡調整会議」構成機関

- ① 東日本電信電話(株)栃木支店
- ② 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社
- ③ 東京ガス(株)宇都宮支社
- ④ 東日本旅客鉄道(株)大宮支社
- ⑤ 東武鉄道(株)
- ⑥ （一社）栃木県バス協会
- ⑦ 栃木県建設産業団体連合会

第9 災害時応援協定締結企業等との連携

県は、災害時に住民に対する医療救護、輸送、物資供給、情報収集伝達等の活動を適切に行い、住民の安全と住民生活の早期安定を確保するため、これらを行う機関と応援協定を締結し、連絡体制の充実を図る等、平常時より連携を強化しておくとともに、要請手順、調達方法、経費負担等の確認を行っておく。

第24節 孤立集落災害予防対策

災害時に道路や通信の途絶により孤立する可能性がある地区に対する情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

第1 現状と課題

災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶により孤立する可能性のある地区（以下「孤立可能性地区」という。）では、被害状況の把握が困難であり、救助・避難・物資輸送等にヘリコプターを活用することが必要になるなど、平地部とは異なる対応が求められるため、市及び県は事前対策に積極的に取り組む必要がある。

第2 孤立可能性地区の実態把握

市及び県は、地形・道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、平時から現状の把握に努める。

第3 未然防止対策の実施

1 道路の整備

市、県及びその他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路や橋りょうについて、洪水、土砂災害、倒木等による損壊や閉塞などの対策工事を推進する。

2 土砂災害危険箇所の整備

県は、孤立可能性地区の周辺にある土砂災害危険箇所の対策工事を推進する。

3 通信手段の確保

市は、孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備や災害時優先電話の登録など通信手段の確保に努める。

第4 発生時に備えた取り組みの実施

1 市

孤立可能性地区について、災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備を図るとともに、避難先となり得る施設を把握し、非常用電源設備の整備や水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等を備蓄する。その他、ヘリの緊急離着陸場に適した土地の確保に努める。

2 市及び県

市及び県は、孤立可能性地区における自主防災組織及び消防団等の資機材整備を支援する。また、自主防災組織及び一般世帯での備蓄や自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

3 孤立可能性地区の住民等

孤立可能性地区の住民は、本章第5節第1の住民の備蓄1週間程度の量を確保しておくよう努める。また、孤立可能性地区の自主防災組織・自治会・事業所等は、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、被害状況や救援要請などの情報を発信する訓練を実施する。

第25節 災害廃棄物等の処理体制の整備

災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理体制の整備を図る。

第1 現状

東日本大震災、平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風等において大量の災害廃棄物を処理したことを踏まえると、市、県や処理業者が連携することで適正かつ迅速に処理することが可能となる。

第2 災害廃棄物等の処理体制の整備

1 市の対策

市は災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。また、あらかじめ仮置場の設置・運用等を示した「災害廃棄物処理計画」に基づき平時の備えに努める。

2 処理業者の対策

処理業者は、事業継続計画の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

3 県の対策

県は、市や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「栃木県災害廃棄物処理計画」に基づき、必要な支援を行う。

第2章 応急対策

第1節 活動体制の確立

市の地域に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、国、県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 職員の配備体制等

災害の規模に応じた職員の配備体制及び初動体制時における決定権者は、原則として次によるものとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

1 職員の配備体制

体 制	災害の態様・体制の概要	配備基準	配備要員
注 意 体 制	大雨・洪水警報等が発令され、小規模な災害が発生するおそれがある場合又は小規模な災害が発生した場合に情報の収集及び応急対策を行う。	◆ 河川の水位が水防団待機水位に達しさらに上昇すると見込まれるとき。	総務課・農政課・都市建設課・上下水道課の課長及びG総括以上並びに危機管理G
第1警戒体制	中規模な災害が発生するおそれがある場合又は中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合（台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等）に災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う。	◆ 河川の水位が氾濫注意水位に達すると見込まれるとき。 ◆ 土砂災害警戒情報が発令されると見込まれるとき。	全参事・課（局）長及び総務課・農政課・都市建設課・上下水道課のG総括以上並びに危機管理G
第2警戒体制（風水害時のみ設置）	大規模な災害の発生が予見され災害警戒本部が設置されている場合において、災害対策の活動に備える。	◆ 気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発令され大規模な災害が発生するおそれがあるとき。 ◆ 特別警報発令の可能性が示唆されたとき。	全職員
第1非常体制（自動配備）	大規模な災害が発生するおそれがある場合又は大規模な災害が発生した場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える。	◆ 河川の水位が避難判断水位に達しさらに上昇すると見込まれるとき。 ◆ 土砂災害警戒情報が発令されたとき。	全職員
第2非常体制（自動配備）	市に特別警報が発表された場合又は災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合に災害応急対策を実施する。	◆ 河川の水位が氾濫危険水位に達した時又は氾濫が発生したとき。 ◆ 土砂災害が発生したとき。	

（注）「注意体制」における「配備要員」については、現場及び施設管理を中心とする。

2 初動体制時における決定権者

	決 定 者	代 決 者	
		第 1	第 2
注 意 体 制	総 務 課 長	総務課危機管理G総括	総務課危機管理G防災担当
警 戒 体 制	市 長	副 市 長	総 務 課 長
非 常 体 制	市 長	副 市 長	総 務 課 長

第2 注意体制

市は、市内に災害警戒本部を設置するに至らない小規模な災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合、注意体制をとり、この体制に該当する職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ① 被害が発生した日時、場所
 - ② 被害の程度
 - ③ 被害に対してとられた措置
 - ④ その他必要な事項
- (3) 被害情報の県への報告
- (4) 必要に応じて関係課（局）等への通報
- (5) 必要に応じて市長等への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）
- (7) 災害に関する情報の広報

第3 那須烏山市災害警戒本部の設置（第1警戒体制）

市は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部設置の基準

災害警戒本部は、次の基準に基づき市長が設置する。。

- ① 市に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発せられる等中規模な災害が発生するおそれがある場合
- ② 大雪警報発表後に「数年に一度の大雪」といった文言を用いて、大雪に対する一層の警戒を呼びかける内容の栃木県気象情報が発表された場合
- ③ 市内に中規模若しくは局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合（台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等）

(2) 設置場所

災害警戒本部は、那須烏山市役所烏山庁舎内に設置する。ただし、烏山庁舎が使用不能になった場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ① 災害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき。
- ② 災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めたとき。
- ③ 災害対策本部が設置されたとき。

(4) 災害警戒本部の設置又は解散の公表

災害警戒本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表する。

公 表 先	方 法	担 当
県 知 事	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	総 務 課
那 須 烏 山 警 察 署	電話、連絡員、口頭	〃
市 の 関 係 機 関	口頭、電話、庁内LAN	〃
南那須地区広域行政事務組合消防本部	県防災行政ネットワーク、電話、連絡員、口頭	〃

報	道	機	関	電話、口頭、文書	〃
---	---	---	---	----------	---

2 災害警戒本部の構成員

災害警戒本部は、市長を本部長とし、副市長、教育長、全参事・課長、消防団長、那須烏山消防署長又は那須烏山消防署長が指名する者で構成するものとする。

3 災害警戒本部会議の開催

災害警戒本部会議は、災害応急対策に関する重要事項の基本方針を決定するため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害警戒本部会議を招集するいとまがない場合は、一部の本部員との協議をもってこれに代える。

なお、災害警戒本部会議の内容は、必要な意思決定に時間を割き、単なる活動報告は書類等に取りまとめる等最小限に留める。

また、本部長は、必要があると認めるときは、災害警戒本部構成員以外の者を災害警戒本部会議に出席させることができる。

4 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置に関すること。
- (3) 災害応急対策の実施に関すること。

5 代決者

本部長（市長）不在時の意思決定者の順位を次のように決めておくものとする。

- (1) 第1順位 副市長
- (2) 第2順位 教育長

第4 災害対策本部設置前の警戒体制（第2警戒体制）

市は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び大規模な災害が発生した場合において災害対策の活動に備えるため特に必要があると認めるときなど、市長を本部長とする第2警戒体制を確立し、次の災害対策業務を実施する。

1 設置、解散の時期

(1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合において市長が必要と認めるとき。

- ① 気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発令され大規模な災害が発生するおそれがあるとき。
- ② 特別警報発令の可能性が示唆されたとき。
- ③ 大規模な災害が発生した場合において災害対策の活動に備えるため特に必要があると認めるとき。

(2) 設置場所

那須烏山市役所烏山庁舎内に設置する。ただし、烏山庁舎が使用不能になった場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

(3) 解散

次のいずれかに該当する場合、解散する。

- ① 災害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき。

② 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。

③ 災害対策本部が設置されたとき。

2 構成員

本節第3の2のとおりとする。

3 会議の開催

本節第3の3のとおりとする。

4 第2警戒体制における業務

次の災害対策業務を行う。

(1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。

(2) 災害対策本部の設置に関すること。

(3) 災害応急対策の実施に関すること。

5 代決者

本節第3の5のとおりとする。

第5 那須烏山市災害対策本部の設置（第1非常体制・第2非常体制）

1 災害対策本部の設置、解散の時期

市は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2及び那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第44号）により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部設置の基準

災害対策本部は、次の基準に基づき市長が設置する。

① 市に特別警報が発表された場合（自動的に設置）

② 市に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発表され、市内に大規模な災害発生のおそれがある場合

③ 市内で最大風速40m/sを観測した場合（自動的に設置）

④ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる大規模な災害が発生した場合

⑤ 市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、那須烏山市役所烏山庁舎内に設置する。ただし、烏山庁舎が使用不能になった場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

災害対策本部には、本部の所在を明確にするため「那須烏山市災害対策本部」の掲示をする。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

(4) 災害対策本部の設置及び解散の公表

災害対策本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話、広報車、ホームページその他确实迅速な方法で周知するものとする。

公 表 先	方 法	担 当
防 災 会 議 委 員	電話、連絡員、口頭、	総 務 課
県 須 烏 山 警 察 署	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
市 内 交 番 、 駐 在 所	電話、連絡員、口頭	〃
隣 接 の 市 町 長	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
市 の 関 係 機 関	電話、連絡員、口頭、庁内LAN	〃
南那須地区広域行政事務組合消防本部	県防災行政ネットワーク、電話、連絡員、口頭	〃
報 道 機 関	電話、口頭、文書	総 合 政 策 課
一 般 住 民	ホームページ、防災Infoなすからすやま、防災メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、とちぎテレビデータ放送、広報車、電話、口頭	総 務 課 ・ 総 合 政 策 課

2 災害対策本部の組織図

災害対策本部の組織図は、本節末尾に掲げる別表1のとおりとする。

3 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、以下に定めるところによる。

運営体制については、災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す他、警察、消防署等に職員派遣を要請する等柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

また、職員招集の迅速化を図るための職員参集用マニュアルや、災害時における迅速かつ的確な応急活動等を行うために事務局及び各部各班の業務について定める「災害時応急活動マニュアル」等を策定し、必要に応じた見直しを定期的に行う。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時に必要となる人員、物資等を想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

(1) 災害対策本部の事務分担

本節末尾に掲げる別表2の事務分担によって、災害対策の実施にあたるものとする。

(2) 本部連絡員の任命及び責務

- ① 本部連絡員は、各課長等がそれぞれ所管職員のうちから指名する者をもってあてる。
- ② 本部連絡員は、各課等の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて所属課長等に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班長に伝達する。

4 災害対策本部会議

(1) 災害対策本部会議の構成員

災害対策本部会議は、本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）、全参事・課長、消防団長、那須烏山消防署長又は消防本部消防長が指名する者で構成する。

なお、本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部会議構成員以外の者を災害対策本部会議に出席させることができる。

(2) 災害対策本部会議の開催

- ① 災害対策本部会議は、災害応急対策に関する重要事項の基本方針を決定するため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、一部の災害対策本部会議構成員との協議をもってこれに代える。
- ② 災害対策本部会議構成員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を本部長に申し出るものとする。

(3) 災害対策本部会議の協議事項

災害警戒本部会議は、以下に定める事項についての必要な意思決定に関する協議に時間を割り、単なる活動報告は書類等に取りまとめる等最小限に留める。

- ① 本部の配備体制に関すること。
- ② 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ③ 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。
- ④ その他災害対策に関する重要事項

5 代決者

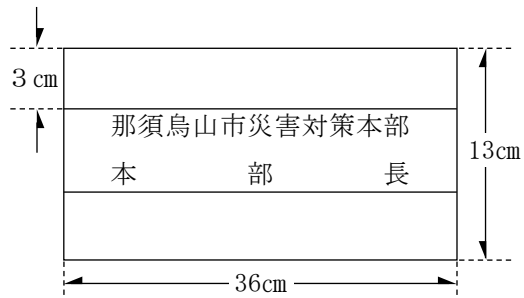
本部長（市長）不在時の意思決定者の順位を次のように決めておくものとする。

- (1) 第1順位 副市長
- (2) 第2順位 教育長

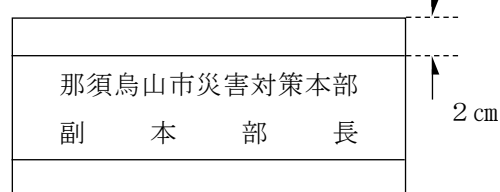
6 災害対策本部職員の証票等

- (1) 本部長、副本部長、本部員その他の職員は災害対策活動に従事するときは、次に掲げる腕章のほか、必要に応じて本部長が指定するビブス等を着用するものとする。

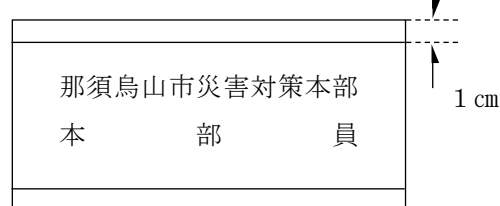
① 本部長腕章



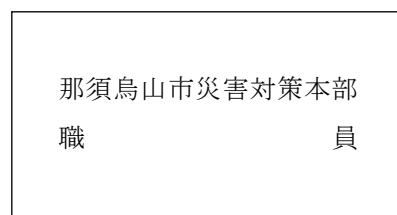
② 副本部長腕章



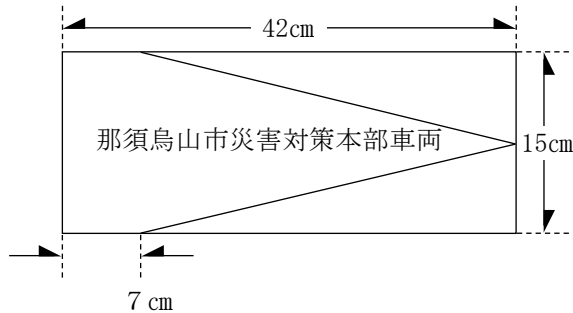
③ 本部員腕章



④ 職員腕章



- (2) 災害対策活動に使用する本部の車両には、次に掲げる標旗を付するものとする。



7 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。
- (2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもってあてる。
- (3) 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。

第6 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次の動員計画により職員の動員を行う。

1 動員体制の整備

- (1) 各所属長は、職員一人ひとりに業務内容を周知し、勤務時間外や休日等における動員計画表、連絡系統図等を作成し、確実な動員体制を整備する。
- (2) 配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において動員の伝達を受けたときは、直ちに登庁する。

2 動員の伝達方法

非常体制時の職員等への動員の伝達は、次により行う。

(1) 勤務時間内における伝達

- ① 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合において本部長（市長）が非常体制をとることを決定したときは、総務課長はこれを伝達するとともに庁内放送等によりこれを徹底する。
- ② 各参事及び各課（局）長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

招集指示を受けた職員は、直ちにあらかじめ定められた場所に参加集する。それ以外の職員は、常に気象情報等に注意し、緊急連絡に応じられるよう、自宅待機する。ただし、河川の増水などの状況によっては自主的に参加集するものとする。

① 各職員の措置

招集指示を受けた職員は、直ちにあらかじめ定められた場所に参加集する。それ以外の職員は、常に気象情報等に注意し、緊急連絡に応じられるよう、自宅待機する。

② 自主参加集

特別警報が発表された場合等は、自動的に本部が設置されるため、全職員は市役所等に自主参加集する。

なお、夜間等の場合は、被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、河川の増水等の状況によって必要と判断した場合には自主参集するものとする。

③ 参集困難な際の措置

大規模な災害が発生した場合に、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い防災活動に従事するものとする。

④ 参集時の留意事項

ア 参集時の服装等

参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、軍手、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。

なお、各職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

イ 参集途上の措置

(7) 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

(4) 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、災害あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

⑤ 参集職員が少ない場合の措置

大規模災害が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により災害対策本部の指示のもと緊急初動班を編成して必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

ア 災害情報・被害状況等の収集、把握及び県への伝達（県、消防本部、警察等と連絡）

イ 住民への広報活動（二次災害の注意、デマへの注意等）

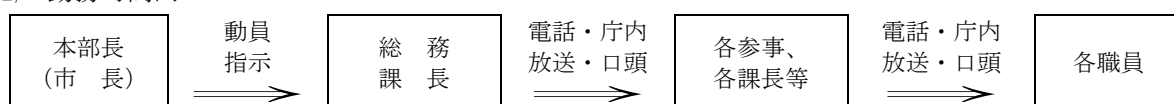
ウ 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）

エ 避難所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）

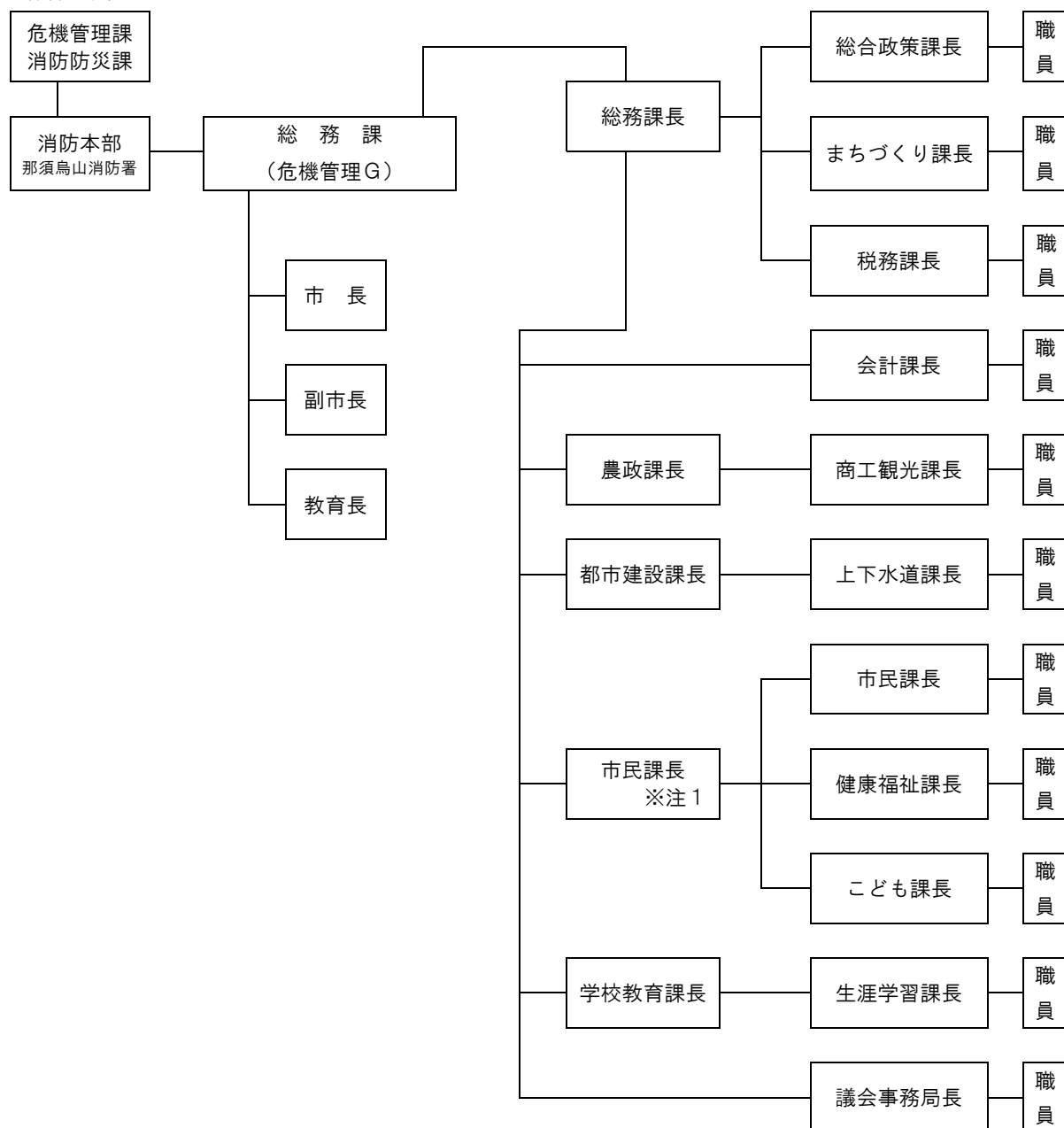
オ ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上下水道等）

3 職員動員配備の伝達系統図

(1) 勤務時間内



(2) 勤務時間外



※注1 福祉事務所長が単独で存在する場合は、市民課長の代わりに福祉事務所長をあてる。

第7 緊急対策要員の派遣

県は、大規模災害発生時又は知事が必要と認める場合において、被害情報の収集や応急対策業務等を円滑に実施するため、次に掲げる区分により県職員の中から緊急対策要員を設置する。

市は、緊急対策要員と連携して、情報収集業務等に努める。

1 情報収集要員

勤務時間内及び勤務時間外に県内に特別警報が発表された場合又は知事が必要と認める場合において、被害状況の収集及び初期応急対策業務を迅速かつ円滑に実施するため、市庁舎に登庁し、予め定

められた災害応急対策業務に従事する情報収集要員を指定する。

(1) 指定

情報収集要員は、市庁舎の近隣に居住する職員の中から、知事があらかじめ指定する。

(2) 責務

情報収集要員は、勤務時間内及び勤務時間外において県内に特別警報が発表したことを覚知した場合は、安全を確保の上、あらかじめ定められた市庁舎に登庁し、初動期における市での情報収集業務等に従事する。

また、情報収集要員は、栃木県マネジメント総括支援員が派遣された場合には、災害マネジメント業務の補佐を行う。

2 栃木県災害マネジメント総括支援員

県は、大規模災害発生時に被災市町における迅速・的確に対応すべき災害業務への対応を支援するため、市からの派遣要請により、市災害対策本部へ参画し市の応急対応等を総括的に支援する栃木県災害マネジメント総括支援員を設置する。

(1) 指定

過去に危機管理課又は消防防災課に在課経験等がある課長級職員（ただし所属長を除く）又は総括補佐の職位にある者のうちから、知事があらかじめ指定する。

(2) 責務

栃木県災害マネジメント総括支援員は、県災害対策本部（災害対策本部が設置されないときは危機管理課）から市派遣を命じられた場合は、直ちに指定された市庁舎に登庁し、情報収集要員と連携して幹部職員との調整、市における応援職員のニーズ等の把握を行うなど、市の災害マネジメントの総括的な支援業務に従事する。

3 広域物資拠点運営要員

大規模災害時に本県に設置される広域物資拠点の開設及び運営を実施する要員として、広域物資拠点運営要員を指定する。

(1) 指定

広域物資拠点運営要員は、広域物資拠点の近隣に居住する職員の中から、知事があらかじめ指定する。

(2) 責務

広域物資拠点運営要員は、災害対策本部事務局から要請があった場合は、安全を確保の上、災害対策本部が設置する広域物資拠点に参集し、広域物資拠点の開設に係る業務や物資の荷下ろし、仕分け及び積み込み等、広域物資拠点の運営に係る業務等に従事する。

第8 県による支援

県は、県内に特別警報が発表された場合及び震度6弱以上の地震が発生した場合又は市への緊急な支援が必要と危機管理監が判断した場合、第6の1の緊急対策要員（情報収集要員）を派遣し、市の被害情報の収集を行うとともに、市からの要請に基づき、緊急対策要員（栃木県災害マネジメント総括支援員）を派遣し、市の災害対策本部に参画して国、他都道府県及び関係機関との調整をはじめ、市の災害対応全般の支援を行う。併せて、物資の提供や機材の貸与、施設の提供など積極的な支援を行う。

また、従来の担当レベルでの情報提供に加え、県幹部職員から市幹部職員に対して情報提供を行う仕組みを設けるほか、大規模な被害が発生するおそれがある場合等には、知事から市長に対し、直接、助言を行う仕組み（知事ホットライン）を設け、市に対する防災体制の充実・強化を図る。

知事ホットラインの実施にあたっては、知事と市長との情報伝達の双方向化に留意する。なお、市からの質問や再確認等については危機管理課が窓口となて行う。

さらに、知事から市長への連絡に併せて、県関係課から市担当課（局）に連絡を行うことで複線化する。

また、県は、土砂災害警戒情報のほか、県が管理する洪水予報河川および水位周知河川及びダムにおける以下の事象において、避難指示や避難指示（緊急）の判断に資する情報提供を市へ行う。

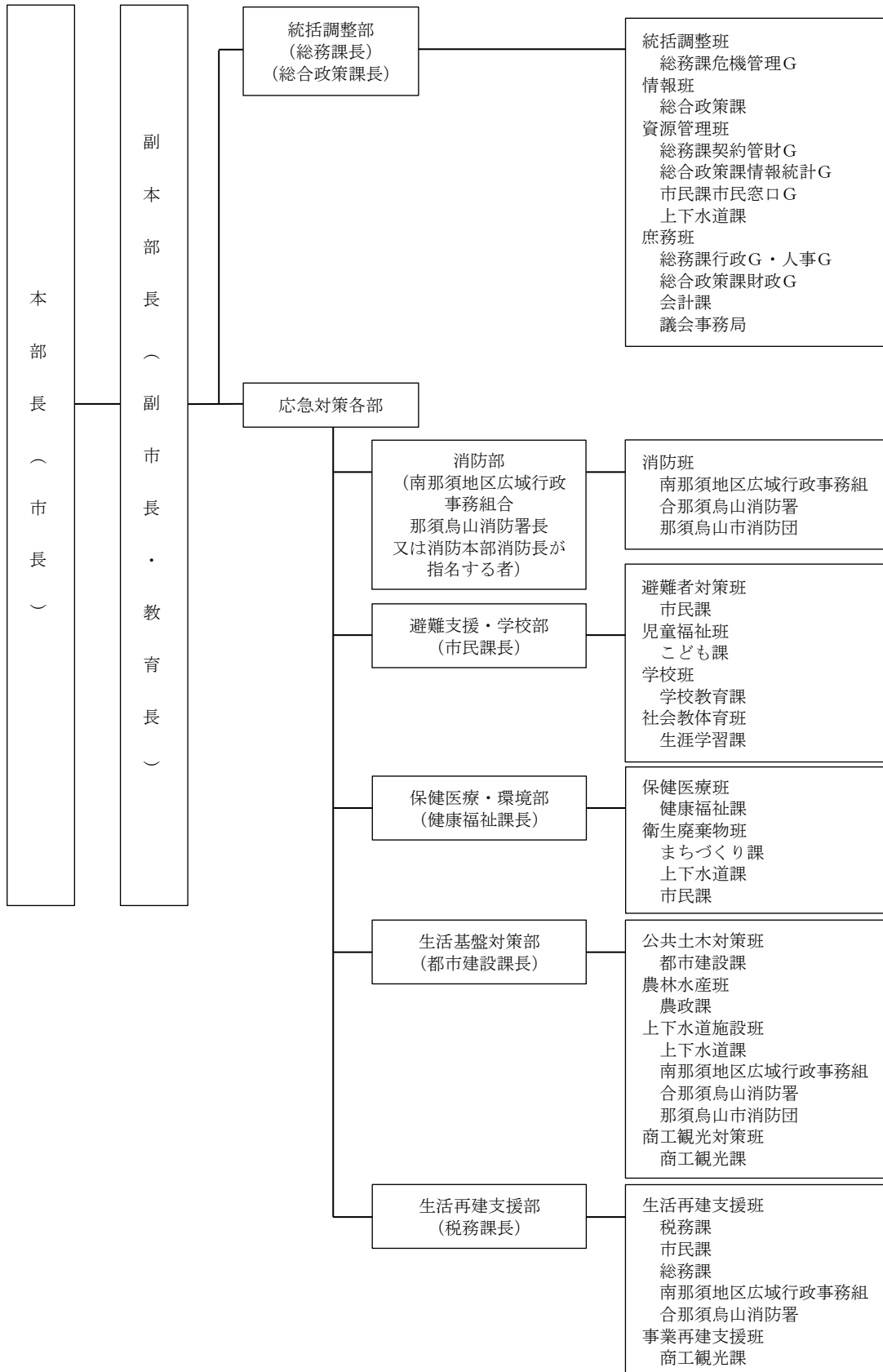
- 1 土砂災害警戒情報を発表した場合
- 2 氾濫警戒情報を発表した場合
- 3 氾濫危険情報または氾濫発生情報を発表し、知事が市長に対し、避難指示等の判断に資する情報の提供及び助言を行う前
- 4 ダムで緊急放流を開始する可能性がある3時間前及び開始する場合等、知事が市町長に対し、避難指示等の判断に資する情報提供及び助言を行う前
- 5 ダムで緊急放流を開始する可能性がある1時間前、開始時間の再調整、及び回避又は終了した場合

第9 業務継続性の確保

県は、ヒト・モノ・情報・ライフライン等の利用する資源に制約を受ける状況が考えられる中で、発災初動期において、応急業務等を実施するとともに、中断することのできない優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画（震災対策編）に準じて、全庁体制で業務を実施・継続する。

市、その他の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

別表 1 災害対策本部組織図



別表2 災害対策本部事務分掌

部 名	班 名	分 掌 事 務
統括調整部 部長：総務課長 副部長：総合政策課長	統括調整班 班長：総務課長 班員：総務課危機管理G	1 部の災害対策活動の総括に関すること。 2 部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3 本部員会議の庶務に関すること。 4 防災会議その他関係機関団体の連絡に関すること。 5 災害応急対策実施の総括に関すること。 6 災害情報のとりまとめ及び被害状況の報告に関すること。 7 避難の指示に関すること。 8 職員の動員及び派遣に関すること。 9 消防団事務に関すること。 10 緊急消防援助隊の受援に関すること。 11 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 12 関係団体、機関に対する協力及び応援の要請に関すること。 13 災害救助法の適用に関すること。 14 その他他の部の分担任務に属さない事項に関すること。 15 他の班の応援に関すること。 16 他の部の応援に関すること。
	情報班 班長：総合政策課長 班員：総合政策課	1 災害時の広報に関すること。 2 報道機関等との連絡に関すること。 3 災害状況の取材及び記録の編集保存に関すること。 4 本部長の秘書に関すること。 5 市所有の情報システムに関すること。 6 他の班の応援に関すること。
	資源管理班 班長：総務課長 班員：総務課契約管財G、総合政策課情報統計G、市民課市民窓口G、上下水道課	1 災害時における応急対策資材の調達に関すること。 2 災害時における食料等の確保に関すること。 3 市内備蓄品の放出に関すること。 4 救援物資の仕分け配分に関すること。 5 仮設トイレの設置に関すること。 6 災害時の車両調達、配車に関すること。 7 市有施設の災害対策に関すること。 8 庁舎の整備及び本部の事務に必要な施設の整備に関すること。 9 公共土木事業及び建築事業関係者への協力依頼に関すること。 10 情報系端末の調整に関すること。 11 基幹系端末の調整に関すること。 12 市所有の情報システムに関すること。 13 他の班の応援に関すること。
	庶務班 班長：総務課長 班員：総務課行政G・人事G、総合政策課、会計課、議会事務局	1 災害時における要員の確保、配分に関すること。 2 災害時における受援に関すること。 3 災害関係文書、物品、受理配布及び発送に関すること。 4 災害対策の予算及び資金に関すること。 5 災害時における出納に関すること。 6 災害時における議会活動に関すること。 7 災害時における議員との連絡調整に関すること。 8 災害見舞視察者の応接に関すること。 9 義援金等の受付、保管及び配分に関すること。 10 他の班の応援に関すること。

消 防 部 部長：南那須地区広 域行政事務組 合那須烏山消 防署長又は消 防本部消防長 が指名する者	消 防 班 班長：南那須地区広 域行政事務組 合那須烏山消 防署長又は消 防本部消防長 が指名する者 班員：南那須地区広 域行政事務組 合那須烏山消 防署 那須烏山市消 防団	- 部の災害対策活動の総括に関する事。 - 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 - 管轄区域又は隣接地区における災害防ぎょ活動に関する事。 - 人命の救出及び救助に関する事。 - 被災者の避難誘導に関する事。 - 避難路等の障害物の除去に関する事。 - 危険物等の措置に関する事。 - 排水活動並びに給水活動の協力に関する事。 - 死者及び行方不明者の捜索に関する事。 - 被災情報の収集及び情報班への報告に関する事。 - その他災害防ぎょに必要な活動に関する事。 - 他の部の応援に関する事。
避難支援・学校部 部長：市民課長	避 難 者 対 策 班 班長：市民課長 班員：市民課	- 部の災害対策活動の総括に関する事。 - 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 - 避難所の開設及び運営に関する事。 - 災害時における住民相談に関する事。 - 被災者の身元調査及び照会等に関する事。 - 遺体の埋火葬の許可に関する事。 - 行方不明者の届出の受理に関する事。 - 診療所施設の被害調査及び応急対策に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。 - 他の部の応援に関する事。
	児 童 福 祉 班 班長：こども課長 班員：こども課	- 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 - 就学前教育・保育施設園児の避難・安全対策に関する事。 - 就学前教育・保育施設園児の保護に関する事。 - 要配慮者（特に乳幼児）の安全確保対策に関する事。 - こども館来館者の避難及び安全対策に関する事。 - 放課後児童クラブ利用児童の保護に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。
	学 校 班 班長：学校教育課長 班員：学校教育課	- 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 - 小・中学校児童、生徒の避難及び安全に関する事。 - 災害時の応急教育に関する事。 - 教職員の災害対策のための確保に関する事。 - 教科書の調達あつせんに関する事。 - 学校等への避難所開設時の協力に関する事。 - 災害時の学校給食に関する事。 - 被災生徒の育英・奨学に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。
	社 会 教 体 育 班 班長：生涯学習課長 班員：生涯学習課	- 社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 - 社会教育施設への避難所開設時の協力に関する事。 - 災害対策活動に協力する社会教育団体等の連絡調整に関する事。 - 社会体育施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 - 災害対策活動に協力する社会体育団体等の連絡調整に関する事。 - 社会体育施設への避難所開設時の協力に関する事。 - 要配慮者（特に外国人）の安全確保対策に関する事。 - 文化財関係の被害調査及び応急対策に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。

保健医療・環境部 部長：健康福祉課長	保健医療班 班長：健康福祉課長 班員：健康福祉課	1 部の災害対策活動の総括に関すること。 2 部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 社会福祉協議会等との連絡調整に関すること。 5 炊出しその他食品の給与に関すること。 6 被服寝具その他生活必需品の給貸与に関すること。 7 災害弔慰金の支給等に関すること。 8 臨時予防接種に関すること。 9 要配慮者の安全確保対策に関すること。 10 防疫班の編成及び出動に関すること。 11 災害時の感染症対策に関すること。 12 食品の衛生に関すること。 13 災害時の医療助産に関すること。 14 医薬品、衛生材料、救護資材等の調達に関すること。 15 医療救護班の編成及び出動に関すること。 16 救護所の設置に関すること。 17 自班の業務の受援に関すること。 18 他の班の応援に関すること。 19 他の部の応援に関すること。
	衛生廃棄物班 班長：まちづくり課長 班員：まちづくり課 上下水道課 市民課	1 災害時におけるし尿及び廃棄物の処理に関すること。 2 環境衛生施設等との連絡調整に関すること。 3 災害時における公害防止に関すること。 4 災害時におけるねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。 5 災害時における死亡愛護動物の処理に関すること。 6 災害時における死亡者の火葬、埋葬に関すること。 7 自班の業務の受援に関すること。 8 他の班の応援に関すること。

生活基盤対策部 部長：都市建設課長	公共土木対策班 班長：都市建設課長 班員：都市建設課	- 部の災害対策活動の総括に関する事。 - 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 - 重機等の応急復旧及び資機材の調達に関する事。 - 緊急輸送に関する事。 - 都市計画施設の災害対策に関する事。 - 土地地区画整理の災害対策に関する事。 - 公共土木施設危険箇所及び迂回路線等公示等に関する事。 - 災害危険箇所の巡回パトロールに関する事。 - 災害復興都市計画の作成に関する事。 - 道路、橋りょう、河川等被害調査及び応急対策に関する事。 - 障害物の除去に関する事。 - 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事。 - 被災建築物応急危険度判定に関する事。 - 被災宅地危険度判定に関する事。 - 被災住宅復興資金に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。 - 他の部の応援に関する事。
	農林水産班 班長：農政課長 班員：農政課	- 農林水産業施設の被害調査及び応急対策に関する事。 - 市有林の災害対策及び被害調査に関する事。 - 農林水産物及び畜産物並びにその施設の被害調査及び応急対策に関する事。 - 園芸・特産関係の病虫害の発生予防及び防除に関する事。 - 被害農家の災害融資及び営農指導に関する事。 - 家畜及び畜産施設の被害状況調査に関する事。 - 被災家畜の飼料・防疫・診断に関する事。 - 死亡家畜の処理に関する事。 - 被災農林水産業者の災害融資に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。
	上下水道班 班長：上下水道課長 班員：上下水道課、 南那須地区広域行政事務組合那須烏山消防署、那須烏山市消防団	- 災害時の断水状況の調査、飲料水の確保及び応急給水に関する事。 - 水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 - 施設の応急復旧及び応援の受け入れに関する事。 - 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 - 下水道施設の復旧に関する事。 - 給水機器及びその修理資材の確保に関する事。 - 水道施設の復旧に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。
	商工観光班 班長：商工観光課長 班員：商工観光課	- 商工関係の被害調査及び応急対策に関する事。 - 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。
	生活再建支援部 部長：税務課長	
	生活再建支援班 班長：税務課長 班員：税務課、市民課、総務課、 南那須地区広域行政事務組合那須烏山消防署	- 部の災害対策活動の総括に関する事。 - 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 - 住家の被害認定調査及び報告に関する事。 - り災証明書その他の証明書の発行に関する事。 - 被災者台帳等の作成に関する事。 - 被災者生活再建支援法の適用に関する事。 - 被災者生活再建支援金の受付に関する事。 - 市民税及び国民健康保険税の減免その他災害時の税制に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。 - 他の部の応援に関する事。
	事業再建支援班 班長：商工観光課長 班員：商工観光課	- 被災商工業者に対する災害融資に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

気象予警報、水防警報等を関係機関や住民に対し迅速に伝達する。また、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難指示等の判断に必要な情報の収集・伝達・報告を行う。

第1 情報収集体制

市は、災害発生時の情報の収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を24時間365日体制で迅速、適切に実施する。

1 災害対策指揮者の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策主管職員（総務課長等）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務課担当職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡等にあたる。

(2) 連絡体制

市は、県、消防本部、県警察及び宇都宮地方気象台等からの災害情報や気象情報等を24時間365日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県、国（総務省消防庁）、防災関係機関に対し、火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

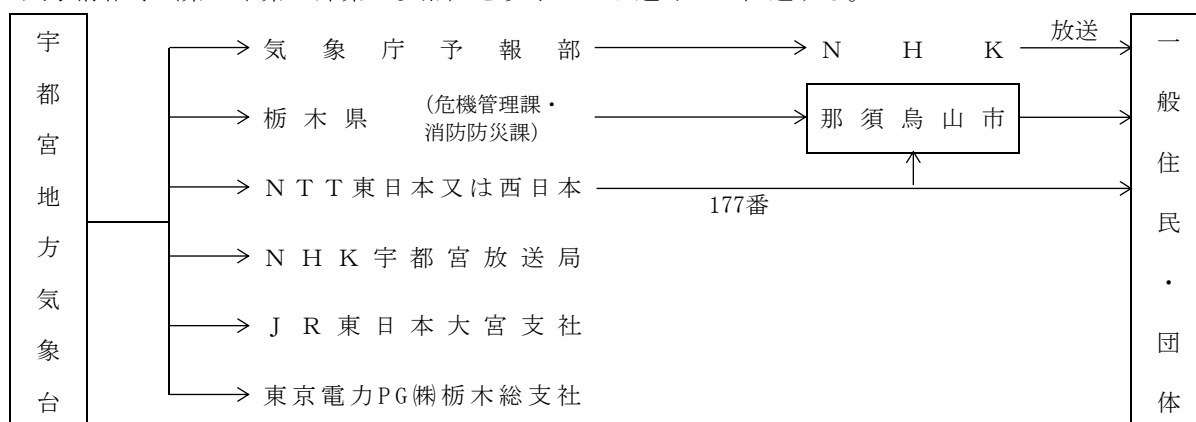
3 携帯電話の活用

状況によっては個人の所有する携帯電話を活用する他、防災行政無線、防災Infoなすからすやま・市防災行政情報メール・職員招集メール等により、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、ICT技術及び無線通信等を活用した情報伝達についても検討を行う。

第2 警戒情報等の伝達

1 気象予警報

市は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき宇都宮気象台が発表した気象注意報・警報、気象情報等（第1章第11節第1参照）を以下により速やかに伝達する。



(1) 宇都宮地方気象台

宇都宮地方気象台は、気象注意報・警報、気象情報等を発表したときは、速やかに関係機関に通報する。

(2) 県

県は、気象注意報・警報、気象情報等の通知を受けたときは、速やかに関係課・出先機関、市町、消防本部等の関係機関に伝達する。

(3) 県警察

県警察は、気象注意報・警報、気象情報等の通知を受けたときは、速やかに本部内関係課、関係の各警察署に通知する。通知を受けた警察署は、速やかに管内交番、駐在所に通知する。

(4) 市

市は、県等からの通知やラジオ、テレビ放送等によって気象注意報・警報、気象情報等を知ったときは、必要に応じて関係団体及び住民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

(5) 放送関係機関

放送関係機関は、気象注意報・警報、気象情報等の通知を受けた場合、必要に応じて、番組の間を利用又は番組を中断するなどして、速やかに住民に対してその旨の周知を図る。

3 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報

(1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、県と宇都宮地方気象台が共同で作成し、災害対策基本法、気象業務法、土砂災害防止法に基づき発表する。情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

また、県は、避難指示等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係のある市町に通知するとともに、一般に周知させるため「緊急速報メール」を活用したプッシュ型配信の運用等、必要な措置を講じる。

市は、通知を受けたときは、住民へ防災行政無線、防災Infoなすからすやま・市防災行政情報メール・エリアメール・緊急速報メールや広報車等により速やかな周知を図るとともに、避難指示等の発令など速やかな対応を行う。

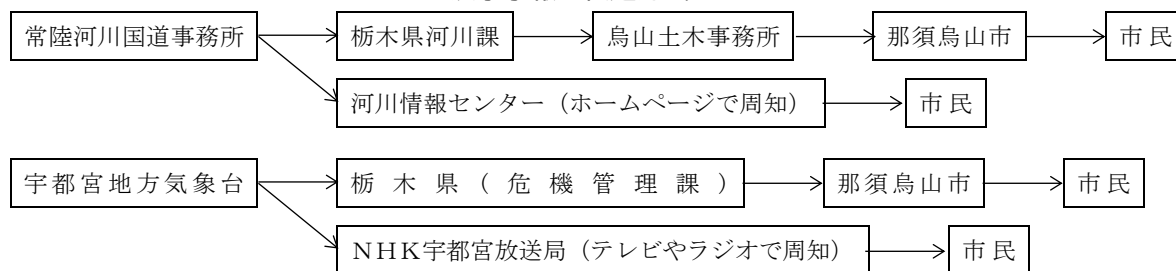
(2) 土砂災害緊急情報

土砂災害緊急情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査の結果、市町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。情報は、国又は県が関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知する。

4 指定河川洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川（那珂川）について、常陸河川国道事務所と宇都宮地方気象台とが共同し、また知事が定める河川（荒川及び箒川）について、県と宇都宮地方気象台が共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表する。下記により通知されるが、市は、通知を受けたときは、住民へ防災行政無線、防災Infoなすからすやま・市防災行政情報メール・エリアメール・緊急速報メールや広報車等により速やかな周知を図るとともに、避難指示等の発令など速やかな対応を行う。

洪水予報の伝達方式

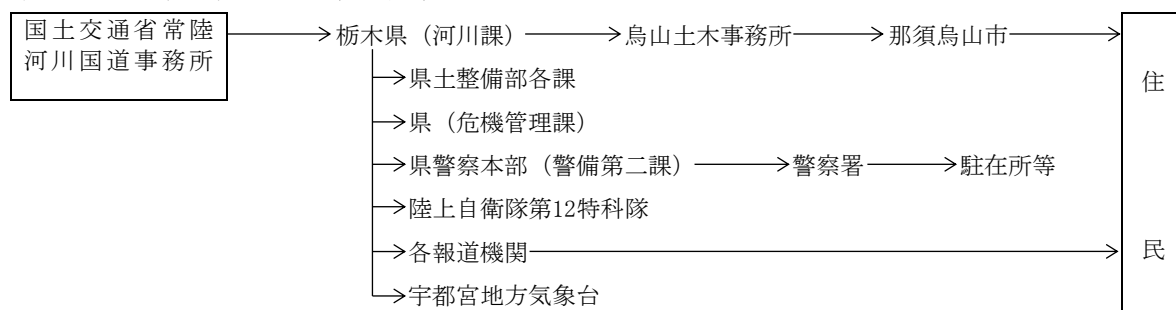


5 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川（国土交通大臣：那珂川、知事：荒川及び碓氷川）において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事の指定する河川については知事が、水防の必要がある状況が発表される（ただし、緊急の場合は烏山土木事務所長が発表し、知事に報告する）。

水防警報の伝達系統

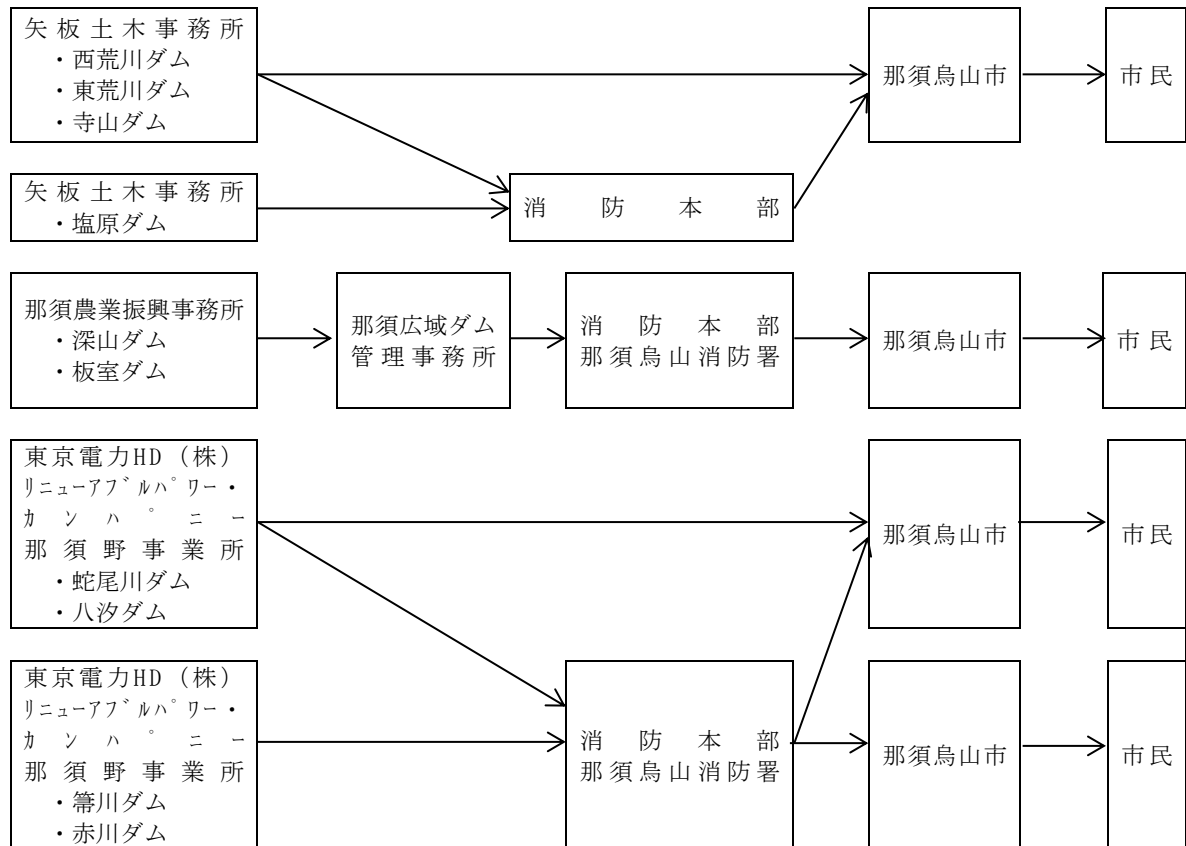
○国土交通大臣の指定する河川（那珂川）



6 ダム放流通報

ダム管理者は、洪水調節のため放流を行う場合は、ダム操作規則・細則の定めるところにより関係機関に通報する。

ダム放流通報の伝達系統



7 異常降雪時の情報交換

県、陸上自衛隊第12特科隊及び国土交通省（関東地方整備局宇都宮国道事務所）は、「異常な降雪時の情報交換に関する覚書」に基づき、県内で大雪警報が発表された場合その他必要とする場合において、次の内容の情報交換を行う。

- (1) 道路の状況に関すること。
- (2) 積雪深等の降雪に関すること。
- (3) その他必要な事項

8 鉄道・電気事業の用に適合する予報、警報

気象台は、鉄道事業施設、電気事業施設の気象等による災害の防止と事業の運用に資するため、鉄道気象通報、電力気象通報を行う。

9 一般住民からの通報

(1) 発見者の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、市又は警察に通報する。なお、土砂災害危険箇所において土砂災害発生の前兆を発見した場合、遅滞なく県（土木事務所）、市又は警察に通報する。

(2) 市、警察の処置

- ① 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに市へ通報する。
- ② 異常現象や災害による被害の通報を受けた場合、市は状況を調査し、その状況を直ちに県、宇都

宮地方気象台、関係機関に通報する。

第3 被害状況等の情報収集

1 収集すべき情報

市、県は、次に掲げる項目に留意し、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- (2) 降雨、降雪、河川水位、ダムの水位状況
- (3) 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難状況
- (4) 道路、河川、農地、建物、山林、鉄道、市街地等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 要配慮者利用施設の被害状況
- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- (10) 医薬品、血液製剤等供給施設の被害状況
- (11) その他法令に定めがある事項

2 被害状況等の収集方法

被害状況等の収集は、次により行うものとする。収集にあたっては、警察等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。

(1) 市及び消防本部の情報収集

市は、次の方法により情報の収集を行い、主管課である総務課が中心となり情報の一元管理に努めるとともに、遅滞なく県及び防災関係機関に通報するものとする。

消防本部は、住民等からの119番通報等により、署員の現地派遣、消防無線等の活用等により情報の収集を行う。

また、トランシーバー等消防団等で活用できる情報収集・伝達手段を確保する。

- ① 職員の登庁途中での情報収集
- ② 現地調査による情報収集
- ③ 住民、消防団等からの通報による情報収集
- ④ 行政区等への照会による情報収集
- ⑤ 消防署、警察署、ライフライン関係機関等からの情報収集
- ⑥ テレビ、ラジオ・インターネット等による情報収集

(2) 消防団による情報収集

消防団は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報活動を実施する。

(3) 避難所からの収集

避難者対策班から、避難状況、避難所参集途上の被災状況、住民の避難状況等を収集する。

(4) 無線による情報収集

アマチュア無線家等の無線設備所有者の協力を得て、被害情報を収集する。

3 災害時応援協定による情報収集

災害の状況等により、必要と判断される場合は、災害時応援協定に基づき、協定締結先等に無人航空機や無線設備等による被災地域の情報収集を要請する。

4 県警察による情報収集

県警察は、住民等からの110番通報等による災害情報等により、警察官を現地に派遣し情報の収集を行うほか、必要に応じて、県警ヘリコプターを出動させ、上空からの目視、画像伝送等により被災地域の情報収集を行う。

5 県職員の派遣

県は、県内に特別警報が発表された場合又は市町からの要請があった場合或いは市町への緊急な支援が必要と危機管理監が判断した場合、本章第1節第7の緊急対策要員（緊急対策要員の派遣期間後も引き続き職員の派遣が必要な場合は、本庁及び支部の職員）を派遣し、当該市町の被害情報の収集を行うとともに、避難指示、応急救助、その他市町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う。

また、災害の状況により、危機管理課・消防防災課職員（災害対策本部が設置された場合は、本部事務局職員）を現地（現地災害対策本部、市町災害対策本部等）に派遣し、情報収集を行う。

6 知事ホットラインの活用

大規模災害が発生するおそれがある場合等においては、県知事から市長に対し、本章第1節第7の直接、助言を頂く仕組み（知事ホットライン）を活用し、市における防災体制の充実・強化を図るものとする。なお、知事ホットラインを受けた場合は、市長からも知事に対して連絡が行えるとともに、市からの質問や再確認等を県危機管理課宛て行えるよう双方向化する。さらに、知事から市長への連絡に併せて、県関係課の幹部職員から総務課長へ連絡を行うことで複線化を図るものとする。

第4 情報の整理・分析

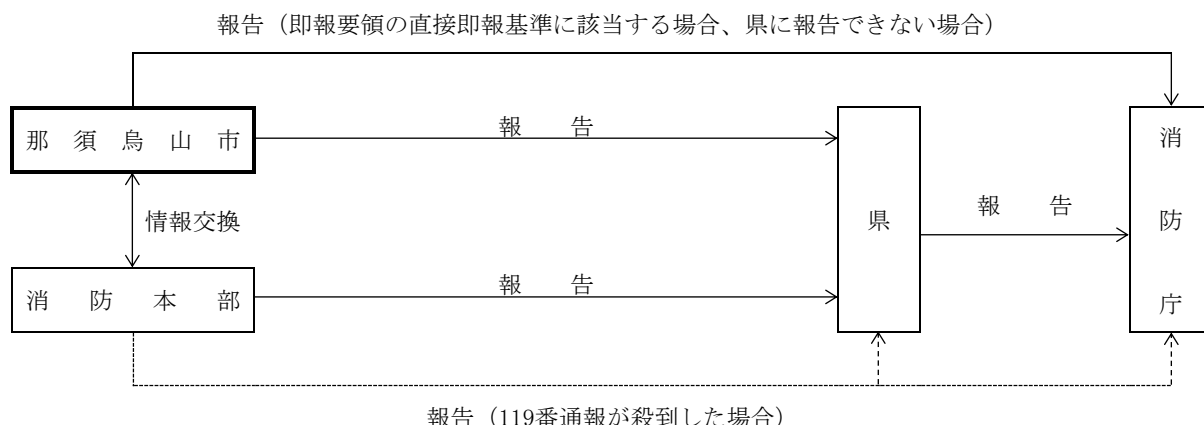
統括調整班及び情報班は、連携して収集した情報を整理・分析し、災害の全容の把握に努めるとともに、把握した情報を直ちに総務課長を通じて本部長に報告するものとする。

第5 被害状況の報告

- 市、消防本部は、市の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県（直接即報基準に該当する場合は第一報を国（総務省消防庁）にも）に報告する。報告に際し、市は、消防本部と相互に情報交換するなど連携を図るものとする。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。



- 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

第6 通信手段の種類

災害時の通信手段としては、次のようなものがある。

区 分	通 信 手 段	説 明
県 防 災 行 政 ネ ッ ト ワ ー ク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
中 央 防 災 無 線		内閣府を中心に、指定行政機関等や指定公共機関等を結ぶネットワーク
消 防 防 災 無 線		消防庁と全都道府県を結ぶ通信網、電話及びファクシミリによる相互通信と、消防庁からの一斉通報に利用する。
防 災 行 政 無 線		市区町村の地域（本市にあっては南那須地区）において、地域住民への伝達を行う。
防災Infoなすからすやま （戸別受信機含む。）		携帯電話回線網を利用し、アプリ登録者及び戸別受信機へ一斉に情報を配信する。
市防災行政情報メール		メール登録者に対し一斉に情報を配信する。
エ リ ア メ ー ル 緊 急 速 報 メ ー ル		市内に存在するNTTドコモ、KDDI、ソフトバンク等のキャリアに対して一斉に情報を配信する。
N T T	災 害 時 優 先 電 話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定する。）
	非 常 ・ 緊 急 通 話 用 電 話	災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関連機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話（災害時優先電話の設定が必要）
N T T ド コ モ	災 害 時 優 先 電 話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（一般契約携帯電話機を株式会社NTTドコモと協議して事前に設定する。）
	衛星携帯電話	衛星を利用した携帯電話機であり、災害時に通信手段の確保が困難な場合に、烏山庁舎・南那須庁舎間の通信を確保する電話（消防本部にも設置あり。）
K D D I ソ フ ト バ ン ク	災 害 時 有 線 電 話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（衛星携帯電話等を含む。）

その 他	消防サイレン	消防車、消防詰所等に設置されたサイレン
	消 防 無 線	消防機関の設置する無線設備
	消 防 団 無 線	消防団車輛に積載された簡易無線（市役所烏山庁舎にも配置）
	栃木北東指令 センターメール	メール登録消防団員、住民に対し一斉に情報を配信する。
	警 察 通 信	県警察専用電話及び無線通信
	非 常 通 信	栃木地区非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	防 災 相 互 通信用無線機	国、県、市町村、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

第7 通信施設の利用方法

1 県防災行政ネットワーク

県から発信される災害情報の収集や本市の被害状況等の報告、また他市町、消防本部、県出先機関等との通信は、県防災行政ネットワークを活用して行う。

2 防災行政無線

自営の無線網を活用し、住民へ音声情報を一斉に伝達する。住民に対し、災害情報や避難情報を迅速・確実に伝達する。

3 防災Infoなすからすやま

携帯電話回線網を活用し、アプリ登録者へ文字情報を、戸別受信機へ音声情報を一斉に伝達するシステム。住民に対し、災害情報や避難情報を迅速・確実に伝達する。

また、J-ALERTと連動し、緊急時には本システム、防災行政無線、市防災行政情報メール及びエリアメール・緊急速報メールへ一斉に情報を配信できる。

4 市防災行政情報メール

メール登録者に対し文字情報を一斉に配信する。住民に対し、災害情報や避難情報を迅速・確実に伝達する。

5 エリアメール・緊急速報メール

緊急時において、市内に存在するNTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等のキャリアに対して一斉に文字情報を配信する。住民に対し、災害情報や避難情報を迅速・確実に伝達する。

6 公衆電気通信設備の利用

市、防災関係機関は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなった場合には、次の措置を行い、通信の確保を図る。

(1) 災害時優先電話の利用

災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

(2) 非常・緊急通話用電話の利用

市は、災害時優先電話からの発信が困難な場合、「緊急扱い電話」又は「非常扱い電話」を交換手扱いにより利用する。あらかじめ登録された災害時優先電話から局番なしの「102」をダイヤルしオペレータへ申し込む。

7 栃木北東指令センターメール

市幹部職員・消防団員に対し栃木北東指令センターメールでの一斉送信により、災害時の初動体制に万全を期すものとする。

8 消防無線の共通波の利用

消防機関は、消防無線により消防機関相互間の通信を必要とする場合は、消防無線の共通波（主運

用波・統制波)で行う。

9 警察通信設備の優先利用

市、県、指定行政機関、指定地方行政機関は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

10 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

(1) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

(2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの栃木地区非常通信協議会構成員所属の無線局等に依頼する。

発 信 依 頼 局	着 信 局	その他の発信依頼局
那須烏山警察署	県 警 察 本 部	
南那須地区広域行政事務組合消防本部	県 消 防 防 災 課	
烏山土木事務所	県 危 機 管 理 課 県 消 防 防 災 課	

(3) 依頼の方法

- ① 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。
- ② 通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文200字以内とする。
- ③ あて先は、住所、氏名（職名）、電話番号を把握できる場合は、電話番号も記載する。
- ④ 本文の末尾に発信人名を記載する。
- ⑤ 用紙の余白の冒頭に、「非常」と記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

(4) 取扱い無線局等

官公庁、会社、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲は異なっているので、各防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を十分把握しておくものとする。

那須烏山市内における栃木県非常通信用無線局局名録

免 許 人	局 種	呼出符号又は名称	電波の 形 式	空中線 電 力	設置場所（電話番号）
栃木県	基	ぼうさいみなみなす	24K3G7W	20	南那須中継所 那須烏山市筑紫山2746
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん242	24K3G1D 24K3G1E	5	烏山健康福祉センター 那須烏山市中央1-6-92 (0287) 82-2231
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん258	24K3G1D 24K3G1E	5	烏山土木事務所 那須烏山市中央1-6-92 (0287) 83-1321
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん613	24K3G1D 24K3G1E	5	那須烏山市役所 南那須庁舎 那須烏山市大金240

栃木県	移	ぼうさいとちぎけん661	24K3G1D 24K3G1E	5	南那須地区広域行政 事務組合消防本部 那須烏山市神長880-1 (0287) 82-2009
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん729	24K3G1D 24K3G1E	5	烏山健康福祉センター 那須烏山市中央1-6-92 (0287) 82-2231
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん748	24K3G1D 24K3G1E	5	烏山土木事務所 那須烏山市中央1-6-92 (0287) 83-1321
南那須 地区広域	基	しょうぼうなすからすやま	F3E	10	南那須地区広域行政事務 組合消防本部
南那須 地区広域	移	なすからすやま 1～9 きゅうきゅうなすからすやま 1. 2	F3E	10	那須烏山市神長880-1 (0287) 82-2009
国土交通省	固	けんせつからすやま	G7W	0. 013	常陸河川国道事務所 那珂川上流出張所 那須烏山市初音10-20 (0287) 82-3365
国土交通省	基	けんせつからすやまだいに	F2C	20	
			F2D	〃	
			F2F	〃	
			F3C	〃	
			F3E	〃	
東電	基	とうでんからすやま	F3E	10	東京電力烏山PG (株) 烏山変電所 那須烏山市滝田923 (028) 305-8272

第8 通信施設の応急復旧

1 県防災行政ネットワーク

- (1) 通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、移動系回線と衛星系回線を使い分けるなど適時・適切な対応を行うとともに障害の早期復旧に努め、市と県、防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。
- (2) 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。
 - ① 要員の確保
 - ② 予備電源装置の起動確認及び燃料等の補充
 - ③ 機器動作状態の監視の強化
 - ④ 衛星可搬局の配置
- (3) 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。
 - ① 衛星可搬局による通信回線の確保
 - ② 職員等による仮復旧の実施

2 公衆通信

通信事業者は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) 可搬型無線機、応急用ケーブル等を使用。
- (2) 交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用。
- (3) 電力設備被災局には、移動電源車、大容量可搬型電源装置を使用。
- (4) 基幹伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置、衛星通信システムを使用。

3 移動通信

- (1) 移動通信無線基地局が被災した場合には、可搬型移動無線基地局車を使用。
- (2) 移動通信無線基地局等の電力設備が被災した場合には、移動電源車を使用。

4 警察通信

応急時には次に示すような対策を講じる。

- (1) あらかじめ定めている招集・連絡体制に基づき、対策要員を招集する。
- (2) 非常用電源（可搬用発動発電機）、応急用無線電話機等常備している応急通信回線設定用資機材を使用する。

第9 放送要請

災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに放送を要請する場合は、県と各機関で締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を県を通じて要請する。

第10 住民への伝達手段

住民への警報等の伝達は、次の手段により行う。

- 1 防災行政無線
- 2 防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む。）
- 3 市防災行政情報メール
- 4 エリアメール・緊急速報メール
- 5 消防サイレン
- 6 消防団車両
- 7 市広報車
- 8 消防団員による個別訪問
- 9 消防関係機関、警察等による個別訪問
- 10 市ホームページ
- 11 ソーシャル・ネットワーキング・サービス
- 12 自治会、自主防災組織への電話
- 13 Lアラートを通じたテレビ、ラジオ放送
- 14 とちぎテレビデータ放送

第3節 防災行動計画（タイムライン）

市は、大規模な風水害の発災前から、時間軸に沿って、市はじめ関係機関がどのような役割を果たすか、あらかじめ共通の認識をもつため、タイムラインを作成し、災害時にはこの計画に基づき行動するとともに、その有効性の検証を行い、実践的に改善を進めていく。

第1 タイムラインの概要

台風等の風水害は、いつ起こるかわからない大震災と異なり、台風等が発生してから被害が生じるまで時間があり、先を見越した対応により減災が可能である。

そのため、予め時系列の災害対応を整理したタイムラインを作成しておくことで、以下に記載する内容に資することが期待できる。

- 1 事態の水位に応じた的確な対応
- 2 関係主体が相互に連携した対応
- 3 災害発生の中の段階における早めの対応による被害の最小化（被害規模の軽減、早期の回復）

第2 市における台風等に伴う集中豪雨を想定したタイムライン

- 1 市地域防災計画におけるタイムラインの位置付け

タイムラインは、大規模な風水害を想定し、地域防災計画で定められている災害対応の実施時期を示すものである。

そのため、タイムラインは、大規模な風水害における災害対応の時系列として位置付ける。

- 2 タイムラインの前提

時間軸については、河川の堤防決壊の発生時間を0時間とし、そこから遡った72時間前からの時間軸とする。時間経過については、県が作成したタイムラインと前提を同じくすることにより、より相互に連携してタイムラインに沿った対応を実践することができると想定されるため、県と同じく、令和元年東日本台風の時間経過を参考とする。

また、対象河川は本市の洪水予報河川である那珂川、荒川、簗川とする。

- 3 タイムラインにおける関係機関

タイムラインに記載する関係機関は、以下のとおりである。

- (1) 市
- (2) 気象・水象等情報発表機関（宇都宮地方気象台、河川管理者等）
- (3) 常陸河川国道事務所
- (4) 栃木県（県災害対策本部及び事務局、県土防災センター、県各部局・県警、県災害対策支部）
- (5) 那須烏山市消防団
- (6) 南那須地区広域行政事務組合消防本部、那須烏山消防署
- (7) 那須烏山警察署
- (8) 那須烏山市社会福祉協議会
- (9) 陸上自衛隊
- (10) 住民等

- 4 タイムラインの作成、運用、検証

- (1) 作成

市は、平常時から、関係機関等と共通の時間軸に沿った具体的な対応を協議し、タイムラインを

作成する。

(2) 運用

市は、災害対応時には作成したタイムラインに沿った対応を実践する。

なお、運用にあたっては、実際の台風の進路や雨の降り方、被害の発生状況等により、災害対応の時期が早まったり、順序が変わる等、臨機の対応が必要になることに留意する。

(3) 検証

市は、タイムラインに沿った対応を実践した後は、関係機関と連携しながら有効性の検証を行い、より実践的なタイムラインになるよう改善を進めていく。

また、作成したタイムラインに基づき図上訓練や総合防災訓練等を実施する等、災害対応時にタイムラインに沿った行動が執れるよう平常時から備えるとともに、訓練によって得られた改善点をタイムラインに反映する。

第4節 災害拡大防止活動

浸水、土砂くずれ・地すべり、倒木、降雪等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため応急対策を実施する。

第1 監視、警戒

- 1 市、消防本部は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、水防団員（消防団員）、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

(1) 警戒段階

- ① 降雨量等の気象情報
- ② 河川の水位、流量等の変化
- ③ 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- ④ 住民の動向
- ⑤ その他災害の抑止に必要な事項

(2) 災害発生初期

- ① 人的被害の発生状況
- ② 家屋等建物の被害状況
- ③ 河川等の氾濫、浸水の状況
- ④ がけ崩れ、地すべり等土砂災害の発生状況
- ⑤ 避難の必要の有無、避難の状況
- ⑥ 道路、交通機関の被害状況
- ⑦ 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- ⑧ 119番通報の殺到状況
- ⑨ その他災害の応急対策活動に必要な事項

- 2 水防管理者（市長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、市水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

- (1) 堤防の水があふれる状況
- (2) 堤防の亀裂、崩壊
- (3) 水門、ひ門等の漏水、扉の締り具合
- (4) 橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

第2 浸水被害の拡大防止

1 市の活動

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、水防団（消防団）、消防本部を出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（市長）、水防団長（消防団長）、消防長

は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

なお、水防管理団体の非常配備等についての詳細は、「那須烏山市水防計画」に掲げるものとする。

第3 ダムからの放流による洪水被害の拡大防止

1 洪水調節

県は、ダム毎に定めた操作規則・細則により洪水調節を行い、下流河川の洪水の軽減を図る。

2 事前放流

県は、ダムの計画規模を上回る大規模な台風等に備え、利水容量の一部を活用しより多くの洪水調節容量を確保するため、事前放流を行い、ダムの洪水調節機能の強化を図る。

3 情報伝達

市は、必要に応じて住民へダム放流の情報を伝達するとともに、行政区・関係機関と連携して住民の避難行動を支援する。

第4 土砂災害の拡大防止

1 施設・土砂災害危険箇所等の点検・応急措置の実施

市、県及び消防等関係機関は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害危険箇所等の点検を実施し、安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

市及び県は、被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

(1) 危険度判定実施本部の設置

市災害対策本部長は、降雨等によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、那須烏山市被災宅地危険度判定実施要綱に基づき危険度判定の実施を決定し、都市建設課長を本部長とする実施本部の設置を行う。

(2) 危険度判定実施本部の組織及び運営

危険度判定実施本部の組織及び運営並びに業務は、那須烏山市被災宅地危険度判定実施要綱の定めるところによる。

3 避難対策

市、県及び消防本部は、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれが高まった場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本編第3章第6節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の指示を行う。

第5 河川管理施設等の対策

市及び県は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

第6 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木等があった場合には、速やかな除去に努める。

第7 異常降雪時の対策

道路管理者は、交通障害の発生時には、必要な災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第8 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

震災対策編第3章第9節第2の3の規定を準用する。

第5節 相互応援協力・応援、派遣要請

市、県は、自力による災害応急対策が困難な場合、応急対策職員派遣制度や知事会等の相互応援協定に基づく応援要請や自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

第1 都道府県・市区町村相互応援協力等

1 都道府県間の相互応援協力

県は、災害の規模・態様を勘案して必要と判断する場合、災害時広域受援計画の定めるところにより、総務省・全国知事会等で構成する「応援職員確保現地調整会議」に応援要請を行うほか、必要に応じて、災害時応援協定に基づき、他の都道府県に対し応援を求める。

2 市区町村間の相互応援協力

市は、災害が発生した際において、災害応急対策を実施するために必要な場合は、他の市区町村や県等に応援を求める。

このとき、応援要請を受けた市区町村は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防ぎよし又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得る緊急性の高い措置について応諾義務を負う。

また、県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。

(1) 「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく相互応援

市は、同協定に基づき、県内の他の市町に対して応援要請を行う。また、各市町は、必要に応じて、自主的に市を応援する。

(2) 協定等に基づく相互応援

市は、応急対策を実施するために必要な場合は、各相互応援協定等に基づき、他の市区町村等に対して応援要請を行う。

(3) 県への応援要請

市は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対して応援を求める。

(4) 国土交通省との連携

市は、「災害時の情報交換に関する協定」に基づき、必要に応じ国土交通省関東地方整備局から情報連絡員を受け入れ、被害情報の共有を図る。

関東地方整備局は、市に対して支援を行う。

3 県の応援協力

県は、市からの応援要請に応じて、又は市からの応援要請がない場合であっても必要と認める場合に、市の応急対策活動を支援するための職員を派遣し、又は必要な災害応急対策を実施する。

4 県と市町が一体となった応援体制

県は、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、市長会及び町村会と連携して県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行う。

5 消防相互応援協力

県内消防相互応援及び緊急消防援助隊については、本章第9節の定めるところによる。

第2 内閣総理大臣又は指定行政機関、指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請、あつせん

1 市は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員

の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求める。

- 2 県は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定行政機関や指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣等応援を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関や指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。
- 3 市は、職員の派遣の要請及びあつせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。
 - (1) 派遣を要請する（あつせんを求める）理由
 - (2) 派遣を要請する（あつせんを求める）職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を要請する期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第3 指定行政機関等に対する災害応急対策の要請

県は、災害応急対策が的確、円滑に行われるようにするため、必要がある場合は、指定行政機関の長、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関に対して災害応急対策の実施を要請する。また、大規模災害により、全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合、以下の事務について、応急措置の全部又は一部を代行するよう要請する。

- 1 他人の土地等を一次使用し、又は土石等を使用し、若しくは使用する権限
- 2 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- 3 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第4 ライフライン関係機関との連携

市及び県は、ライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、市災害対策本部及び県災害対策本部組織への参画を図り、次のような応急対策及び復旧活動の調整等を行う。

- 1 県の災害応急対策活動との調整
- 2 ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携
- 3 復旧作業にあたって重機等の確保

第5 物流関係機関との連携

県は、(一社)栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した災害時協定に基づき、大規模な災害が発生した場合において、支援物資を適時・適切に被災した市町に届けられるような仕組みを検討するとともに、必要に応じて物流専門家を県災害対策本部、県一次集積拠点、被災市町等に派遣するよう両協会に要請する。

市は、(一社)栃木県トラック協会塩那支部と締結した災害時協定に基づき、大規模な災害が発生した場合において、支援物資を適時・適切に市に届けられるような仕組みを検討するとともに、必要に応じて物流専門家を市災害対策本部、市物資集積拠点、避難所等に派遣するよう支部に要請する。

物流専門家は、物資の総合的なコントロールを行うため、県・市の災害対策本部事務局職員と協力して、物資の在庫管理や輸送トラックの配送指示等、必要な調整を行うものとする。

第6 自衛隊派遣要請

- 1 派遣要請

市長は、災害の発生により人命、財産の保護について、必要と認めた場合には、知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

- 2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
3 避難者等の搜索活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作製、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
6 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7 診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
8 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
10 救援物資の無償貸付、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 災害派遣要請手続

(1) 要請依頼者

市長

(2) 事務手続

総務課において次により行う。

① 要請窓口

ア 県県民生活部危機管理課

イ 陸上自衛隊第12特科隊第3科（特に緊急を要し、かつ、知事に対して要請を行うことができない場合）

② 災害派遣要請の依頼方法

市は、県に対して派遣に必要な事項を記した文書（様式）をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等により依頼し、事後所定の手続をとるものとする。

なお、特に緊急を要し、県に対して要請を行うことができないときは、速やかに陸上自衛隊第12特科隊第3科に通知する。この場合、その旨を速やかに県に通知するものとする。

様式	第	号
	年	月
栃木県知事	様	
		那須烏山市長名
陸上自衛隊の災害派遣要請の依頼について		
次により陸上自衛隊の派遣について依頼します。 1 災害の状況及び派遣を要請する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考事項		

4 情報の交換

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、県及び陸上自衛隊第12特科隊第3科と相互に情報の交換を行う。

5 災害派遣部隊の受け入れ体制

(1) 災害救援活動の調整

市は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

(2) 資材の準備

市は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

(3) 宿舎のあつせん

市は、災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあつせんする。

(4) 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と協議するものとする。

- ① 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

6 災害派遣部隊の撤収要請

市は、災害救助活動の必要がなくなった場合、県及び陸上自衛隊第12旅団長と協議の上、県に対して撤収要請を依頼する。

第6節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用した場合、市は県と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

第1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めたとき、市町を単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し救助を実施することを決定する。

市は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 市において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数以上のとき。（1号基準）
- (2) 市において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数の2分の1以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が1,500以上のとき。（2号基準）
- (3) 市において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ、県全体で住家が滅失した世帯数が7,000以上のとき。（3号前段基準）
- (4) 市において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）
 - ① 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
 - ② 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）

- (1) 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
- (3) 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

災害救助法適用基準一覧表

那須烏山市の人口（令和2年国勢調査人口）	滅失世帯数
15,000人以上30,000人未満	50世帯以上

(注) 1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の滅失世帯換算率は、半焼、半壊にあつては1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯とする。

2 人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。

第2 災害救助法の適用手続

- 1 県は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、市に対し、被害状況について報告を求める。

市は、県からの照会の有無にかかわらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確

に被害状況を収集把握して県に報告するものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当する災害
- (2) 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
- (3) 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
- (4) 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
- (5) その他特に報告の指示のあった災害

2 市は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

3 市災害救助法所管課（総務課）は、市民課、健康福祉課、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査にあたっては、遺漏、重複、誤認等のないよう留意する。

4 県は必要に応じて職員を派遣し、市の行う被害状況の調査に応援、協力、立会い等を行う。

5 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。

6 県は、市から被害状況報告を受けた場合には、当該報告を確認集計の上、内閣総理大臣に情報提供し、必要に応じ災害救助法の適用について協議する。

ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、市は、直接内閣府に対して情報提供を行うことがある。

7 県は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、市、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する。

第3 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、市長及び知事は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

1 災害が発生した段階の救助

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の搜索
- (13) 死体の処理
- (14) 障害物の除去
- (15) 応急救助のための輸送

2 災害が発生するおそれ段階の救助

- (1) 避難所の設置

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部）を設置し、その所管区域となり、当該区域で被害を受けるおそれがある場合となる。

第4 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、市及び県は、次の救助を実施する。

- 1 県は、上記第3の救助の種類のうち、下記のものに係る事務については、原則として、その事務の全部又は一部を市長に委任することとする。この場合、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、直ちにその旨を公示する。
 - (1) 避難所の設置
 - (3) 炊出しその他による食品の給与
 - (4) 飲料水の供給
 - (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (6) 医療
 - (7) 助産
 - (8) 被災者の救出
 - (9) 被災した住宅の応急修理
 - (10) 学用品の給与
 - (11) 埋葬
 - (12) 死体の搜索
 - (13) 死体の処理
 - (14) 障害物の除去
 - (15) 応急救助のための輸送
- 2 1により知事の権限の一部が市長に委任された場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助を行う。
- 3 市は、1による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後速やかに県に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- 4 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- 5 救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

第7節 避難対策

市、県、防災関係機関との連携により避難誘導を行うとともに、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所等における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

第1 実施体制

市長は、避難の指示及び警戒区域の設定を行う。

県は、市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。特に、市長が早期に適切な避難判断を行うことができるよう、県は宇都宮地方気象台と連携し、適時適切な助言等を行うよう努めるものとする。

なお、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が避難の指示を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合、避難の指示を行った者は、速やかにその旨を市に通知する。

また、市長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示等に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

第2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び警戒区域の設定の内容

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準

災害に係る高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保は、次の場合に、必要な範囲の住民に対して行う。災害対策基本法に基づく避難について、市長は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって指示を行う。なお、避難指示等の発令基準に達したときは、災害の危険性が高まっている状況であることから、避難所の開設が間に合っていない場合においても、市長は躊躇なく指示を行う。

また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合に緊急安全確保を発令する。

知事は、市長に対し、避難指示等の判断に資する情報の提供及び助言を行う。その際、単なる自然現象に関する情報の提供にとどまらず、災害による危険が生ずることが予想される地域や避難指示・指示等を発令すべきタイミングなどについて技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。

- ① 洪水のおそれがあるとき。
- ② 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき。
- ③ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき。
- ④ その他特に必要があると認められるとき。

避難指示等の発令基準

指定河川の洪水に係る避難指示等の発令基準	
基準観測所	那珂川：小口観測所、荒川：連城橋観測所、箒川：佐久山観測所
警戒レベル3 高齢者等避難	▷ 水位観測所の水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合又は 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。 那珂川：5.00m 荒川：2.00m 箒川：3.50m ▷ 氾濫警戒情報が発表されたとき。
警戒レベル4 避難指示	▷ 水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき。 那珂川：5.50m 荒川：2.50m 箒川：4.00m ▷ 氾濫危険情報が発表されたとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	▷ 氾濫が発生したとき。 ▷ 堤防が決壊したとき。
指定河川以外の中小河川の洪水に係る避難指示等の発令基準	
警戒レベル3 高齢者等避難	▷ 気象庁の洪水キキクルにおいて、危険度が警戒（赤）に達したとき。 ▷ 市が把握した情報を解析した結果、市長が発令が必要であると判断したとき。
警戒レベル4 避難指示	▷ 気象庁の洪水キキクルにおいて、危険度が非常に危険（うす紫）に達したとき。 ▷ 市が把握した情報を解析した結果、市長が発令が必要であると判断したとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	▷ 氾濫が発生したとき。 ▷ 堤防が決壊したとき。
土砂災害に係る避難指示等の発令基準	
警戒レベル3 高齢者等避難	▷ 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。 ▷ 気象庁の土砂キキクルにおいて、危険度が警戒（赤）に達したとき。 ▷ 前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見されたとき。
警戒レベル4 避難指示	▷ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ▷ 気象庁の土砂キキクルにおいて、危険度が非常に危険（うす紫）に達したとき。 ▷ 前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生） が発見されたとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	▷ 土砂災害が発生したとき。 ▷ 土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。

(2) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容

市その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行う。

- ① 避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難経路
- ④ 避難の理由
- ⑤ 避難時の注意事項
- ⑥ その他の必要事項

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する（警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載）。住民は警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難を基本とする。

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報
(警戒レベル1)	(災害への心構えを高める。)	(早期注意情報)
(警戒レベル2)	(避難に備え自らの避難行動を確認する。)	(大雨・洪水注意報等)
警戒レベル3	高齢者等は立ち退き避難する。 その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。	避難指示
	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難指示(緊急) ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※可能な範囲で発令

(3) 避難の指示の種類

避難の指示は下表のとおりである。

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示し、速やかに知事に報告する。

区分	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
高齢者等避難	市長 災害対策基本法 第56条第1項・第2項	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
避難の指示	市長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
	知事 災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事又はその命を受けた職員 地すべり等防止法 第25条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 水防法第29条	立ち退きの指示	洪水、雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 災害対策基本法 第61条第1項・第2項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	市長が立ち退きを指示することができないと認めるとき又は市町長から要求があったとき。
	警察官 警察官職務執行法 第4条	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき。
	自衛官 自衛隊法 第94条第1項	警告、避難の措置	警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる。
緊急安全確保措置の指示	市長 災害対策基本法 第60条第3項	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
	知事 災害対策基本法 第60条第6項	緊急安全確保措置の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 災害対策基本法 第61条第1項	緊急安全確保措置の指示	市長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市町長から要求があったとき。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難の指示の違い

避難の指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

(2) 警戒区域の種類

警戒区域の設定の種類は下表のとおりである。

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
(1)	市 災害対策基本法 第63条第1項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
(2)	水防団長、水防団員、消防職員 水防法 第21条第1項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合。
(3)	消 防 吏 員 、 消 防 団 員 消防法 第28条第1項、第36条	立ち入りの制限、禁止、退去命令	火災の現場、水災を除く災害。
(4)	警 察 官 災害対策基本法 第63条第2項他	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合。
(5)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の 自 衛 官 災害対策基本法 第63条第3項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(4)の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる。

第3 避難指示等の周知・誘導

1 高齢者等避難の住民への周知

市は、「高齢者等避難」を発令した際は、高齢者等の避難に時間を要する要配慮者が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の住民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

2 避難の指示の住民への周知

避難の指示を実施したときは、当該実施機関は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底ができるよう、おおむね次の方法により伝達する。特に一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 防災行政無線
- (2) 防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む。）
- (3) 市防災行政情報メール
- (4) エリアメール・緊急速報メール
- (5) 消防サイレン

- (6) 消防団車両
- (7) 市広報車
- (8) 消防団員による個別訪問
- (9) 消防関係機関、警察等による個別訪問
- (10) 市ホームページ
- (11) ソーシャル・ネットワーキング・サービス
- (12) 自治会、自主防災組織への電話
- (13) Lアラートを通じたテレビ、ラジオ放送等
- (14) とちぎテレビデータ放送

3 市の報告

市は、避難の指示を実施したとき、又は避難の指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

4 関係機関相互の連絡

市その他の避難指示等実施機関は、避難の指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

5 避難の誘導

(1) 住民の誘導

市その他の避難指示等実施機関は、住民が安全、迅速に避難できるよう警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等、速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

(3) 帰宅困難者の支援

市は、徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

県は、コンビニエンス事業者等の協力を得て、徒歩帰宅者等に対し、水、トイレ、災害情報の提供や消防、警察等に対する通報等への支援を図る。

6 案内標識の設置

市は、避難場所等を明示する案内標識を設置するなど迅速に避難できるよう措置する。

第4 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

(1) 市は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、避難所を設置する。

(2) 市は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。要配慮者については、必要に応じ一般の避難施設とは別の介護機能を備えた福祉避難所に受け入れ要請をする。状況によっては、福祉避難所以外の指定避難所についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「福祉避難室」として開設するものとする。本市の避難所は、資料編に掲載のとおりである。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、市外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

- (3) 市は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。
- (4) 市は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に受け入れる者を誘導し、保護する。
- (5) 市は、開設している避難所については、リスト化に努める。
- (6) 市は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。
- (7) 市は、避難所を設置した場合は、直ちに次の事項を県に報告する。
 - ① 避難所開設の日時、場所
 - ② 収容人員
 - ③ 開設期間の見込み
 - ④ その他必要事項

2 避難所の運営

- (1) 市は、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備及び管理責任者（リーダー・副リーダー）に、男女双方を配置するよう努める。
- (2) 市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮するとともに、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努め、外国人等への情報伝達においても多言語表示シートの提示等により配慮する。
 また、障害者に対しては、食料や衣服の配布などの生活情報や余震などに関する避難情報が伝達されにくく、周囲の避難者との意思疎通ができず孤立する状況もあることから、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報提供を行う。
- (3) 市は、避難所の衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 市は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの予防に努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (5) 市は、避難者やボランティア等に対する熱中症対策を十分に行う。
- (6) 市は、那須烏山警察署と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。
- (7) 市は、運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズへの対応に努める。
 なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、とちぎ男女共同参画センターなどを積極的に活用する。
- (8) 市は、通信事業者の協力を得て、非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。

- (9) 市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。
- (10) 市は、安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに市本庁舎と避難所との連携体制を確立する。
- (11) 市は、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報管理を徹底する。
- (12) 市は、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

第5 要配慮者への生活支援

1 要配慮者への日常生活の支援

市及び県は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、乳児ミルク（アレルギー除去ミルク含む）、アレルギー除去食品等の病者用食品、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

2 被災児童等への対策

市及び県は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族の引き渡しや福祉施設への受け入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 外国人への対策

市及び県は、被災した外国人に対して、（公財）栃木県国際交流協会等との連携のもとに生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

4 栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）による支援

県は、県社会福祉協議会及び福祉関係団体との栃木県災害福祉広域支援協議会を活用し、避難所等に福祉専門職で編成される栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）を派遣する。栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）は、避難所等において市と連携し、専門的見地から避難者等の福祉ニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応、避難所の環境整備等を実施する。

第6 こころのケア対策

市及び県は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

第7 避難所外避難者への支援

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。また、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

1 避難所外避難者の把握

市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。また、県は市に対し、助言等による支援を行う。

2 必要な支援の実施

市は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行う。

第8 市における計画

市長は、住民が安全、迅速に避難できるよう、市地域防災計画の中で、次の事項を定めておく。なお、市長は、学校等の施設を避難予定場所に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を行い、必要がある場合には、避難所の開設、運営について協力を求めることができる。

- (1) 避難予定場所の所在地、名称、概況、受け入れ可能人員
- (2) 避難指示等の伝達方法
- (3) 避難誘導方法
- (4) 避難所の開設、運営方法
- (5) 要配慮者の避難支援の方法
- (6) その他必要事項

第9 帰宅困難者対策

震災対策編第1章第11節第6に準じて行う。

第10 広域避難等

1 市域を越えた避難等

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、被災市町のみでは十分な避難者の受入れが実施できないときは、災害時における市町相互応援に関する協定により、県内他市町に応援を要請する。この場合、県は円滑に実施するための支援協力を行う。

2 県域を越えた避難

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、県域を越えた避難・収容が必要と認められるときは、次の方法により他の都道府県及び国に対し応援を要請する。

- (1) 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）に基づく相互応援
- (2) 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（全国知事会）に基づく相互応援

前記の協定に基づく応援でもなお十分な応急対策が実施できない場合は、同協定に基づき、全国知事会を通じて都道府県に対して応援要請する。

なお、具体的要請は、全国知事会又は関東地方知事会の幹事都県等に対して行う。

- (3) 内閣総理大臣への応援要請への応援要請
- (4) 災害対策基本法に基づく他都道府県への広域一時滞在

3 県外へ避難した避難者への支援

(1) 県外避難者に関する情報収集

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため、全国避難者情報システム等を活用して県外避難者に関する情報を収集し、避難元である市に提供する。

(2) 県外避難者への情報提供

県は、避難元である市と連携して、避難元である市に関する情報等の県外避難者への提供に努めるものとする。

4 広域一時滞在対策

市は、その市域で災害が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した住民の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、市は、県と協議を行い、被災した住民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

県は、市町らの要求があったときは、他の都道府県に被災県民の受入れについて協議する。

第11 県外避難者の受入れ

震災対策編第3章第5節第11に準じて行う。

第12 被災者台帳の作成

市は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

第13 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難所の供与は、次の基準により実施する。

1 対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

2 内容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により実施する。避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

3 費用の限度

避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）第2条で定める額以内。ただし、福祉避難所（避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等を受入れる避難所）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。また、冬期（10月～3月）は、別途加算する。

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設便所等の設置費

4 期間

避難施設供与期間は、災害発生の日から7日以内

ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

第8節 災害警備活動

災害時における警備体制を確立し、情報収集、救出救助活動、社会秩序維持活動等、県民の生命、身体、財産の保護に努める。

第1 災害警備本部等への職員の派遣

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察署等に所要の規模の災害警備本部、災害警備連絡室、災害警備準備室等を設置する。それら本部が設置された場合、市は、警察署から情報を得て、市災害対策本部や当該本部等に相互に職員を派遣する等協力体制をつくる。

第2 応急活動対策

県警察は、住民等の生命、身体を保護を第一とした下記の応急活動を実施する。

市は、警察署等が行う次の災害時応急活動に協力をする。

1 情報の収集・伝達

(1) 被害状況の把握及び伝達

災害による人的・物的被害状況を迅速、的確に把握し、警察組織はもとより、関係機関等に速やかに伝達する。二次災害についても同様に把握し、連絡する。

(2) 多様な手段による情報収集等

交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター、無人航空機（ドローン等）操縦者等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集に従事させる。その際、必要に応じて情報収集活動に専従するための私服部隊の投入を行う。

2 救出救助・避難誘導活動等

把握した被害状況に基づいて、迅速に機動隊等を、那須烏山警察署等に出動させる。

那須烏山警察署は、自署員、応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、管轄区域内の被災状況を踏まえて部隊の担当区域を決定する。また、消防等他の防災関係機関と随時調整を行い、現場活動を円滑に実施するように努める。

3 二次災害の防止と避難誘導等の措置

那須烏山警察署は、二次災害の危険場所等を把握するため調査班を編成し、区域を定めて調査を実施するとともに、市災害対策本部等と連携して、避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

4 死体見分等

県警察は、関係機関と協力し、見分要員、場所の確保を行うとともに、医師と連携して、迅速かつ的確な見分、身元確認、遺族等への遺体引き渡し等に努める。

5 被災者等への情報伝達活動・相談活動

(1) ニーズに応じた情報伝達活動の実施

那須烏山警察署は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用する等して、適切な伝達に努める。また、特に避難行動要支援者に対する配慮に努めるものとする。

(2) 相談活動の実施

那須烏山署は、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所等への警察官の立ち寄りによる相談活動を推進する。

第3 社会秩序の維持

那須烏山警察署は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗や避難所内での女性や子供等に対する性暴力・DVやトラブルなどを防止するため、被災地や避難所、その周辺におけるパトロールの強化を行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

第4 施設の復旧

警察施設の復旧については、その重要性に鑑み、可能な限り迅速、円滑な復旧を図る。

第9節 救急・救助活動

関係機関が連携して被災者の救急・救助活動を行う。

第1 住民及び自主防災組織の活動

災害発生時は、交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れが予想されるため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は、直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施は、消防機関等からの求めに応じて可能な限りこれに協力する。

第2 市、消防機関の活動

市及び消防機関は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

1 救助活動の実施

災害発生時に消防職員、消防団員（水防団員）は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

2 救急活動の実施

(1) 市は、直ちに南那須医師会等と協力して救護所を開設し、負傷者等の救護にあたる。

(2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。

なお、特に重篤な負傷者については、栃木県ドクターヘリによる搬送を要請する。

(3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第3 県消防防災ヘリコプター等の活用

県は、ヘリコプターの機動性を活かした被害状況等の情報収集、人命救助、救急、緊急物資の輸送などの応急対策を、市町、他県等と連携して実施する。

1 県消防防災ヘリコプターの運航

県消防防災ヘリコプターは、関係法令のほか、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「栃木県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより緊急運航する。

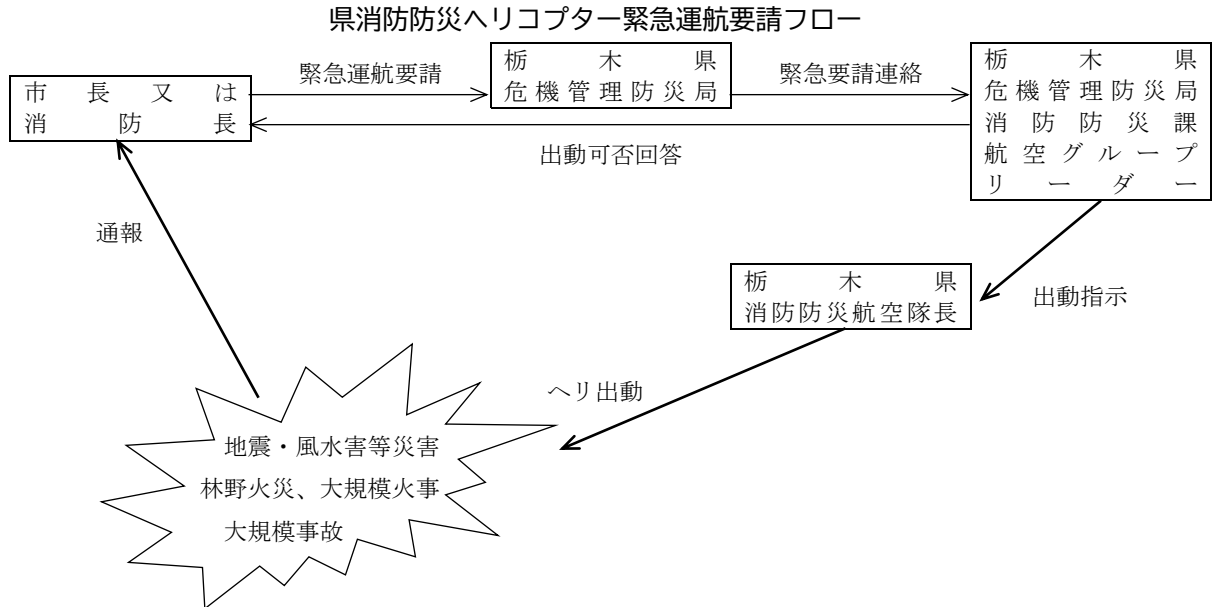
(1) 緊急運航

県は、大規模災害発生時には、自ら県消防防災ヘリコプターの積極的な活用を図り、速やかに被害の実情把握に努めるとともに、市町等からの支援要請を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施

できるよう航空運用調整班活動マニュアルを基に運航の計画を調整する。

2 県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請

市長又は消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する。



第4 消防相互応援等

1 消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、相互応援を実施する。

(1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続により要請、出動する。

(2) その他の協定

市区町村間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

2 緊急消防援助隊の応援要請

県内の消防力では対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画に定めるところによる。

(3) 消防応援活動調整本部の設置

県は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、緊急消防援助隊が出動した場合は、直ちに消防応援活動調整本部を設置する。

調整本部の事務は栃木県緊急消防援助隊受援計画のとおりとし、庶務については県消防防災課又は県災害対策本部事務局において処理する。

第5 県警察の活動

県警察は、消防機関等の関係機関との緊密な連携のもとに、救出救助活動・緊急交通路の確保・広域緊急援助隊等の援助要請を実施する。

第6 自衛隊の活動

自衛隊は、知事の要請に基づき、災害現場に部隊等を派遣し、消防機関、県警察、医療機関等と連携し、避難者の捜索・救助、救急患者の搬送等の各種救援活動を行う。

第7 県、消防、警察、自衛隊との連携

市は、災害応急対策活動にあたって、県、消防機関、県警察、自衛隊等各機関との適切な連携のもと迅速適切な救出・救助活動を実施する。

1 相互連絡の徹底

各機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、相互に連絡を取り合い、災害対策に必要な情報の交換を行う。

2 自衛隊の派遣

派遣要請を受け、又は自らの判断により派遣された自衛隊は、消防本部（局）、県警察と連携して活動にあたる。

3 連絡調整員の現地派遣

各機関は、市に連絡調整員を派遣し、災害応急活動の実施にあたって、機関相互の現場レベルの調整を行う。

- (1) 被災者の検索、救助における地域の割り当て
- (2) 一斉合同捜索活動の実施
- (3) 救助のための人員、資機材等の確保
- (4) 交通規制の実施

4 救出・救助活動等への協力

県は消防、警察等から依頼があった際には、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）の運用により救出・救助等に協力する。

第8 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

1 内容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

2 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費

3 期間

災害発生の日から3日以内。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

- (1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき。
- (2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき。
- (3) 災害の発生が継続しているとき。

第10節 医療救護活動

関係機関が連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療救護・助産活動を実施する。

第1 市の実施体制

- 1 市は、被災者に対する医療助産の計画の策定を行い、実施する。県は、市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。
- 2 市は南那須医師会、県北健康福祉センター、保健福祉センター、南那須地区広域行政事務組合等との緊密な連絡を図るものとする。
- 3 市は、市内医療機関の協力を得て救護班を編成し出動するとともに、災害の状況により南那須医師会に出動を要請する。市のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

第2 県の実施体制

県は、救護支援班を組織するとともに、災害拠点病院、栃木県医師会、医療機関等で組織する救護班の応援を要請して実施する。また、多数の傷病者が発生することが見込まれる場合など災害等の状況を判断し、DMAT指定病院に対して、DMATの派遣を要請する。

その他、精神保健医療ニーズが見込まれる場合などは、状況に応じ、DPAT登録医療機関等に対して、DPATの派遣を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班に対して救護活動を要請する。

医療救護活動の実施に当たり、県は、栃木県医師会等の関係機関の協力の下、県庁内に保健医療調整本部を、市に医療圏域別保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部には、必要時、統括災害医療コーディネーター、統括DMAT、その他関係団体で構成する「災害医療コーディネートチーム」を配置し、県医師会長の指揮の下、医療の専門的見地から災害医療対策の総合調整を行う。

医療圏域別保健医療調整本部は、地域災害医療対策会議を開催し、地域の関係機関との情報共有により地域の保健・医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析し、医療チーム及び各種支援チームを配置調整するなどのコーディネート機能が十分発揮できる体制の整備について協議決定し、その実施を推進する。

なお、県は、予め災害拠点病院等の医師を災害医療コーディネーターとして委嘱し、災害医療コーディネーターは、災害時に被災地の医療救護活動や傷病者の搬送先について医療の専門的見地から必要な調整を行う。

1 県の組織する救護支援班の編成

健康福祉センター職員等をもって、あらかじめ複数の医療職等からなる救護支援班を編成する。

2 災害拠点病院の救護班の編成

次の拠点病院において1班以上の救護班を編成する。

病 院 名	所 在 地
済生会宇都宮病院	宇都宮市
NHO栃木医療センター	宇都宮市
地域医療機能推進機構 うつのみや病院	宇都宮市
上都賀総合病院	鹿沼市
獨協医科大学病院	壬生町
自治医科大学附属病院	下野市
足利赤十字病院	足利市
那須赤十字病院	大田原市
芳賀赤十字病院	真岡市
獨協医科大学日光医療センター	日光市
国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市
新小山指市民病院	小山市
佐野厚生総合病院	佐野市

3 医師会又は医療機関で組織する救護班

県医師会は、協定に基づき、次のとおり救護班（JMAT）を編成する。

医 師 会 等 名	編成数	備 考
宇都宮市医師会	15班	医師1名（看護師1名、薬剤師1名、柔道整復師1名、事務1名は宇都宮市長が各団体に出勤を要請し、事務職は市職員が従事する）
上都賀郡市医師会	北部 6班	医師2名、看護師4名、歯科医師1名、歯科衛生士1名、薬剤師2名、事務2名
	南部 23班	医師1名、看護師2名、事務1名
下都賀郡市医師会	5班	各地区医師会でそれぞれ編成 栃木（都賀含む）、大平、藤岡、壬生、岩舟
小山地区医師会	11班	小山地区6班、 上三川、石橋、国分寺、南河内、野木地区各1班
佐野市医師会	8班	医師7～8名
足利市医師会	7班	
塩谷郡市医師会	2班	医師1名、看護師2名、事務1名
那須郡市医師会	3班	医師1名、看護師4名
南那須医師会	2班	那須烏山市1班、那珂川町1班 （医師1名、看護師2名、事務1名）
芳賀郡市医師会	3班	医師1名、看護師2名、事務1名
自治医科大学医師会	6班	医師2名、看護師1名、事務1名
獨協医科大学医師会	8班	医師1名、看護師2名、事務1名

4 DMAT・LDMAT指定病院のDMAT・LDMAT

次のDMAT・LDMAT指定病院においては、1チーム以上のDMAT・LDMATを編成する。

病 院 名	所 在 地	DMATチーム数	LDMATチーム数
済生会宇都宮病院	宇都宮市	5	2
足利赤十字病院	足 利 市	2	—
那須赤十字病院	大田原市	4	—
獨協医科大学病院	壬 生 町	6	2
自治医科大学附属病院	下 野 市	5	—
芳賀赤十字病院	真 岡 市	3	—
上都賀総合病院	鹿 沼 市	3	—
NHO栃木医療センター	宇都宮市	3	—
地域医療機能推進機構 うつのみや病院	宇都宮市	1	—
獨協医科大学日光医療センター	日光市	2	—
国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市	1	1
新小山市民病院	小山市	1	—
佐野厚生総合病院	佐野市	1	1
那須南病院	那須烏山市	—	2
宇都宮記念病院	宇都宮市	—	2
菅間記念病院	那須塩原市	—	2

※ LDMAT（ローカルディーマット）とは、県が養成する県内災害等に対応する地域版DMATのことである。

5 DPAT登録医療機関等のDPAT

病 院 名	所 在 地	隊員数
岡本台病院（先遣隊）	宇都宮市	医師3名、看護師3名、業務調整員1名

第3 関係機関の活動

1 関係機関・団体の実施すべき業務

市、県をはじめ、日本赤十字社栃木県支部、栃木県医師会、県警察、自衛隊等の関係機関・団体は、相互連絡、協議を緊密に行い、統制のとれた迅速、的確な医療活動が行われるよう積極的に協力する。

2 指令及び通報

災害時における医療活動にあたっての的確な指令、通報を行うため、関係機関・団体の事務担当者は、事前に通信先、通信方法（衛星系移動通信設備等）を確認しておく。

第4 医療救護班の編成

1 医療の万全を期するため、保健医療班を中心に市内医療機関の協力を得て、医療救護班を編成しておくものとする。救護班の編成は、おおむね次のとおりとする。

医療救護班の編成	診療所医師	2名
	看 護 師	3名
	保 健 師	3名
	薬 剤 師	1名 ※市内医療機関の協力が得られた場合

2 患者搬送入院等救護活動の緊急性に鑑み、平素から編成準備しておくものとする。

第5 実施方法

- 1 医療及び助産は、医療救護班により行う。
- 2 救護班が到着するまでに急迫した事情があり、早急に医療を施さなければならない場合は、患者を最寄の医療機関に移送し、その協力を得て医療を実施するものとする。
- 3 災害時における被災者のうち、妊産婦、乳幼児、ねたきり高齢者等に対しては、特に留意する。

第6 救護所の設置

救護所の設置は原則として市が行う。

救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある県下の医療機関の一部及び助産所を充てる。

第7 医薬品等の確保・供給

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として市診療所等医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には市内薬局・薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、応援協定に基づき他市町から調達し、あるいは県等に要請して確保し、円滑な供給を図る。

また、県は、県が整備した備蓄・調達体制により、医療救護に必要な医薬品、医療機器類、輸血用血液製剤等の円滑な供給を図る。

第8 医療支援の受入調整

県は、県外からの医療支援の受入れに当たり、災害医療コーディネートチームと連携を図りながら、市の医療ニーズに対応して、医療派遣団等の受入れ、活動場所等の振り分けを行う。

第9 医療施設の応急復旧

市は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

また、病院等においては災害時における医療体制について整備しておく。

第10 災害救助法による実施基準

災害救助法を適用した場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

1 災害救助法による医療救護の基準

(1) 対象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的に処置するもの。

(2) 内容

原則として救護班及び救護支援班によって、次の医療救護を行う。

ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

① 診療

② 薬剤、治療材料の支給

③ 処置、手術その他の治療、施術

④ 病院、診療所への収容

⑤ 看護

(3) 費用の限度

① 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費

② 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内

③ 施術者による場合は、協定料金の額以内

(4) 期間

災害発生の日から14日以内

2 災害救助法による助産の基準

(1) 対象

災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 内容

① 分娩の介助

② 分娩前、分娩後の処置

③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 費用の限度

① 救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費

② 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内

(4) 期間

分娩した日から7日以内

第11節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を輸送するため、緊急輸送対策を実施する。

第1 実施体制

市は、被災者を輸送する。県は、市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。

応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する災害対策本部長（市長）が行い、配車等総合調整は資源管理班が行う。また、市のみで輸送の対処ができないときは、他市町又は県にこれの実施又は自動車等の確保につき、応援を要請する。

第2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

1 第1段階 救出救命期

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 市、県、国等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第2段階 避難救援期

- (1) 上記1の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

3 第3段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第3 交通路の確保

交通路の確保は、主として県警察及び県が行い、市及び消防団は、県警察及び県が行う次に掲げる災害時の交通路確保等に関する対策に協力する。

1 県警察は、次により交通路の確保を行う。

(1) 交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を講じて、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

(2) 交通規制の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を的確、円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、各種法令等に基づき、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。なお、緊急交通路が指定された場合は速やかに周知し、緊急通行車両等の手続きについ

て配慮する。

また、市への流入車両等を抑制するため必要があるときは、市周辺の警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(3) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(4) その他緊急交通路確保のための措置

- ① 交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努める。
- ② 必要に応じて、放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。
- ③ 必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- ④ 緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて道路啓開等必要な措置をとる。

(5) 関係機関等との連携

交通規制にあたっては、道路管理者、市総務課等と相互に緊密な連携に努める。

2 県及び各道路管理者は、次により緊急交通路のほか、重要物流道路、緊急輸送道路等の重要路線の優先的な確保を行う。

(1) 交通状況の把握

現場の職員、関係機関等からの情報に加え、CCTV等のあらゆる手段を講じて、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

(2) 重要路線の確保

道路管理者は、重要路線の路上障害物の除去や簡易な応急復旧により、緊急通行車両の通行路線を確保する。

- ① 道路管理者は、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、かつ、緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。
 - ア 緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。
 - イ 運転者等が命令に従わない又は従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には道路管理者自ら車両等を移動する。
 - ウ 車両等の移動のためやむを得ないとき、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。
 - エ 車両移動等の実施にあたっては、国、市、交通管理者等と相互に緊密な連携に努める。
- ① 重要路線が使用不能な状態の場合は、他の道路管理者と連携して市町道、林道、農道等の代替路線を確保する。

第4 輸送手段の確保

1 市の確保体制

道路が交通不能の場合以外は、自動車等による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

(1) 市有のもの

- ① 資源管理班が稼働可能数の掌握、配車を行う。
- ② 配車については、各部班が自動車等を必要とするとき、資源管理班に要請を行う。

(2) その他のもの

各部班からの要請により、市有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、資源管理班は直ちに相互応援協定等に基づき、他の市町に対して車両等の派遣を要請するものとする。

また、（一社）栃木県トラック協会塩那支部、栃木県軽自動車運送協同組合（赤帽）との間で締結している協定により、物資の輸送協力を要請する。

(3) 調達あっせんの依頼

市は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達あっせんに依頼する。

- ① 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量）
- ② 車両等の種類及び台数
- ③ 輸送を必要とする区間及び借上げ期間
- ④ 集結場所及び日時
- ⑤ その他必要事項

2 県の確保体制

(1) 県有車両、消防防災ヘリコプターの利用

震災時の緊急輸送活動に備え、県は県有車両の調達体制とともに、消防防災ヘリコプターの利用体制を整備しておく。

(2) 営業用車両、民間ヘリコプター等の利用

- ① トラック、タクシー等営業用車両の利用が必要な場合、県は関東運輸局栃木運輸支局に連絡し、調達あっせんに依頼する。また県は、関東運輸局栃木運輸支局からのあっせん、「災害時の物資等の緊急輸送に関する協定」等に基づき、協定締結先に協力を要請する。
- ② 民間ヘリコプターの利用が必要な場合、県は、栃木ヘリポート連絡協議会に対し、民間ヘリコプターのあっせんに依頼する。

(3) 相互応援協定に基づき、他の都道府県に対して車両の派遣を要請する。

(4) 陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊に対し、車両等の派遣を要請する。

(5) 各鉄道事業者に協力を要請する。

(6) 県及び市（災害対策基本法第71条第2項による場合）は、必要に応じ、自動車運送事業者、鉄道事業者及び軌道経営者並びにこれらの従業者に対し災害対策基本法第71条第1項の規定により緊急輸送のための従事命令を発する。

3 営業用車両等の費用の基準

輸送あるいは車両等の借りに要する費用は、認可又は届出された運賃・料金による。

第5 輸送体制の確保

市及び県は、被災地における救助活動に必要な人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送体制を確保する。

1 緊急輸送道路の整備

市、県、国土交通省関東地方整備局その他の道路管理者は、緊急輸送道路の維持保全に努め、通行不能箇所が発生した場合、関係機関と連携して速やかに道路の啓開を行うなど、災害時の緊急輸送道路として確保する。

緊急輸送道路が使用不能となった場合は、指定道路に代わるべき市町道、林道、農道等を確保する。

2 物資拠点の確保

市は、救援物資の集積、仕分け及び配布の円滑化を図るため、被災現場に近い公共施設等に地域物資拠点を確保する。

県は、支援物資の集積、配布の円滑化を図るため、広域物資拠点（県有施設、県営都市公園）を確保するとともに、（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した「災害時協定」に基づき、同協会に物資集積施設の提供を要請する。

3 物資拠点の運営

市は、必要に応じ設置した地域物資拠点の運営を、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体、協定企業等の協力のもとに行い、支援物資の受け入れから、保管、仕分け、避難所等への搬送までを行う。

県は、必要に応じ設置した広域物資拠点の運営を「災害時協定」に基づき、（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会の協力のもとに行い、支援物資の受け入れから、保管、仕分け、市が設置する地域物資拠点への搬送までを行う。

4 臨時ヘリポートの確保

県は、緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ定めた臨時ヘリポート等の中から適地を選定し、確保する。

5 関係機関等との連携

県は、有料道路管理者と協力し、応急対策要員や緊急物資等の緊急輸送を迅速、円滑に行う。

第6 緊急輸送について

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、県公安委員会は通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急輸送を行う場合には、次の手続により県又は那須烏山警察署から緊急通行車両を証明する標章（以下「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

1 明示事項

交付を受ける場合は、次の事項を明示した申請書を提出するものとする。

- (1) 申請者住所及び氏名
- (2) 番号標に表示されている番号
- (3) 輸送人員又は品名
- (4) 使用者住所、氏名
- (5) 通行目的
- (6) 通行日時
- (7) 通行経路
- (8) その他必要な事項

2 掲示箇所

緊急車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに緊急通行車両確認証明書を車両に備え付けるものとする。

第7 災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は次のとおりである。

1 対象

- (1) 被災者の避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送

- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 死体の捜索のための輸送
- (6) 死体の処理のための輸送
- (7) 救援用物資の整理配分のための輸送

2 費用の限度

当該地域における通常の実費

3 期間

各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

第12節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、調達、供給体制を確立する。

第1 基本方針

1 実施体制

市は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。市のみでは対応出来ない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

県は、市からの要請があった場合又は市からの要請を待ついとまがなく市への緊急な支援が必要であると認めた場合、市への支援を実施する。また、県だけで対応出来ない場合は、必要に応じて相互応援協定を締結する都道府県や指定行政機関、指定地方行政機関に応援を要請する。

なお、県は、平成30年3月に「災害時における支援物資の広域物流マニュアル」を策定し、支援物資の避難所までの供給の流れや、支援物資輸送体制を明確化（県トラック協会・倉庫協会の参画等）することで、広域物資拠点（県）から地域物資拠点（市）までの円滑な物流システム体制を確立する。市は、県、その他関係機関と連携しながら、地域物資拠点から各避難所までの円滑な物流システムの確立に努める。

2 季節への配慮

市は、被災者等への支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

3 要配慮者への配慮

市は、難病患者、透析患者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギーを有する者等に配慮した食品や生活必需品の調達に配慮する。

4 全国からの個人による救援物資への対応

大規模な災害発生時において食料・飲料水・生活必需品等の一部が不足している状況が報道されると、個人を中心に全国から大量の救援物資が寄せられる。しかし、不特定多数からの小口の救援物資を、適切に分類・仕分けして配布することは極めて難しい。また、各物資集積拠点でこれらの物資の仕分けを担当する者への負担が膨大なものとなる。

そのため、市は、災害発生直後には個人からの救援物資は原則受入れないことし、災害発生後は速やかに、個人からの救援物資は原則受け入れないことを周知し、個人からの救援物資が寄せられることの抑制に努める。

第2 給食

1 供給の対象

市は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

なお、食料の供給に当たっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- (1) 炊き出し等による給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 災害地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

2 食料の調達、供給

市は、被害状況等から判断して必要と認めた場合は、次により食料を調達し、供給する。また、県は、市から要請を受けた場合や被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、次により食料を調達し、供給する。

(1) 備蓄物資の放出

市は、防災倉庫等に備蓄している食料を放出し、被災者に配分するものとする。

県は、備蓄計画に基づき県内に分散備蓄している食料を放出する。

(2) 食料の調達

① 市は、前記(1)の備蓄食料では不足する場合は、次により、他機関等から食料の調達を行う。

ア 市内卸売業者、小売業者等の保有する米穀の提供を依頼する。

イ 応援協定に基づき、他市町から必要量の米穀の供給を依頼する。

ウ 前記イによっても不足する場合、食料の配給を知事に申請し、県で備蓄している食料の調達を依頼し、それでも不足する場合は、県を通じて関東農政局栃木農政事務所に対し、主要食料等の供給を要請するものとする。

エ 災害の状況により必要と判断した場合は、生鮮野菜、食肉製品、牛乳等の副食品及び調味料等を市内食品販売業者から調達するものとするが、不足等する場合は、他市町、県等に供給を依頼する。

② 県は、次により食料の調達を行う

ア 全国農業協同組合連合会栃木県本部に対して、協定に基づく米穀の供給を依頼する。

イ 米穀卸売業者に対して、保有の米穀の供給を依頼する。

ウ 上記ア、イによっても不足する場合は、農林水産省に対し災害救助用米穀の引き渡しを要請する。

エ 市から要請があった場合や災害の状況等から判断して必要と認められる場合は、協定に基づき関係団体、製造業者に玄米のとう精、炊飯等を依頼する。

オ 物資供給協定締結先に対して、食料の供給を依頼する。

カ 協定に基づき生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳等の副食品を調達する。

(3) 要配慮者への配慮

市は、要配慮者へ適切な食料が供給されるよう、要配慮者の把握及び必要な物資の抽出・確保等を行う。なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。県は、市からの要請があった場合又は市への支援が必要と判断した場合は、市の対策を支援する。

3 食料の集積拠点の確保

県及び他市町等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を被災現場に近い公共施設等に確保するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

救援食料等は、資源管理班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自治会、自主防災組織、市社会福祉協議会、NPO法人やボランティア団体、協定企業等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。なお、当該施設に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

(1) 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であって、炊事のできない者
- ③ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者
- ④ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等

(2) 内容

食品の給与は、被害者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

① 食料の確保

食料の確保については上記 2 に定めるところによる。ただし、市において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、農林水産省寄託倉庫の責任者に対し、直接災害救助用米穀の供給を要請することができる。

② 炊き出し等の実施

日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

(3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則第 2 条で定められた額以内とする（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が規定額以内であればよい。）。

- ① 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）
- ② 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない。）
- ③ 燃料費（品目、数量について制限はない。）
- ④ 雑 費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

(4) 期間

災害発生の日から 7 日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3 日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第3 給水

1 供給の対象

市は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1 人 1 日 3 リットルを基準とする応急給水を行う。ただし、市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県等、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 飲料水の確保対策

市は、備蓄計画により備蓄している飲料水を放出し、被災者に配分する。市の備蓄飲料水のみでは不足する場合は、次により飲料水の確保を図る。

県は、市に対して、応援給水の指示、連絡調整を行うとともに、応急用飲料水の衛生指導を行う。また、水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査や消毒等の飲用に對する指導を行う。

- (1) 市は、応急用飲料水及び水道施設における貯水量の確保に努めるほか、湧水、井戸水、河川水等

を浄化処理して飲料水を確保する。

- (2) プールの管理者は、特別の事情を除き、災害の発生に備えて常にプールに水を貯えておくよう努める。
- (3) 市、県等は、災害用浄水機により浄化処理を行う。また、県は、水浄化用木炭の確保に努める。
- (4) 市及び県は協定に基づき、他の水道事業者等に要請して、飲料水の確保を行う。
- (5) 市及び県は、協定締結先に対して飲料水の供給を依頼する。

3 給水活動

- (1) 市では、災害時における住民への給水方法として、市水道の水源地に非常用電源を設置しており、停電等に即座に対応できるものとし、市保有の給水タンク等で指定された避難所等へ給水活動を実施する。また市は、給水班を組織して給水活動を行うとともに、市及び県は、水道施設の応急復旧活動を実施する。
- (2) 県、県内他市町等は、市から要請があった場合に、可能な限り、応急給水活動を行う。なお、応急給水活動は、日本水道協会栃木県支部（宇都宮市上下水道局）の連絡調整のもと実施する。
- (3) 県は、市や県の給水活動が十分行えない状況になったときは、必要に応じて国、又は（公社）日本水道協会と協力して他都県の水道事業者に対して応援給水要請を行う。

4 優先給水の方針

給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

5 生活用水の供給

市は、生活用水等についても、必要量の確保、供給に努める。

6 飲料水の確保・供給

- (1) 飲料水が汚染したと認められるときは、栃木県食品衛生協会烏山支部等の水質検査を受け、ろ水器により浄水して供給する。
- (2) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、ろ過消毒した飲料水を給水車、ポリエチレン袋等の容器により運搬し給水するものとする。
- (3) 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入し、又は交付して飲料水を確保する。

7 資機材及び技術者の確保

- (1) 交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、複数搬送路の検討をしておくものとする。
- (2) 市は応急給水の早期実施体制確立を図るため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努めるものとする。
- (3) 応急給水用資機材、施設等の現状

① 給水用資機材

（令和6年1月1日現在）

給 水 車	給 水 タ ン ク	ポ リ タ ン ク 等
—	1 m ³ ×3基	20ℓ× 6個 10ℓ× 1,100個 6ℓ×730個
広 報 車		

② 配水池

（令和6年1月1日現在）

池 数	貯 水 能 力 (m ³)
22	12,836

③ 鋼板プール等 (令和6年1月1日現在)

小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	養 護 学 校	計
1	1	1	1	4

8 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

(3) 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第4 生活必需品等の供給

1 実施体制

市は、被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。また、市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 生活必需品等の確保

(1) 物資の確保

市は、備蓄計画により備蓄している生活必需品（毛布、ふとん、日用品等）を放出し、被災者に配分する。市の備蓄品だけでは不足する場合は、次により調達し、生活必需品の確保を図る。

県は、市において調達することが困難な場合、県の備蓄物資の提供又は、県の物資供給協定締結先等に供給を依頼し、市に供給する。

なお、これらによっても物資の供給が不足する場合は、関東経済産業局に協力を要請する。

① 市内販売業者等からの調達

市は、那須烏山商工会、商店若しくは農業協同組合等に協力を依頼して生活必需品を調達する。

② 応援協定に基づく調達

上記①でも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、協定に基づき、他市町等に対し生活必需品の供給を要請する。

(2) 協定等に基づく燃料の確保

県は、大規模災害が発生し、通常の燃料供給ルートが機能しない事態が発生した場合等には、協定に基づき、あらかじめ指定した緊急車両や重要施設等に対して優先的に燃料を供給するよう要請し、災害応急対応を迅速に行うための燃料確保を図る。

さらに、県内における燃料供給が逼迫する等の事態となった場合には、栃木県石油商業組合と協力して、政府対策本部に対して、県内における災害対応型中核給油所や小口燃料配送拠点への安定的な燃料供給を要請する。

併せて、政府対策本部に対し、石油連盟と締結した覚書に基づき、情報を提供している災害時拠点病院や消防、警察等の重要施設に対する燃料供給を要請する。

さらに、県は、燃料用木炭の確保に努める。

3 調達時の留意事項

- (1) 被災者ニーズをできるだけ正確に把握し、重複等しないようにする。
- (2) 季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
- (3) 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

4 救助物資の集積拠点の確保と管理

県及び他市町等から搬送される救援物資及び調達物資の集積拠点を被災現場に近い公共施設等に確保するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、資源管理班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、自治会、自主防災組織、市社会福祉協議会、NPO法人やボランティア団体、協定企業等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

(1) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 内容

① 給（貸）与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- ア 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- イ 被服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）
- ウ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- エ 炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- オ 食器（茶碗、皿、箸等）
- カ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- キ 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）
- ク 要配慮者（高齢者、障害者、難病患者等）の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（紙おむつ、ストーマ用装具等）

② 支給方法

物資の確保は、原則として県が行う。市までの物資の輸送については、本章第11節により行うものとする。被災者への支給は、主として市が実施する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

(4) 給（貸）与期間

給（貸）与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、交通通信が途絶え、

物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

第13節 農林水産業関係対策

被害を受けた農林水産物及び施設の応急対策を実施し、早期の営農林水体制の再開を目指す。

第1 農作物・林産物・水産物等の応急対策

1 農林水産技術対策

- (1) 市は、風水害等による農林水産被害を防止するため、必要に応じ、県、農業協同組合、森林組合等関係機関と連携して、排水、病虫害防除、施肥等の指導を行う。
- (2) 市は、県を通じて宇都宮地方気象台から風雪、強風、大雨、洪水等の注意報、警報等の発表の通知を受け、農作物の風水害、雪害が予想されるときには、県が作成した被害予防のための技術対策資料を団体等に配布し、農家に対する指導の徹底を図るものとする。

2 家畜伝染性疾病予防体制

市は、県と連携して、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

(1) 家畜伝染性疾病予防実施体制

被災地における予防対策は、市が実施する。

(2) 応急対策の実施

- ① 家畜所有者等から通報を受けた場合の被害状況の把握、県への通報
- ② 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導
- ③ その他必要な指示の実施

(3) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、本章第14節第3に準じて行う。

第2 農地・農林業用施設等の応急対策

1 施設の点検、監視等

(1) 施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、市、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、ダム、頭首工、取水堰、水門等の放水などの適切な操作を行う。また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を市、消防機関、那須烏山警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

2 災害応急復旧対策

農地・農林水産業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

市は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県に報告する。

(2) 応急対策の実施

- ① 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないように、次の応急対策を実施する。
 - ア 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに市及び県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。
 - イ 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。
 - ウ 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。
また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。
 - エ ダム、ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。
 - オ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。
 - ② 市は、農地・農林水産業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。
 - ③ 県は、主務省庁に農地・農林業用施設等の災害の状況を報告し、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（暫定法）等に基づき、速やかに災害復旧の手続を行う。
- 3 農林水産業共同利用施設
- 農林水産業共同利用施設の管理者は、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施する。
- (1) 施設の点検、監視等

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検及び監視を行う。また、施設管理者は、施設の点検及び監視の結果、危険と認められる場合は、県、市、地域住民及び関係機関への連絡を適切に実施する。
 - (2) 災害応急復旧対策

施設管理者は、農林水産業共同利用施設の被害状況を把握し、所轄農業振興事務所及び環境森林事務所等に報告する。農業振興事務所及び環境森林事務所等は、被害報告をとりまとめ、各事業主管課に報告する。

第14節 保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の保護等のため、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理の的確な実施を図る。

第1 保健衛生対策

1 感染症対策

(1) 実施体制

市は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症対策を実施する。市のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

県は、栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアルに基づき、市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。

(2) 実施方法

① 実施体制の確立

市は、適切な感染症予防活動を行うことができるよう、市内医療機関等の協力を得て、消毒・衛生監視・検査を行う感染症対策・生活衛生班を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ・昆虫の駆除等を行う。市だけでは対応が困難である場合、県に、応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、協定等に基づき、他市区町村に応援要請を行う。

県は、広域健康福祉センター内に、消毒・衛生監視・検査を行なう感染症対策・生活衛生担当を編成し、適切な防疫活動の実施のために被災状況をできるだけ的確に把握する。

② 防疫活動計画の作成及び物資の確保

感染症対策を実施するにあたって、市は、防疫活動計画を作成し、消毒実施地区の決定を行う。また、消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤の確保を行う。市だけでは対応が困難である場合は、県に応援の依頼を行う。

県は、市から応援依頼があった場合、市との連絡調整を行いながら防疫活動計画を作成し、消毒実施地区の決定の補助、消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤の確保を行う。

③ 消毒の実施

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」（以下この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示・指導に従って消毒など次の措置を実施する。

県は、消毒の指示・指導を行う。

ア 消毒の方法（法第27条）

消毒の方法は、次に掲げる基準に従い、消毒薬を用いて行う。

- ⑦ 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行う。消毒の対象となる場所は、次のとおりである。
 - a 感染症の患者がいる場所又はいた場所
 - b 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所
 - c 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所

- ④ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

ねずみ族及び昆虫等を駆除する際には、次に掲げる基準に従い行う。

- ⑦ 対象となる区域の状況、ねずみ族及び昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行う。
- ⑧ 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

ウ 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件に係る措置（法第29条）

- ⑦ 対象となる物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件に対する措置（移動の制限及び禁止、消毒、廃棄その他必要な措置）の目的を十分に達成できるような方法により行う。
 - a 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行う。
 - b 廃棄にあつては、消毒、cに規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行う。
 - c 滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行う。
- ⑧ 消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

エ 生活用水の供給（法第31条）

知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、市は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

オ 県への連絡

市長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

④ 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

2 食品衛生対策

(1) 実施体制

市は、食品衛生活動体制を確立し、県、関係団体と連携し、避難場所等の巡回指導、食品衛生知識の啓発指導など被災地の総合的な食品衛生対策を行う。

(2) 食品衛生指導班の派遣要請

市は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、県に食品衛生指導班の派遣を要請し、被災地営業者、同地区周辺営業者に対する衛生的な食品の供給に関する指導を求める。

(3) 食品衛生指導班の編成、派遣

県は、市より要請を受けた際は、次により被災地営業者、同地区周辺営業者、臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の実態を把握するとともに、当該施設等に対し、安全で衛生的な食品の

供給に必要な食品衛生の啓発、指導助言等を行う体制を整備する。

- ① 県は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、下表のとおり食品衛生指導班を編成し、派遣する。
- ② 広域健康福祉センター所長は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、所内に食品衛生指導班を編成する。

(4) 避難所、被災住民に対する衛生指導

避難所等における食品の取扱いや管理等の状況を把握するとともに、避難所、被災地でのチラシ配布などを活用しながら必要な監視指導等を行う。

- ① 適切な手洗い消毒の励行
- ② 備蓄食についての品質、賞味期限等の確認
- ③ 配布された弁当等についての品質・表示事項の確認
- ④ 使い捨て食器の使用、消毒薬による器具の消毒
- ⑤ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

(5) 被災地の食品営業施設、臨時給食施設に対する衛生指導

市は、県及び関係団体との連携により、関係施設の被災状況を確認、把握に努めるとともに、状況に応じた施設・整備の適切な管理や食品の衛生的取扱いについて指導、助言を行う。

(6) 被災地営業施設の監視指導

営業許可施設を監視するとともに、保存、製造されている食品の衛生状態に応じた指導を行い、不良食品の供給を排除する。

- ① 停電により適温で保存されないため腐敗、変敗した食品の供給防止
- ② 施設、機械、器具の洗浄消毒
- ③ 使用水の現場検査
- ④ 従事者の衛生管理（手洗消毒の励行、衛生的な服装の着用、下痢している者や手指に化膿傷がある者の食品取扱い作業への従事防止）
- ⑤ 浸水地区における浸水期間中の営業の自粛
- ⑥ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

(7) その他

災害の状況により食品衛生指導班等の職員のみでは十分な監視指導ができない場合は、被災地区周辺の食品衛生指導員に協力を依頼し、指導を求めるものとする。

3 栄養指導対策

市は食糧の供給にあたり、避難所の生活が長期化する場合は被災者全般の食事について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。

なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。県は、市からの要請があった場合又は市への支援が必要と判断した場合は、市の対策を支援する。

(1) 市と県が連携して実施する対策

- ① 市は、栄養・食生活支援活動に関する情報を提供し、県は、随時まとめて広域健康福祉センターや関係機関等に提供し情報の共有化を図る。
- ② 市は、県災害対策本部及び鳥山健康福祉センターに県への要請を依頼し、県は関係機関と協議のうえ必要と認められた場合には、鳥山健康福祉センター以外の広域健康福祉センター等に対し

て人材等の派遣要請を行う。

- ③ 県は、人材及び乳児ミルク（アレルギー除去ミルク含む。）やアレルギー除去食品等の病者用食品などの調達のため、必要に応じて関係機関（県栄養士会等）へ支援要請を行う。

(2) 市と烏山健康福祉センターが連携して実施する対策

① 被災地の食に関する情報把握

市は、烏山健康福祉センターと連携して、市における食生活に関して援護を必要とする者の人数や被災の状況、避難所の設置状況や特定給食施設等の被害状況を把握する。

② 被災者の栄養指導

市は、烏山健康福祉センターと連携して被災者の栄養指導を行う。

③ 栄養指導班の編成

烏山健康福祉センター所長は、災害の状況に応じて必要と認めたときは、所内に栄養指導班を編成する。

④ 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

市は、烏山健康福祉センターと連携して、設置された炊事場、炊き出しの提供食材・調理、管理等について確認し、必要に応じて実施主体への提案、指導・助言を行う。

⑤ 巡回栄養相談の実施

市は、烏山健康福祉センターと連携して、避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回して、被災者の健康状態、食料の供給状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

⑥ 食生活への相談・指導の実施（避難行動要支援者への食生活支援）

市は、烏山健康福祉センターと連携して、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病、食物アレルギー疾患患者等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

⑦ 特定給食施設等への指導

市は、烏山健康福祉センターと連携して、被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

4 資器材の調達

(1) 市内業者から調達

災害発生後、速やかに防疫・保健衛生用資器材取扱業者の被害状況を調査して、供給能力、輸送機能の状況を把握するとともに、供給・輸送が可能な市内業者から必要とする資器材を調達する。

(2) 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な保健衛生用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町等から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあっせんを要請する。

第2 遺体取扱対策

1 遺体の搜索

(1) 実施体制

災害により、行方不明の状態で周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、原則として市が県警察、消防機関等の関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、県警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して搜索する。

市だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町等に応援要請を行うとともに、県あて、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

県警察は、市が行う捜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。

① 行方不明者

ア 行方不明者の届出の受理は避難者対策班において取扱う。受付の際は行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録しておく。

イ 捜索は消防班が警察と協力し、捜索班及び作業班を編成し実施する。また、被災の状況により、自治会、自主防災組織等に協力を要請し地域住民の応援を得て実施するものとする。

② 遺体

ア 遺体の捜索は災害により行方不明になった者のうち、災害の規模、被災地域の状況等の事情により、すでに死亡していると推定される者の捜索を行うものとする。

イ 遺体の捜索活動は、消防班及び県警察が相互に連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとし、防災関係機関及び自治会、自主防災組織等の協力並びに車両、舟艇、機械器具の借上げ等可能な限りの手段方法により、早期収容に努めるものとする。

ウ 人命救助、救急活動及び遺体、行方不明の捜索中遺体を発見したときは、避難者対策班及び県警察に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体捜索は、次の基準により実施する。

① 対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

② 費用の限度

舟艇その他遺体の捜索のための機械、器具等の借上費又は修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

③ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

2 遺体の処置、収容及び検案（検視）

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。市のみの対応が困難である場合、県、近隣市町等の関係機関に応援を要請し、支援を受ける。

なお、県は、災害救助法適用後は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班、災害拠点病院が組織する救護班に対して活動を要請するとともに、状況により医師会や医療機関等の協力を得て実施する。

① 遺体の処置、収容及び検案（検視）の実施

ア 遺体の処置及び検案は、原則として救護班が、南那須医師会、日本赤十字社栃木県支部の協力を得て実施するものとする。

イ 避難者対策班及び消防班は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行われない遺体を収容するため、寺院、公共建物又は公園等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容所を開設するものとする。また、遺体収容所の開設にあたっては、遺体の保存に十分な量のドライアイス、納棺用品等必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

ウ 捜索により発見された遺体について、県警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

エ 県警察は、各種の法令や規則に基づき、遺体の検視を行う。検視後の遺体について、身元が明らかになったものは遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体については、市へ処理を引き継ぐ。

オ 洗浄、縫合、消毒等死体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施するとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

② 遺体の輸送

検案（検視）を終えた遺体は、市が指定する遺体収容所に輸送するものとする。

③ 身元確認

那須烏山警察署の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

① 対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため行うことができない場合に遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、3の対策のとおり）を行うものであること。

② 内容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

③ 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

イ 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。

(7) 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額

(4) 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

ウ 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

④ 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

3 遺体の埋葬等

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市が遺体の応急的な埋葬を行う。

県は、市で対応が困難な場合、広域的な火葬が行われるよう調整を行う。

(2) 埋葬の実施方法

- ① 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。
- ② 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。
- ③ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。
- ④ 遺体を土中に葬る場合は、市内寺院等の協力を仰ぎ、所要の地積を確保する。
- ⑤ 市で火葬が十分行えない状況になった場合は、県内他市町及び県に応援を要請し、広域的な火葬の実施に努める。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

① 対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬

② 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

③ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

④ 遺体が法適用地域外の他市町に漂着した場合

ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町に連絡して引き取らせるが、法適用市町が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町村が埋葬（費用は県負担）する。

イ 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、アに準じて実施する。

第3 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

市は、飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の

対策を講じるため、県、宇都宮市保健所、獣医師会及び関係団体と連携し構成する動物救護の体制により、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(2) 実施対策

① 市が実施する対策

- ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。
- イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。
- ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。
- オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。
- カ 実施については、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

② 県が実施する対策

- ア 総合相談窓口を栃木県動物愛護指導センター（以下「動愛センター」という。）に設置し、収集した情報に基づき、関係機関による被災動物の救助等を支援する。
- イ 被災動物の救助、搬送、治療等は動愛センターが主体となって支援する。
- ウ 被災動物は、必要があれば動愛センターへ搬送し、収容、治療等を行う。
- エ 被災動物の救護、管理及び避難所等での飼い主に対する適正飼養の支援等について協定に基づき、獣医師会へ応援を要請する。
- オ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- カ 飼料（餌）の確保や被災動物を保護収容するための施設の設置については、関係機関が連携してこれを協議する。
- キ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、総合相談窓口を活用し、市と連携して、情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。
- ク 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて動愛センター内において写真の掲示等を行い、飼い主への情報提供を行う。
- ケ 市等関係機関から被災動物に対するペットフード等支援物質の要請があった場合、関係団体と連携し、これに応じる。

③ 獣医師会が実施する対策

- ア 県から被災動物に対する救護及び管理等の要請があった場合は、協定に基づき各支部と協力してこれに応ずる。
- イ 被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。
- ウ 市等関係機関から被災動物に対する救助、治療等の要請があった場合は、各支部と協力してこれに応ずる。

④ 動物愛護推進員が実施する対策

災害時における県や市等の関係機関が行う動物の適正な飼養及び保管に関する飼い主への支援活動に協力する

⑤ 飼い主が実施する対策

ア 飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

イ 飼い主は、災害時発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として市が行う。

県は、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合に、市と協力して適切な措置を実施する。

(2) 実施対策

① 市が実施する対策

ア 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

イ 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。

ⅰ 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

ⅱ 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

② 県が実施する対策

ア 死亡獣畜の処理についての指導、助言

イ 必要と認めた場合、市等と協力しての適切な措置の実施

(3) 処理方法

① 埋却

死体を入れてなお地表まで1 m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

② 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。(約1 mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、さらにその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

第15節 障害物等除去活動

被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

第1 住居内障害物の除去

1 家屋等の障害物の除去

市は、住民に対し災害により家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、NPO法人、ボランティア団体等の協力を求める。

2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者

(2) 内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で災害救助法施行細則第2条で定める額以内

(4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第2 河川の障害物の除去

河川の流下障害物の除去は、河川管理者等が実施する。

第3 道路の障害物の除去

1 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は「災害時の応急対策業務の実施に関する協定」の締結先（市にあっては（一社）栃木県建設業協会烏山支部。）、その他業者委託の活用等により速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

2 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、緊急輸送道路を優先するなど、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施する。

(1) 車両移動等の実施

本章第11節第3の2の(2)に記載したとおり実施する。

第4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第5 除雪活動

1 家屋等の除雪活動

市は、住民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自治会、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、NPO法人、ボランティア団体等の協力を求める。

2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

第16節 廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等进行处理する。

第1 災害廃棄物の処理

1 体制整備・情報収集

市等は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市等のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

県は、市等から応援を求められた場合、近隣市町、関係団体又は他都道府県に応援を求める等広域的な連絡調整を行う。また、被害が特に甚大な場合には、市等から地方自治法に基づく事務の委託を受け、災害廃棄物等の処理を実施することがある。

2 発生量及び処理可能量の推計

市等は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

県は、市等が推計した災害廃棄物の発生量を把握し、県内の廃棄物処理施設の処理能力を踏まえ、県内の廃棄物処理施設で適正かつ迅速な処理が可能か判断する。

3 住民等への周知

市等は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

4 仮置場の設置・運営

市等は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。また、被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

県は、仮置場として県有地や国有地が必要な場合には、関係機関と調整を行う。

5 収集運搬

市等は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

(1) 市等は、必要により労働者を臨時雇用し、又は相互応援協定等に基づき、県に人員、器材等の応援を求めるなど、収集運搬体制を確立する。

(2) 災害廃棄物は、原則として被災者自らが市等の指定する仮置場に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、市等が収集運搬を行う。

6 処分・再資源化

市等は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平

成29年9月（環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。

(1) 可燃物

- ① 焼却施設の輸送可能な廃棄物は、原則として焼却施設で処理する。
- ② プラスチック類は、できるだけ分別を行い、焼却施設に搬入する。
- ③ 公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、露天焼却を実施するものとし、露天焼却により発生した焼却灰は、速やかに最終処分場に搬入する。

(2) 不燃物

- ① 金属等の資源物は分別して再生利用する。
- ② その他の不燃物は最終処分場に搬入するなど適正な処理を行う。

(3) がれき

- ① 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- ② 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。
- ③ がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き、適正に処理を行う。

(4) ごみ処理施設

(令和6年1月1日現在)

事務組合名	構成市町村名	施設名	施設の所在地	建設年度	処理能力	施設数	処理方式	排煙処理施設
南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市 那珂川町	保健衛生センター	那須烏山市大桶444	昭和63～平成元	55 t / 回 (27.5 t / 16 h × 2 炉)	1	流動床式	バグフィルター

(5) 粗大ごみ処理施設

(令和6年1月1日現在)

事務組合名	構成市町村名	施設の所在地	建設年度	処理能力 (t / 日)	処理方式 (破碎・圧縮・併用)	処理実績 (20年度)	
						年間処理 (t / 日)	資源回収量 (t / 日)
南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市 那珂川町	那須烏山市大桶444	昭和63～平成元	20	併用	1,175	540

7 損壊家屋等の解体撤去

損壊家屋等の解体は、原則、所有者の責任により実施されるものであるが、倒壊などの二次災害の防止や、生活環境保全上の観点から、市が早期に解体する必要があると判断した損壊家屋等については、市自らが解体を行い、それに伴い発生する廃棄物について収集・運搬及び処分を行う。

第2 し尿処理・避難所ごみ・生活ごみ

1 体制整備・情報収集

市等は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市等のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

県は、市へ災害廃棄物対策に関する技術的助言を行うとともに、市等から支援の要請を受けた場合には、被災していない市町等や民間事業者団体又は他都道府県、国に応援を求める等、広域連携について連絡調整を行う。

2 発生量及び処理可能量の推計

市等は、被災地の戸数、避難者数等から、し尿及び避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

県は、市等が推計したし尿、避難所ごみの発生量を把握し、県内の廃棄物処理施設の処理能力を踏ま

え、県内の廃棄物処理施設で適正かつ迅速な処理が可能か判断する。

3 住民等への周知

市等は、排出方法等について、住民へ広報するとともに、県と情報を共有する。

4 収集運搬

市等は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

(1) 市等は、必要によりし尿のくみ取り業者への委託、他市町からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

(2) 市等は、被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。

5 処分・再資源化

市等は、ごみやし尿の発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。

なお、市等は、収集運搬したし尿については原則として南那須地区広域行政事務組合で処理するほか、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、農地還元等により環境衛生上支障のないように特に注意して処分する。

(1) ごみ処理施設

(令和6年1月1日現在)

事務組合名	構成市町村名	施設名	施設の所在地	建設年度	処理能力	施設数	処理方式	排煙処理施設
南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市 那珂川町	保健衛生センター	那須烏山市大桶444	昭和63～平成元	55 t / 回 (27.5 t / 16 h × 2 炉)	1	流動床式	バグフィルター

(2) 粗大ごみ処理施設

(令和6年1月1日現在)

事務組合名	構成市町村名	施設の所在地	建設年度	処理能力 (t / 日)	処理方式 (破碎・圧縮・併用)	処理実績 (20年度)	
						年間処理 (t / 日)	資源回収量 (t / 日)
南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市 那珂川町	那須烏山市大桶444	昭和63～平成元	20	併用	1,175	540

(3) し尿処理施設

(令和6年1月1日現在)

事務組合名	施設名	施設の所在地	建設年度	規模 (kl / 日)	施設数	処理方式 (高度処理設備)	放流河川名
南那須地区広域行政事務組合	保健衛生センター	那須烏山市大桶444	昭和58～60 改造(平成11～12)	70	1	標準脱窒素 (加圧浮上、オゾン酸化 砂ろ過、活性炭吸着)	那珂川

第3 水害における留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、市町等は、その特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に処理する。

1 仮置場

水が引くと、被災住民が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。開設にあたっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。

2 収集運搬

水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。

3 処理

災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。腐敗性廃棄物については、優先して処理を行う。

4 衛生面

汲み取り式の便槽や浄化槽等が水没し、槽内に雨水や土砂が流入することがあるため、速やかにし尿を汲み取り、清掃・消毒を実施する。

第4 国庫補助制度の積極的活用

市等は、国庫補助金（災害廃棄物処理事業費補助金等）を積極的に活用し、適切な処理を図る。

県は、市等に対し、国庫補助金（災害等廃棄物処理事業費補助金等）の積極的活用を促すとともに、災害報告書の作成、補助申請等に係る支援を行うことにより、適切な処理を図る。

第5 廃棄物処理の特例

1 実施体制

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして、災害対策基本法の規定に基づき、当該災害が政令で指定され、環境大臣が、迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定したときは、特例地域においてのみ適用のある特例的な廃棄物処理特例基準が定められる。

市等は、県と協力して災害廃棄物の処理を行うことを基本としつつ、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県は環境省と連携し、市等に対し必要な情報の提供を行う。

なお、環境大臣は、廃棄物処理特例地域として指定された市等からの要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、災害廃棄物の処理を代行することができる。

2 留意事項

市等及び県は、廃棄物処理業の許可を受けないで廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものにより特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第17節 文教対策

児童生徒等の生命、身体、安全確保や教育の実施のため必要な措置を講じる。

第1 応急措置

校長等は、予め定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- 1 児童生徒、教職員等を、安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- 2 災害の規模や児童生徒、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会又は県教育委員会に報告する。
- 3 市教育委員会又は県教育委員会と連携し、臨時休業・休園、始(終)業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など児童生徒等の安全確保に努める

第2 応急時の教育の実施

1 教育施設の確保

- (1) 市教育委員会及び県教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね下表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策をたてる。

災 害 の 程 度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設 (2) 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 住民の避難先の最寄りの学校、被害のない学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎
市内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童生徒等の通園・通学可能な地区に仮教室等の借用ができない場合、又は仮教室等が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室等及び教職員、児童生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

2 教職員の確保

市教育委員会及び県教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を確保する。

- (1) 市内における災害の状況により、市教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を、適宜被害を受けた学校に派遣し教育の正常化に努める。
- (2) 市における被災の状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、県教育委員会にその旨を報告し、県教育委員会が、郡又は県単位に対策をたて、市教育委員会と協議し早急に応援体制をとり、教職員の確保に努める。
- (3) 県立学校については、県教育委員会は、災害の状況により、災害を免れた県立学校の教職員を適宜被災学校の支援のため派遣する。
- (4) 県教育委員会は、災害による教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を立てる。

第3 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校の校長、公民館、青少年教育施設、体育館等の長は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ市長に協力する。

第4 給食に関する措置

学校給食はできる限り継続実施するものとするが、次のような事情が発生した場合の一時中止措置について考慮しておくものとする。

- 1 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき
- 2 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- 3 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき
- 4 給食物資の調達が困難なとき
- 5 その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき。なお、給食再開にあたっては衛生管理に十分に注意する。

第5 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に市長が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は次のとおりである。

1 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

2 内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 教科書代

① 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

② 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具費、通学用品費

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

4 期間

災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

第8 授業料の免除

1 県立学校

被災により、授業料の減免が必要な者については、「栃木県立学校の授業料等に関する条例」（昭和24年3月23日条例第10号）により、授業料減免の措置を講じる。

2 私立高等学校等

被災を受けた生徒に係る授業料負担の軽減を図るため、学校法人が行う授業料減免事業に要する経費について、県は、「私立高等学校授業料減免補助金交付要領」により、補助金を交付する

第9 文化財の保護

1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市に通報する。

所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係官の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

県は、災害発生の場合、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を文化庁に報告し、被災の状況によって係官の派遣を求める。

3 ボランティア団体との連携

市は、歴史文化資料に被災が生じた場合は、ボランティア団体に資料救出・保全の協力を求める。

第10 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させ、臨時休館又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

第11 社会教育施設における応急対策

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し市又は県教育委員会に報告する。

第18節 住宅応急対策

被災者の居住の安定を図るため、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の供給、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

第1 実施体制

1 実施体制

被災者に対する応急住宅の提供、住宅の応急修理は、原則として市が行い、県はこれに協力する。
ただし、災害救助法を適用した場合は、県が行う。

2 応急住宅の供給

原則として既設の公営住宅等とし不足する場合に応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を借り上げる。

第2 公営住宅等の一時供給

1 対象

次の条件を満たす者とする。なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、身体障害者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと。
- (2) 居住する住家がないこと。
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと。

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 市は、既設の市営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 市内で確保できない場合、県に要請し、既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあつせんを求めるものとする。

第3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。

なお、供給にあたっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

1 対象

本節第2に掲げる対象に同じ。

2 建設による応急仮設住宅の供給

(1) 設置予定場所

市において決定するものとする。

なお、市は建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告するものとする。

(2) 住宅の規模及び構造

1戸当たり29.7平方メートルを基準とする。

(3) 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常（緊急）災害対策本部に協力を要請する。

3 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給

県は、協定の締結先やその他関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住

宅として被災者に供給する。

4 その他適切な方法によるものによる供給

県は、建築基準法上の取扱いに準拠させた上で、仕様等が応急仮設住宅として適切と判断した場合は、建設型応急住宅や賃貸型応急住宅以外の、トレーラーハウス、コンテナハウス等も応急仮設住宅として被災者に供給する。

5 費用の限度

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

6 期間

(1) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(2) 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間（3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年。）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

1 対象

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

2 実施方法

市の直営又は県が締結した「災害時の応急対策業務の実施に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。

3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

4 期間

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

1 対象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

2 内容

市は、県が「災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定」を締結した締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報を、被災者に提供する。

第19節 労務供給対策

労力的に不足する箇所への労務の安定供給を行う。

第1 労務供給計画

1 要因の確保

災害時における必要な要員の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

2 要員の確保が困難な場合の対応

(1) 市は、職員のみでの要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。

① 相互応援協定等に基づく他の市区町村等に対する応援要請

② 県への要員確保依頼

③ 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん要求

(2) 県は、市から要員確保要請又は指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん依頼があったときは、相互応援協定等に基づき他の都道府県、指定行政（地方行政）機関の長等に対して職員の派遣（あっせん）を要請する。なお、発災直後であって現地活動業務に係る要員の確保を要する場合、県緊急対策要員の投入についても検討する。

(3) 市及び県は、不足する要員を確保するほか、職員の負担軽減を図るため、当該応急対策に精通した退職職員に協力を求める。なお、県の各部局等で制度化している退職職員の活用について極力利用するよう努める。

第2 災害救助法を適用した場合の要員の確保

市、県の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、市又は県が行う。

1 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、市又は県が雇用する者

(1) 被災者の避難に係る支援

(2) 医療及び助産

(3) 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末

(4) 飲料水の供給

(5) 死体の捜索

(6) 死体の処理（埋葬を除く。）

(7) 救済用物資の整理配分

2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

3 期間

前1の各救助の実施が認められる期間（ただし(1)については1日程度）。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、

事前に内閣総理大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

第20節 公共施設等応急対策

インフラ施設の早期復旧を図るため、応急対策を実施する。

第1 輸送関係施設の対策

1 道路施設（市・県の対策）

(1) 災害情報の収集

市、県は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により災害情報の収集に努める。

- ① 道路パトロールカー等による巡視及び管理委託業者等からの道路情報（第三者被害の恐れのある箇所は未供用道路も含む）の収集に努める。
- ② 市は、那須烏山警察署等関係機関から情報を収集するほか、各地区の消防団や自主防災組織等からも収集し、市内における道路被害状況や通行可能状況等の情報の把握に努める。
- ③ 県は、市等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報の把握に努める。必要に応じて消防防災ヘリコプターや災害時協定に基づく無人航空機等の活用により災害情報収集の迅速化を図る。また、収集した情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(2) 被害状況の伝達

- ① 市は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。
- ② 県は、道路の被災状況、国土交通省からの情報、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。
- ③ 市、県は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

(3) 応急措置

① 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

② 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置する。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

③ 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。また、緊急通行車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して機能の確保を図る。

④ 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

⑤ 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

2 道路施設（関東地方整備局（宇都宮国道事務所）の対策）

(1) 被害情報の収集

宇都宮国道事務所は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡視、道路情報モニター、管理委託業者等からの道路情報により災害情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

① 道路の被災状況を関東地方整備局、県、市等に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

② 管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

(3) 応急措置

① 緊急の措置

巡視の結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

② 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法47条の5に規定する道路標識を設置する。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

③ 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

④ 二次災害の防止

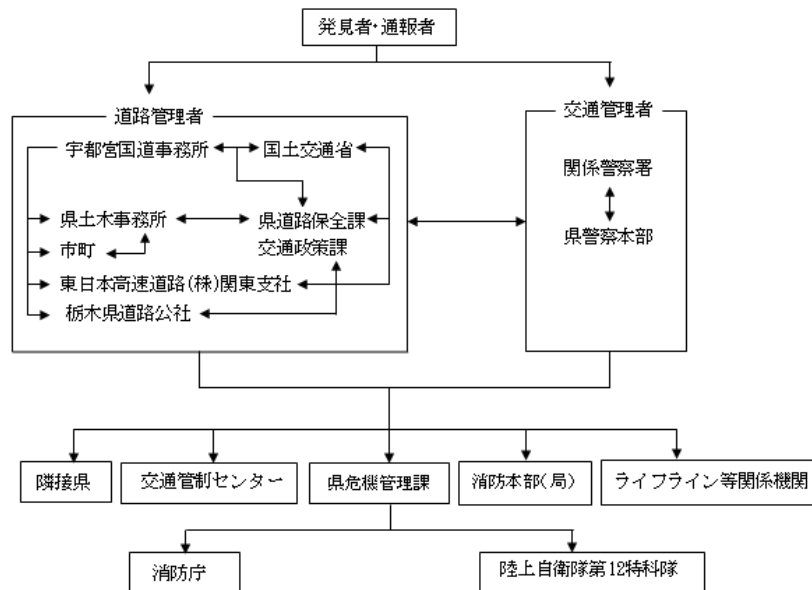
災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

⑤ 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速、的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

3 道路施設関係事故発生情報等の連絡系統図

市、県、関東地方整備局（宇都宮国道事務所）等の道路管理者は、大規模交通事故、道路上への建物・瓦礫の散乱、浸水などに迅速に対処できるよう、次のとおり災害応急対策を実施する。



4 鉄道施設

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

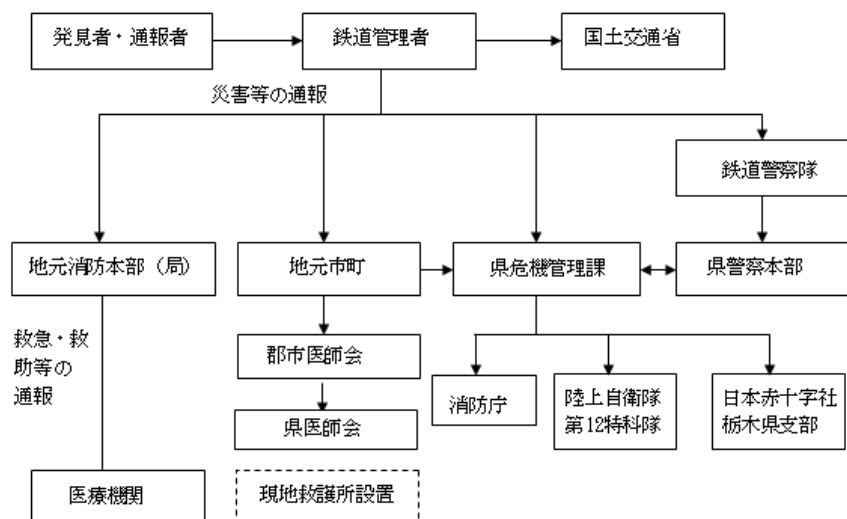
(1) 被害情報の収集、伝達

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。

(2) 応急措置

火災・事故災害対策編第2部第3章に準じる。

5 鉄道施設関係事故発生情報等の連絡系統図



(注) 1 地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報があった場合は、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

2 県、市町は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

第2 ライフライン関係施設の対策

1 水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

(2) 応急措置

水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧するとともに、給水区域内住民への給水を確保し、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

① 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

② 送配水管等の復旧手順

ア 送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

イ 臨時給水栓の設置

被災しない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

③ 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮配水管を布設する。

④ 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

(3) 広報

給水場所は、あらかじめ広報誌等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供し、利用者の水道に関する不安解消に努める。

(4) 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

2 下水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

市は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

① 下水道施設が被害を受けた場合、市は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行

い、早急に応急復旧を行う。

- ② 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

- ア 応急復旧の緊急度、工法の検討
- イ 復旧資材、作業員の確保
- ウ 技術者の確保
- エ 復旧財源の措置

3 電力施設

- (1) 東京電力パワーグリッド(株)は、災害が発生した場合は、同社の防災業務計画書により、電力施設を防護し、被災地の電力供給を確保する。

① 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、東京電力パワーグリッド(株)は、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

② 応急措置

ア 要員・復旧資材の確保

東京電力パワーグリッド(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

イ 電力の融通

東京電力パワーグリッド(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合は、各電力会社への電力の融通を行う。

ウ 危険予防措置

市、県、県警察、消防機関等は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド(株)に対して送電の停止を要請する。同支店は、要請に対して適切な措置を講じるものとする。

エ 自衛隊の災害派遣要請

東京電力パワーグリッド(株)は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行うものとする。

オ 応急工事の実施

東京電力パワーグリッド(株)は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら次の基準により応急工事を実施する。

(7) 発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(4) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用による仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

(7) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(5) 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

(7) 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

カ 広報

東京電力パワーグリッド（株）は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(2) 発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者は、(1)に準ずる。

(3) 市は、次に示す事項に関し、東京電力パワーグリッド（株）及び発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者に対し協力をするものとする。

- ① 電力施設の被害状況等の収集、提供
- ② 被害状況、復旧状況の市民への広報
- ③ 応急対策のための、市施設や資機材等の提供

第3 河川管理施設等の対策

市及び県は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋梁の落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

1 水防機関の監視、警戒活動

豪雨等の際は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

(1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者は、ただちに烏山土木事務所長に報告し、烏山土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

- ① 水防団（消防団）が出動したとき
- ② 水防作業を開始したとき
- ③ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）

(2) 出動及び水防作業

① 水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の水防団（消防団）を非常配備するための指令は、次の場合により発するものとする。

- ア 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- イ 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合
- ウ 緊急にその必要があるとして、知事から指示があつた場合

② 本部員の非常配備

水防管理者はあらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

③ 水防（消防）機関

ア 警戒体制の確立

水防団長（消防団長）は、台風の接近や集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合には、水防に関する水防団（消防団）の活動方針を決定するため、必要に応じて水防団（消防団）本部役員を招集するものとする。

イ 待機

水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員はただちに次の段階に入りうる状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報注意報及び警報が発せられたときに発令する

ウ 準備

河川水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記によるものとする。

- (ア) 水防団（消防団）の部長以下水防（消防）団員は所定の詰所に集合する。
- (イ) 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画を行う。
- (ウ) 水門、樋門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

エ 水防管理者が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

2 河川管理施設決壊時の通報措置

堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、管下水防管理団体においては、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

3 河川管理施設決壊後の処理

市は、鳥山土木事務所より決壊の状況と処置について連絡を受けるものとし、できる限り氾濫による被害が拡大しないように率先して協力するものとする。

第21節 危険物施設等応急対策

危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、L P ガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、火災・事故災害対策編第3部第3章の規定に準ずる。

第22節 広報活動

住民に迅速かつ的確な情報を提供し社会的混乱を防ぐため、住民ニーズに対応した広報活動を行う。

第1 広報活動内容

1 広報の内容

市及び防災関係機関等は、災害の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

なお、(10)については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

- (1) 災害の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難指示等に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) ボランティア・義援物資の受け入れに関する事項
- (12) 問合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 住民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

2 広報の方法

市は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、市が所有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く住民に的確な情報提供を実施する。

第2 市の広報活動

1 災害時の広報体制

市は、住民生活の混乱を防止するため、関係機関と連携を図り、次により住民等に対して迅速、的確な広報活動を実施する。

この際、実施責任者は市長（本部長）とし、情報班が災害時の広報活動を実施する。

(1) 市長の呼びかけ

災害の規模が大きく被害が甚大な場合、必要に応じて、各種関係機関と調整のうえ、テレビ、ラジオ等により、冷静な行動と応急対策等への協力に関する市長による呼びかけを行う。

(2) 災害情報等の提供窓口の一本化

災害情報等を住民に的確に提供するため、確実な情報の収集に努めるとともに、情報班は、各班と調整のうえ、情報提供窓口の一元化を図る。

(3) 広報活動

情報班は、各班と連携して各種広報活動を実施するほか、記者発表に関する諸調整を行う。

① 情報班は特に次の業務に従事する。

ア 各種広報媒体を活用した、住民への災害情報や生活情報の提供

イ 報道機関に対する災害情報提供・報道要請等の連絡調整、プレスセンターの開設等

(4) 相互連絡体制の確立

市は、効率的な広報活動を期するため、県その他関係機関との相互連絡体制を確立し、連携を図るほか、必要に応じて広報担当職員の派遣を要請する。

2 住民に対する災害情報の提供

市は、人心の安定を図るため、被害の状況とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する

(1) 報道機関を通して行う災害情報等の提供

① 市は、収集した災害情報や市の応急対策等について、その都度速やかに報道機関に提供する。特に、多くの住民の視聴が期待される県内の放送事業者との連携に努める。発表の時期等についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て適宜行うものとする。

② 市は、迅速、的確な情報等の提供に資するため、必要に応じて庁舎内にプレスセンターを開設することを検討する。

③ Lアラートによる情報発信も有効な手段として活用する。

(2) 要配慮者等への配慮

① 災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

② 視聴覚障害者、外国人等に情報が伝達されるよう、県、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障害者に対する情報支援に当たっては、障害の程度（全盲、弱視、聞こえの状態など）に応じた提供方法（点字・音声・拡大文字、手話・文字・拡張器など）による情報支援に努める。

③ 一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

(3) 各種広報手段の活用

市は、住民に対して、生活の混乱を防止し、また誤報等による混乱の防止を図るとともに、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

なお、大規模災害時には、市ホームページのトップページを災害関連情報に特化したページに切り替えるなど、緊急事態であることを強調する。また、アクセス集中に備え、当該サイトの通信回線の容量を十分に確保する。

① 被災地や避難場所等へ市有広報車を派遣し、被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況の把握や要望・苦情の収集を実施する。なお、広報車を利用する際は、道路の規制状況を把握するとともに、各地区ごとに分担を定め、効率的な広報を行う。また、広報を行うにあたっては、電気、水道等の復旧状況など各地区の必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する

② 避難場所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の周知

③ 災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布

なお、視聴覚障害者や外国人（日本語の理解が十分でない者）等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配付

- ④ 新聞社への各種情報の新聞広告掲載依頼
- ⑤ テレビ、ラジオを通しての情報提供
- ⑥ テレビのデータ放送による情報提供
- ⑧ 防災行政無線、防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む。）、市防災行政情報メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の情報通信技術を活用したタイムリーな情報提供
- ⑨ アマチュア無線免許を保有する者の支援を得て、情報の収集や提供を実施
- ⑩ 自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、情報の収集や広報活動を実施

3 災害時等における報道要請

市は、大規模災害が発生した場合に、災害の防止と被害拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行い、必要な場合には協定締結報道機関に対して報道要請を行う。

なお、報道要請に係る連絡責任者は、市総合政策課長があたる。

- (1) 警報の発令・伝達、避難の指示
- (2) 消防、その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置
- (4) 災害を受けた児童生徒の応急の教育
- (5) 施設、設備の応急の復旧
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制、緊急輸送の確保
- (8) 災害の拡大防止の措置
- (9) その他災害応急対策に関すること。

第4 記録写真等の収集

市、関係機関は、災害に関する写真や映像等を整理・保存する。

また、市は、関係機関が保持する災害写真、ビデオ等資料の収集に努める。

第5 その他の機関の広報活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・防災上重要な施設の管理者は、それぞれ各機関において定めるところにより、市その他関係機関と連携を図り、迅速、的確な広報活動を実施する。

第23節 自発的支援の受け入れ

ボランティアの円滑な活動のため支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金・寄附金を募り、受け入れ、公平に配分する。

第1 ボランティア団体等の受け入れ・活動支援

1 災害時のボランティア団体等の活動内容

災害時において、ボランティア団体等に期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、仕分け
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援調整

市は、県及び市社会福祉協議会と連携を図りながら、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティア団体等の活動を支援・調整するための体制整備を図る。なお、支援・調整にあたっては、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(1) 県の活動

県は、災害ボランティア活動支援方針に基づき、災害ボランティア活動連絡会議を開催し、県社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアに関する情報収集を行う。また、とちぎボランティアNPOセンターにおいてボランティアに関する相談対応を行うとともに、ウェブサイト等を通して総合的な情報提供を行う。

(2) 県社会福祉協議会等の活動

県社会福祉協議会は、市社会福祉協議会等を通して被災地のボランティアニーズの把握に努め、全国から寄せられるボランティア活動等の問い合わせに対する対応として、必要に応じて報道機関の協力を得ながら、ボランティア活動参加希望者等に対して広く情報発信を行う。また、県災害ボランティアセンターを設置し、市の災害ボランティアセンターの設置・運営の支援を行う。

(3) 市及び市社会福祉協議会等の活動

市は、市社会福祉協議会及びボランティア団体や関係団体等の協力を得ながら、ボランティア活動の受け入れ窓口となる災害ボランティアセンターを設置するとともに、災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実を市ホームページ等に公表するなどの住民やボランティア団体等への周知を図る。

加えて、市外から本市への避難が長期化する場合には、ボランティア団体・NPO法人、市社会

福祉協議会、企業等の支援者との協働によるネットワークを構築し、避難者への情報提供、交流機会の提供、生活物資の提供、避難者への情報提供、交流機会の提供などの支援を行う。

第2 義援物資・義援金の受け入れ・配分

1 義援物資の受け入れ

(1) 義援物資の受け入れ

市及び県は、義援物資に関する対応方針について、ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により周知徹底を図る。

また、義援物資は、物資集積所において、受け入れ、一時保管、仕分け、配送を行い、適切な在庫管理に基づき、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

なお、個人からの救援物資については、本章第12節第1の4に記載したとおり、原則受入れないこととする。

(2) 義援物資の需給調整と情報発信

市及び県は、被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

2 義援金の受け入れ・配分計画

(1) 県による義援金の受入・配分

① 義援金配分委員会の設置

義援金の受け入れ・配分は、市町、県、日本赤十字社栃木県支部、県社会福祉協議会、報道機関、義援金受付機関等の関係機関をもって義援金配分委員会を構成し実施する。

② 義援金の受け入れ

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、受付機関において一時管理を行うものとする。

配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

③ 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定する。

④ 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

(2) 市による義援金の受入・配分

① 義援金配分委員会の設置

義援金の配分を公平に行うため、義援金配分委員会を設置する。

② 義援金の受入

義援金は、市会計課又は市が指定した受付機関において受け入れて配分が終了するまで管理する。

③ 義援金の配分

義援金は、被害程度、被害人員等を考慮して、義援金配分委員会において配分内容を決定し、原則として被災住民等に対して配分する。

④ 配分結果の公表

義援金配分委員会は、義援金の配分結果について、市防災会議に報告するとともに市の広報媒

体や報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

第24節 孤立集落応急対策

道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対し、応急対策活動を実施する。

第1 孤立実態の把握

市及び県は、平時からの孤立集落発生の可能性に関する状況調査等に基づき各地域と連絡を取り、孤立発生の有無及び被害状況の把握に努める。また、現地との連絡がとれない場合は、県、消防機関、自衛隊等へヘリコプターの派遣を要請又は要請を依頼するとともに、必要に応じて職員の現地派遣等による情報収集に努める。

孤立集落内の自治会長、自主防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

第2 救出・救助活動の実施

市及び県は、負傷者発生など人的被害の状況が判明した場合は、関係機関と連携し早急な救出・救助活動を実施する。

第3 通信体制の確保

市及び県は、通信の途絶を解消するため、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

第4 食料等生活必需物資等の輸送

市及び県は、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資等の輸送を、ヘリコプターや、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）による空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

第5 道路の応急復旧

市及び県は、優先して道路復旧を実施して、孤立集落に対する輸送ルートを確保する。

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

原状復旧又はさらに強い地域づくりを図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

第1 基本方向の決定

1 実施体制

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 住民との共同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。

3 県、国等職員の派遣要請

市及び県は、復旧・復興にあたり、必要に応じ県、国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求める。

第2 迅速な復旧

市、県及び関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたる。

- 1 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- 2 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- 3 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- 4 ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。
- 5 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第3 計画的復興の推進

1 復興推進本部等の設置

県は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、国、市を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施するものとしている。

市においても、同様の復興体制の整備を行うものとする。

2 復興計画の作成

著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第2項第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、県は国の復興基本方針に則して都道府県復興方針を定める。

市は、必要に応じて、県の復興基本方針に即して以下の事項に関する復興計画を定める。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- (4) (2)の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

2 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりに関する計画

必要に応じ、市及び県は、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、両者は、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。

(2) 防災まちづくりに関する留意事項

市及び県は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、「栃木県都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意する。

① 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

② 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。

ア 河川の治水安全度の向上

イ 土砂災害に対する安全性の確保

ウ 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市施設及び防災安全街区の整備

エ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

オ 建築物や公共施設の耐震化、不燃化

カ 耐震性貯水槽の設置

③ 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的实施を行うこと。

④ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うこと。

第2節 民生の安定化対策

住民・事業者の生活等の早期再建を図るため、生活相談、職業の斡旋等を実施する。

第1 被災者のための相談、支援

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて防災関係機関と連携し、被災者が容易に知ることができるように広報する。また、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続できるよう総合的な相談窓口を設置するなど、地域の実情に応じた被災者支援の仕組みの整備等に務めるものとする。

さらに、県は、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、広報・連絡体制を整え、必要に応じて、災害時応援協定に基づき、栃木県弁護士会、栃木県行政書士会による無料相談を実施するものとする。市は、そのあっせん等に努める。

第2 罹災証明書・被災証明書の発行

市は、市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

そのため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、市と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

また、被災者の損害保険や事業所の見舞金等請求、NPO・民間事業者等による被災者支援サービスの請求、社会インフラの破壊等に基づく避難の指示による避難者に対する避難が必要であることの証明等においては、罹災証明書ではなく住家の被害認定調査を伴わない、被災の事実を証明する被災証明書での代替も可能なことから、当該災害の被災者から申請があったときは、被災証明書の交付を行う。

1 罹災証明書の交付

(1) 実施体制

罹災証明書の交付までの一連の事務は、生活再建支援班が中心となって実施する。なお、火災に関する罹災証明書の交付に関する一連の事務については、那須烏山消防署が実施する。

(2) 住家の被害認定調査

住家の被害認定調査は生活再建支援班のうち税務課が中心となって実施する。

① 調査方針等の決定、実施体制の確立

発災後1週間程度までを目途に、以下の事項について決定し、調査の実施体制を確立する。

ア 調査計画の策定

イ 調査体制の構築（人員確保、応援手配等）

ウ 資機材の調達（作業空間、資機材、移動手段等）

エ 調査員研修の実施

オ 被害認定調査実施に関する広報

カ 調査班の編成

② 住家の被害認定調査の実施

発災から1ヶ月以内を目途に第1次調査を実施する。調査における1日の流れは以下のとおりである。

ア 1日の流れの確認

- イ 伝達ミーティング
- ウ 現地調査
- エ 情報共有ミーティング
- オ 調査結果の整理、
- カ 翌日への準備

③ 被害認定

調査結果をもとに、被害認定を行う。

④ 第2次調査・再調査の実施

第1次調査、第2次調査及び再調査の判定に不服の場合、被災者は第2次調査・再調査を申請することができる。市は、被災者より第2次調査・再調査の申請があった場合は、速やかに当該調査を実施する。

また、災害救助法における住宅の応急修理や被災者生活再建支援法の対象となる被害の程度のうち、中規模半壊、準半壊等の被害の程度は第1次調査では判定に至らない場合があることから、市は、その旨を被災者へ周知し、第2次調査を行うよう努めるものとする。

⑤ 業務の効率化

大規模災害においては、多くの住家の被害認定調査を実施することになることから、第1次調査においては航空写真等を活用した「全壊」判定、区域内サンプル調査の条件を満たす場合における区域内「全壊」判定、被災者が撮影した写真を基に「半壊に至らない」の判定を行う「自己判定方式」等の実施を検討する。

また、「自己判定方式」を実施する場合は、被災者に対し、被害住家の写真撮影（撮影のポイント含む。）・保存の周知を行う。

(3) 罹災証明書の交付

罹災証明書の交付は、生活再建支援班のうち市民課が中心となって実施する。

① 実施体制の整備

ア 人員確保

庁内の実施体制の整備にあたり、交代要員も含め、応援人員を確保しておく。

イ 台帳管理

被災者台帳を整備し、罹災証明書の交付は被災者台帳で管理する。

② 交付方針の決定

交付にあたり、以下の方針を決定する。

ア 被災証明書の交付の要否

イ 交付申請受付の方法・時期

ウ 交付方法

エ 交付手数料（免除を含む。）の設定

オ 被災者台帳や個人番号の活用

カ 交付対象者

キ 交付枚数

ク 交付会場

ケ 交付スケジュール

③ 罹災証明書の様式

罹災証明書の様式については、内閣府により統一様式が掲示されていることから、本市も統一様式を使用する。様式は本節別紙 1 のとおりである。

④ 罹災証明書交付の広報

住民に対し、交付期間、時間、交付場所、必要な本人確認書類、住民登録情報と現状が異なる場合の必要な証明書類（公共料金の領収書等）、持参品等について広報する。

⑤ 罹災証明書の交付

発災から 1 ヶ月程度を目途に罹災証明書を交付する。交付は以下の流れで実施されるが、実際の運用の中で適宜見直しを行う。

ア 事前準備（資機材調達、会場設営等）

イ 申請者の誘導、整理

ウ 申請書の記入

エ 申請書の受理

オ 被害認定結果の探索

カ 結果が得られなかった場合の再探索

キ 被害程度の確認、再調査依頼が可能である旨の周知

ク 罹災証明書の交付

ケ 第 2 次調査・再調査の申請、受付、第 2 次調査・再調査の実施

コ 罹災証明書の交付

(4) 感染症対策

① 被害認定調査

感染防止対策（被災者への依頼を含む。）を施したうえで実施する。

② 罹災証明書の申請・交付

電子申請の活用や郵送による申請・交付を検討する。

窓口での交付にあたっては、会場の換気、被災者同士の距離の確保、整理券配布、申請・交付の分散化等所要の感染防止対策を実施する。

③ 被災者への広報

被害認定調査や罹災証明書の申請・交付時の感染防止対策依頼や、罹災証明書の交付における電子申請の活用や郵送による申請・交付方法等について広報する。

④ 資機材、スペースの確保

感染防止対策のために必要な資機材、スペースについて事前に確保しておく。

(5) 業務の効率化、人員の確保等

住家の被害認定調査や罹災証明書の交付等は、大規模災害においては、短期間で多くの事務を行う必要がある。また、その後の被災者生活再建支援業務は被災者生活再建支援金の支給をはじめとして多くの課の支援事務が発生し、被災者一人一人の支援状況について一元管理を行う必要がある。

市は、被災者支援に関するシステムを導入する等、業務の効率化に努める。

また、市は、人員の確保にあたって、県及び国へ応急対策職員派遣制度による職員の派遣を要請するほか、市区町村間や関係機関と個別に結んでいる協定に基づき応援を要請する。

2 被災証明書の交付

(1) 実施体制

被災証明書の交付は、生活再建支援班のうち総務課が中心となって行う。

(2) 被災証明書の申請・交付

被災証明書は、住家の被害認定調査の実施を伴わないことから、被災者が都度総務課へ来庁しての申請・交付を基本とするが、場合によっては罹災証明書の交付と合わせての交付や郵送による申請・交付等も検討する。

(3) 被災の事実の確認

被災の事実の確認は、写真や修理に要する見積書、その他被災や避難の事実が確認できる書類により確認する。そのため、被災証明書の交付にあたっては、被災者に対し、被害住家の写真撮影（撮影のポイント含む。）・保存の周知を行う。

(4) 被災証明書の様式

被災証明書の様式は本節別紙2のとおりとする。

(5) 被災証明書による罹災証明書の代用

被災証明書は動産、被害認定調査の必要がない場合の住家や非住家、被災や避難の事実を証明する際に申請・交付するものであるため、被災者より罹災証明書の交付の申請があった際において被災証明書での代用が可能である場合は、被災証明書の交付により対応する。

第3 住宅対策

県は、被災者の住宅復旧を促進するため、栃木県森林組合連合会、栃木県木材業協同組合連合会と製材品の在庫量や供給体制について調整を行い、住宅復旧用木材の確保に努める。

また、市は、県が実施する被災者に対しての民間賃貸住宅に関する情報の提供に協力する。

第4 地震保険等の活用

風水害・地震等に対する補償を含む損害保険・共済は、被災者の生活再建にとって有効な手段であることから、市及び県等は、その制度の普及促進に努めるものとする。

第5 雇用の確保、安定

栃木労働局長は、災害が発生した場合、必要と認められる範囲で次の措置を行う。

1 離職者の早期再就職の促進

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職者の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じるものとする。

(1) 被災者のための臨時職業相談の実施

(2) 公共職業安定所に来所することが困難な地域における巡回職業相談等の実施

(3) 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に来所できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給するものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、その災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、同条の定めるところにより基本手当を支給するものとする。

3 労働保険料の納付に関する特例措置

労働局の労働保険特別会計歳入徴収官は、必要があると認めるときは、災害により、労働保険料を所定の期限までに納付できない事業主等に対し、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

第6 応急金融対策

財務省宇都宮財務事務所長は、災害が発生した場合、被災地の災害の実情、資金の需要状況等に応じ、適当と認める機関、団体と連携し必要と認められる範囲内で、次の措置を運用する。

1 金融に関する措置

(1) 災害関係の融資に関する措置

民間金融機関に対して、災害の状況、応急資金の需要等により、融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した的確な措置をとるよう要請する。

(2) 預貯金の払戻し、中途解約等に関する措置

① 民間金融機関に対して、預金通帳、届出印鑑等を焼失や流失した預貯金者に、罹災証明書の呈示、その他実情に即する簡易な確認方法で払戻しの利便を図ることを要請する。

② 民間金融機関に対して、やむを得ない事情と認める被災者に、定期預金、定期積金、相互掛金等の中途解約や当該預貯金等を担保とした貸出しに応じる等の措置を要請する。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

民間金融機関に対して、災害時の手形交換、不渡処分や休日営業、時間外営業について考慮することを要請する。

(4) 保険金の支払い、保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金、損害保険金の支払いは、できる限り迅速に支払うよう配慮し、保険料の払込みは、契約者のり災状況に応じて猶予期間の延長を行う等の措置を要請する。

(5) 営業停止等における対応に関する措置

民間金融機関に対して、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページ等に掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

2 証券に関する措置

(1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を要請する。

(2) 有価証券喪失の場合の再発行手続についての協力を要請する。

(3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を要請する。

(4) 証券会社等に対して、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページ等に掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

(5) その他、顧客への対応について十分配慮するよう要請する。

第7 租税の減免等の措置

1 国税の特例措置

国は、災害の状況に応じて、法令に基づき国税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

2 県税の特例措置

県は、災害の状況に応じて地方税法、栃木県県税条例の規定に基づき、県税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

(1) 期限の延長（県税条例第13条）

災害により、法令の期限までに申告等書類の提出や納税ができないと認められる場合は、次の方法によりその期限を延長する。

① 地域指定

災害が広範囲にわたる場合は、地域と期日（災害のやんだ日から2月以内）を指定して、県が画一的に期限を延長する。

② 個別申請

①の場合を除き、個別的事例や狭い範囲内の事例については、納税者の申請に基づき、災害がやんだ日から2月以内の期日を指定して期限を延長する。

(2) 徴収猶予（地方税法第15条及び第15条の2並びに県税条例第17条の2及び第17条の3）

災害により県税を一時に納税することができないと認められる場合は、納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

(3) 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、納税者の税額について一定の割合の軽減又は免除等を行う。

納税緩和措置	対象となる税
減免	法人県民税（県税条例第36条） 法人事業税（県税条例第61条） 個人事業税（県税条例第67条） 不動産取得税（県税条例第84条、第85条） 自動車取得税（県税条例第102条の12） 軽油引取税（県税条例第102条の28） 自動車税（県税条例第114条） 鉦区税（県税条例第126条） 固定資産税（県税条例第133条） 狩猟税（県税条例第168条）
納入義務免除	軽油引取税（地方税法第144条の30）
税額控除	県たばこ税（地方税法第74条の14）

3 市税の特例措置

市は、被災した納税者、特別徴収義務者に対して、災害の状況に応じて地方税法、那須烏山市税条例の規定に基づき、市税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じる。

(1) 期限の延長（市税条例第18条の2）

災害により、法令の期限までに申告等書類の提出や納付・納入ができないと認められる場合は、地域、期日その他必要な事項を指定してその期限を延長する。

(2) 徴収猶予（地方税法第15条及び第15条の2）

災害により期日までに市税を納めることができない者で、その市税を一度に納付することができないと認められる場合は、被災納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

(3) 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、被災納税者の税額について一定の割

合を軽減又は免除するとともに、被災した特別徴収義務者の納入義務を免除する等の納税緩和措置を講じる。

第8 生活関連物資対策

県は、災害時における県民の消費生活を守るため、生活関連物資の供給・価格の安定のための対策を実施する。

1 需給・価格動向調査の実施

必要があると認めるときは、生活関連物資の供給の確保、価格の安定を図るため、職員等により需給・価格動向調査を実施し、円滑な供給を確保する必要がある場合は、当該物資を供給する事業者に対し供給・あっせん等必要な措置をとるよう協力を要請する。

2 特別調査の実施

生活関連物資が著しく不足又は不足するおそれがある場合、その価格が著しく上昇又は上昇するおそれがある場合は、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定し（指定物資）、需給の状況、価格上昇の原因その他必要な事項について調査する。

3 事業者に対する措置勧告

特別調査の結果、指定物資の流通の円滑化又は価格の安定が著しく妨げられている原因が事業者にあると認められるときは、事業者に対し指定物資の流通の円滑化又は価格の安定を図るため必要な措置を勧告する。

4 価格等の情報提供と消費者啓発

上記1から3の結果を必要に応じて県民に情報提供するとともに、冷静かつ賢明な消費行動を確保するよう啓発に努める。

5 国に対する措置要請

生活関連物資が著しく不足又はそのおそれがある場合、その価格が著しく上昇又はそのおそれがある場合で、買い占めや売り惜しみが行われ、またはそのおそれがあるときは、国に対して「国民生活安定緊急措置法」や「生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」等関連法令の発動を要請する。

第9 農作物等災害助成

市は、栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、市長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、県より基準の範囲で、次の助成を受けることができる。

補 助 の 種 類	対象農作物等	対象被害率	補 助 率
病虫害防除用農薬購入費等補助	農作物	30%～70%未満	1 / 2 以内
	果樹桑樹	30%以上	
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農作物	30%～70%未満	1 / 2 以内
	果樹桑樹	30%以上	
蚕種購入費補助	桑樹	70%以上	1 / 2 以内
代替作付け用種苗等購入費補助	農作物、きのこ類	70%以上	
種苗・桑葉等の輸送費補助	農作物・桑樹	30%以上	
被害農作物取り片付け作業費等補助	農作物、きのこ類 (収穫直前)	70%以上	
被害果実の選果等作業費補助	果実	30%以上	
農作物育成管理用施設等撤去作業費補助	農作物、きのこ類に 係る農作物育成 管理用施設等	70%以上	

第10 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 県内のいずれかの市町において(1)又は(2)に規定する被害が発生している場合で、その他の市町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万人未満のものに限る。）
- (5) 本県に隣接する県で(3)又は(4)に規定する被害が発生している場合で、(1)から(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、かつ全壊5世帯以上の被害が発生した市町における自然災害（人口10万人未満のものに限る。）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯（人口10万人未満の市町に限る。人口5万人未満の市町にあつては2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害

2 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯（全壊世帯）
- (2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯（解体世帯）
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- (4) 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

- (5) 居住する住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯
(中規模半壊世帯)

3 支給条件

(1) 支給金額

下表に示す区分により支給される。

○支給額の区分

(単位：万円)

	世帯 人員	合 計 支 給 限度額	基 礎 支 援 金	加算支援金		
				住宅の再建方法		
				建設・購入	補修	賃借
全壊・解体・長期避難世帯	単数	225	75	150	75	37.5
	複数	300	100	200	100	50
大規模半壊世帯	単数	187.5	37.5	150	75	37.5
	複数	250	50	200	100	50
中規模半壊世帯	単数	75	—	75	37.5	18.75
	複数	100	—	100	50	25

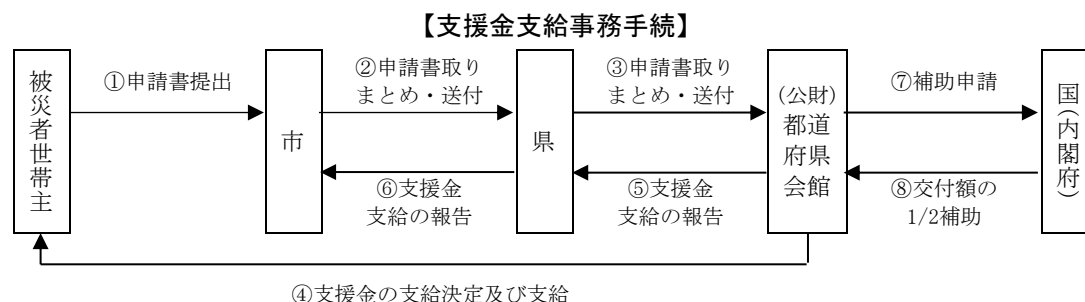
※ 単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

※ 基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。

※ 加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

4 支給手続

被災者は、支給申請を市に行い、市は、提出を受けた申請書等の確認を行いとりまとめのうえ、県に提出する。県は、当該書類を委託先である（公財）都道府県センター被災者生活再建支援基金部に提出する。



第11 栃木県被災者生活再建支援制度

平成24年5月に発生した竜巻災害において、茨城県では被災者生活支援法（以下「支援法」という。）が適用されたが、栃木県では支援法の要件を満たさなかったため、適用されず、不均衡な状態が生じた。このため、支援法が適用されない被災世帯を支援する新たな本県独自の制度（以下「支援制度」という。）が平成25年4月に創設された。

なお、平成26年5月に住宅の全壊等1世帯以上の被害から対象とする制度の見直しが行われた。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、支援法が適用されない区域の災害

2 支給対象世帯

本節第9の2と同じ。

3 支給条件

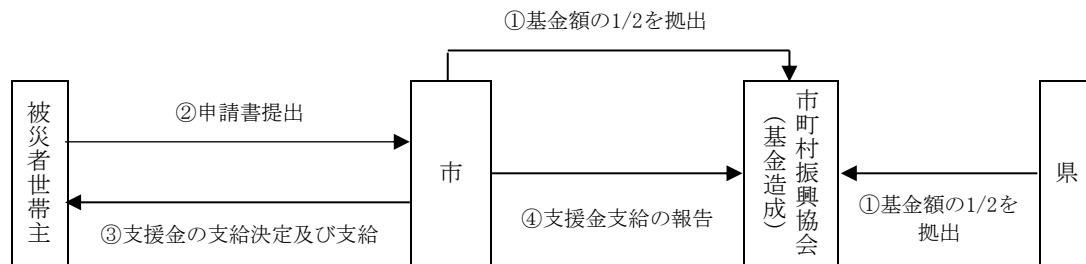
本節第9の3と同じ。

4 支給手続

被災者は、支給申請を市に行い、市は、提出を受けた申請書等の確認を行い、支援金額を支給する。

なお、支援金支給に要した市の費用については、栃木県市町村振興協会から市に交付される。

【支援金支給事務手続】



第12 那須烏山市災害見舞金制度

災害によって被害を受けたときに、被災者又はその遺族に対し、災害見舞金、負傷見舞金又は死亡弔慰金を支給する制度

1 対象となる災害

暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象及び火災により被害が生じる災害。

2 支給対象

災害により住家に被害を受け、若しくは身体に負傷をした市民である被災者又は災害により死亡した市民の遺族に支給する。

但し、次に掲げる場合には、支給しないことができる。

- (1) 当該災害による被害又は死亡が、被災者又は死亡者若しくはその遺族の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。
- (2) 当該災害が災害救助法の適用を受けるものであるとき。

また、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金（本節第10）が支給されるとき。
- (2) 公益財団法人栃木県市町村振興協会が設置する被災者生活再建支援基金による支援金（本節第11）が支給されるとき。

また、負傷見舞金又は死亡弔慰金は、那須烏山市災害弔慰金支給等条例（平成17年那須烏山市条例第84号）に基づく災害障害見舞金又は災害弔慰金が支給されるときは、支給しない。

3 支給範囲及び支給額

下表に示す区分により支給される。

種 類	支 給 範 囲	単 位	支 給 額
災害見舞金	災害により住家に被害を受けた場合	全焼、全壊又は流失	1 世帯 100,000円
		半焼又は半壊	1 世帯 50,000円
		床上浸水	1 世帯 20,000円
負傷見舞金	災害により1箇月以上の入院を要する負傷をした場合	1 人	20,000円
死亡弔慰金	災害により死亡した場合	1 人	100,000円

4 支給手続

市は、総務課が関係課局と連携を図り災害見舞金等の支給に係る被害状況確認書に基づいて、災害見舞金等の支給を行う。なお、必要に応じ、被災を証明する書類、診断書その他必要な書類の提出を求める。

第13 那須烏山市災害復旧等支援金制度

自然災害により家屋（住家、店舗、工場、倉庫その他の建物であって、固定資産税が課税されているもの）に著しい被害を生じた場合に、その復旧に対し支援するもの。

1 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により被害が生じる災害。

2 支給対象

災害による被害が被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金（本節第10）その他法令等に基づく災害の復旧のための補助金その他の給付金（本節第12の災害見舞金を除く。）の対象とならないものであって、被災者（家屋の世帯主、所有者）が下表に掲げる被害を復旧するための下表に掲げる工事を実施する場合。

被害の程度	(1) 家屋がその床上以上に浸水すること。 (2) 土砂、がれき、樹木等（以下「土砂等」という。）が家屋へ流入すること。 (3) 家屋が存する敷地内の崖又は擁壁の崩壊により土砂等が流出することにより家屋が傾斜し、又は倒壊すること。 (4) 家屋の屋根、壁又は基礎、柱その他の建築基準法（昭和25年政令第338号）第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分が損壊すること。 (5) (1)～(4)に掲げる被害が生じるおそれのあること。
工事の内容	(1) 浸水した家屋を修繕する工事 (2) 家屋に流入した土砂等を除去する工事 (3) 崖又は擁壁を復旧する工事 (4) 家屋を解体し、又は家屋を修繕する工事 (5) 前各号に類する被害の復旧に関する工事又は被害の発生を防止するための工事

3 支給条件

5万円以上の費用（消費税及び地方消費税を含む。）を要する災害復旧等工事を行った被災者に対して、災害復旧等工事に要した費用又は10万円のうちいずれか少ない額を支給する。

4 支給手続

被災者は、市に被災状況が確認できる写真その他の書類、災害復旧等工事費の見積書の写し等を添付して適用申請を行い、市はその内容を審査し、支援金の適用基準に適合するものであると認められるときは被災者に対し適用確認の通知を行う。

被災者は、復旧工事終了後に領収書等を添付して交付申請及び請求を行い、市は、その内容を審査し、支援金の交付を決定したときは、申請者に交付決定を通知し、当該決定をした額の支援金を速やかに交付する。

また、市は、申請をする前に既に災害復旧等工事に着手し、又は完了している被災者がいるときその他支援金の交付の決定に支障がないと認められるときは、適用申請から交付に係る手続を併合して処理することができる。

第14 融資・貸付・その他資金等の支援

市及び県は、被災した住民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸し付け等の金融支援や金融機関等の災害関連資金に関する情報提供等を行う。

融資・貸付・その他資金等の概要

	資 金 名 等	対 象 者	窓 口	県担当課
支 給	災 害 弔 慰 金	災害により死亡した者の遺族	市健康福祉課	危機管理課
	災 害 障 害 見 舞 金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた者	市健康福祉課	危機管理課
貸 付	災 害 援 護 資 金 貸 付 金	災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり）	市健康福祉課	危機管理課
	生 活 福 祉 資 金	災害により被害を受けた低所得世帯	市社会福祉協議会	保健福祉課
	勤 労 者 生 活 資 金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	労働金庫	労働政策課
	中 小 企 業 融 資 （ 県 制 度 融 資 ）	災害により被害を受けた中小企業者	県 銀行 信用金庫 信用組合 商工組合中央金庫	経営支援課
	災 害 復 興 住 宅 融 資	災害により被害を受けた住宅の所有者	住宅金融支援機構	住宅課
	災 害 条 例 資 金 制 度 （ 災 害 経 営 資 金 ） （ 施 設 復 旧 資 金 ）	災害条例の適用市町長の認定を受けた被害農漁業者	農業協同組合等	経済流通課
	農 業 近 代 化 資 金 （ 災 害 復 旧 支 援 資 金 ）	市町長の認定を受けた被害農業者	農業協同組合等	経済流通課
	災害により被害を受けた農林漁業者向け融資・農林水産業事業「農林漁業施設資金（災害復旧施設）」、「農林漁業セーフティネット資金（災害）」	市町長が発行する罹災証明書の交付を受けた農林漁業者	日本政策金融公庫	経済流通課 林業木材産業課

第15 被災者への制度の周知

市、県及びその他関係機関等は、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

- (1) テレビ・ラジオ放送、新聞広報
- (2) 防災行政無線、防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む）、市防災行政情報メール
- (3) 消防団車両、市広報車、広報誌、チラシ
- (4) 市、県及び関係機関等のホームページ
- (5) ソーシャル・ネットワーキング・サービス
- (6) 自治会、自主防災組織
- (7) とちぎテレビデータ放送

別表1 罹災証明書様式

那 烏 市 第 号

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。
（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

那須烏山市長



別表2 被災証明願及び被災証明書様式

被災証明願

年 月 日

那須烏山市長

様

(申請人)

住所

氏名

電話

下記のとおり、災害を受けたことを届出します。

被災日時	年 月 日 時 分頃
被災原因	
被災場所	那須烏山市
被災物件	
被災状況	
証明書の請求理由 及び提出先	(理由) ☐ 損害保険 ☐ 見舞金等 ☐ その他 () (提出先)

添付書類：①被災状況が判断できる写真 ②その他必要書類

被災証明書

上記のとおり、被災の届出がなされたことを証明します。

備考

年 月 日

那須烏山市長

㊞

第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、被害状況を的確に調査し、復旧事業を実施する。

第1 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業には以下のとおりである。

災 害 復 旧 事 業 名	関係省庁	市 担 当 課	県担当部・課
1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）			
(1) 河 川	国土交通省	都 市 建 設 課	河 川 課
(2) 砂防設備	国土交通省	都 市 建 設 課	砂 防 水 資 源 課 河 川 課
(3) 林地荒廃防止施設	農林水産省	農 政 課	森 林 整 備 課
(4) 地すべり防止施設	国土交通省	都 市 建 設 課	砂 防 水 資 源 課 河 川 課
	農林水産省	農 政 課	農 地 整 備 課 森 林 整 備 課
(5) 急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	都 市 建 設 課	砂 防 水 資 源 課 河 川 課
(6) 道 路	国土交通省	都 市 建 設 課	道 路 保 全 課 河 川 課
(7) 下水道	国土交通省	上 下 水 道 課	都 市 整 備 課 河 川 課
(8) 公 園	国土交通省	都 市 建 設 課	都 市 整 備 課 河 川 課
2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）			
(1) 農地・農業用施設	農林水産省	農 政 課	農 地 整 備 課
(2) 林業用施設	農林水産省	農 政 課	林 業 木 材 産 業 課 森 林 整 備 課
(3) 共同利用施設	農林水産省	農 政 課	環 境 森 林 部 農 政 部
3 文教施設等災害復旧事業			
(1) 公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）	文部科学省	学 校 教 育 課	施 設 課
(2) 公立社会教育施設（激甚災害法）	文部科学省	生 涯 学 習 課	生 涯 学 習 課 ス ポー ツ 振 興 課
(3) 文化財	文部科学省	生 涯 学 習 課	文 化 財 課
4 保健衛生施設等災害復旧事業	厚生労働省	健 康 福 祉 課 こ ども ま ち づ くり 課	保 健 福 祉 課 健 康 増 進 課 感 染 症 対 策 課 障 害 福 祉 課 生 活 衛 生 課 薬 務 課

5 社会福祉施設等災害復旧事業	厚生労働省	健康福祉課 生涯学習課	保健福祉課 高齢対策課 障害福祉課 人権男女共同参画課
6 児童福祉施設等災害復旧事業	こども家庭庁	こども課	保健福祉課 こども政策課 障害福祉課
7 廃棄物処理施設災害復旧事業	環境省	まちづくり課	廃棄物対策課
8 医療施設災害復旧事業 (1) 公的医療機関 (2) 民間医療機関（資金融資）	厚生労働省 厚生労働省	健康福祉課 健康福祉課	医療政策課 医療政策課
9 水道施設災害復旧事業	国土交通省	上下水道課	上下水道課
10 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針） (1) 街路 (2) 都市排水施設 (3) 堆積土砂排除事業 (4) 湛水排除事業	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	都市建設課 都市建設課 都市建設課 都市建設課	都市整備課 都市整備課 都市整備課 都市整備課
11 住宅災害復旧事業（公営住宅法） (1) 罹災者公営住宅の建設 (2) 既設公営住宅の復旧 (3) 既設改良住宅の復旧	国土交通省 国土交通省 国土交通省	都市建設課 都市建設課 都市建設課	住宅課 住宅課 住宅課
12 災害関連緊急事業 (1) 災害関連緊急治山事業 (2) 災害関連緊急地すべり防止事業 (3) 災害関連緊急砂防事業 (4) 災害関連緊急地すべり対策事業 (5) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 (6) 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業 (7) 災害関連緊急雪崩対策事業 (8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	農林水産省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	農政課 農政課 都市建設課 都市建設課 都市建設課 都市建設課 都市建設課 都市建設課	森林整備課 森林整備課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課
13 その他の災害復旧事業 (1) 鉄道施設（鉄道軌道整備法） (2) 公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事 (3) その他の復旧事業	国土交通省 国土交通省 関係省庁	まちづくり課 都市建設課 関係課	交通政策課 各事業所管課 関係課

第2 災害復旧事業実施方針

1 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続をとり、災害査定前に復旧工事に着手するよう、県は市を通じて指導する。

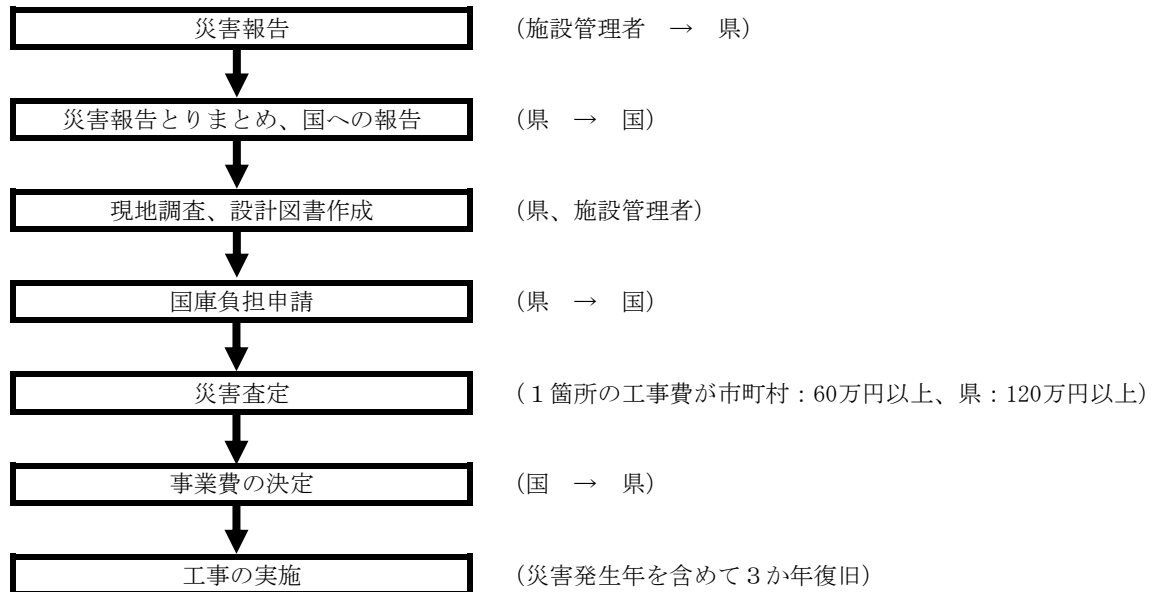
2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第3 災害復旧事業事務手続

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく手続は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業事務手続の流れ



第4 激甚災害の指定に関する計画

1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この節において「法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

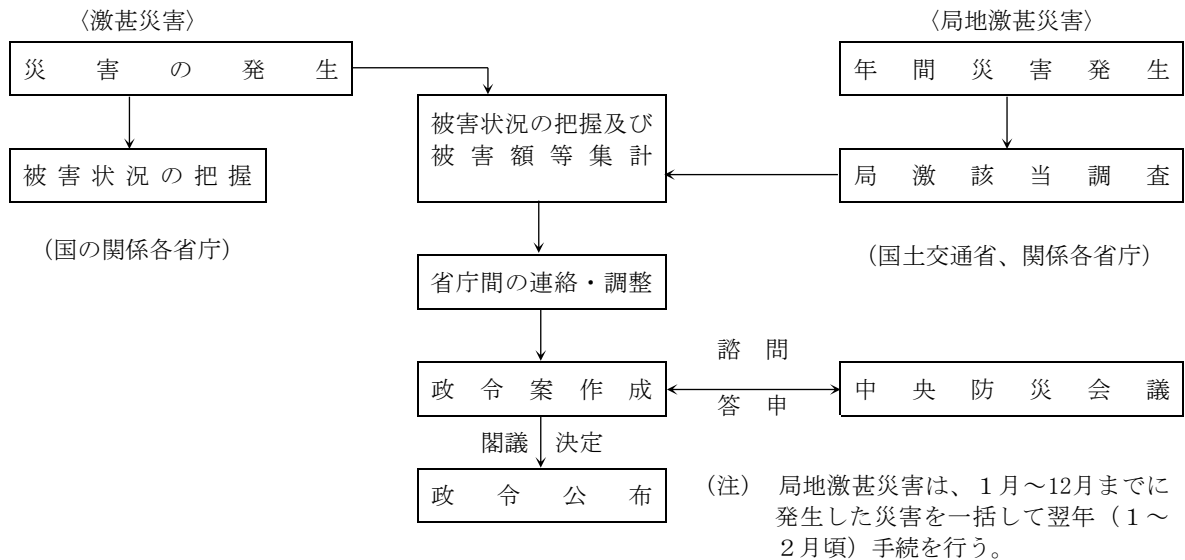
2 激甚災害に関する調査

- (1) 県は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について、関係各部で必要な調査を実施する。関係各部は、激甚災害法で定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。
- (2) 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

(1) 激甚災害指定手順



(2) 適用措置と指定基準

① 激甚災害

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉	次のいずれかに該当する場合 〔A基準〕 全国査定見込額＞全国標準税収入×0.5% 〔B基準〕 全国査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 県分査定見込額＞県の標準税収入×25% (2) 県内市町村の査定見込額総計＞県内市町村標準税収入総計×5%
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置〈法第5条〉	次のいずれかに該当する場合 〔A基準〕 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% 〔B基準〕 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県の事業費査定見込額＞都道府県の当該年度の農業所得推定額×4% (2) 都道府県の事業費査定見込額＞10億円
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 〈法第6条〉	次のいずれかに該当する災害 ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 (1) 法第5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得額×1.5%で法第8条の措置が適用される激甚災害

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例〈法第8条〉	次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 〔A基準〕 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% 〔B基準〕 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一つの都道府県の特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%
森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね5% 〔B基準〕 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一つの都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60% (2) 一つの都道府県の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね1.0%
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例〈法第12条〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ）×0.2% 〔B基準〕 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一つの都道府県の中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2% (2) 一つの都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助〈法第16条〉 私立学校施設災害復旧事業に対する補助〈法第17条〉 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例〈法第19条〉	法第2章の措置が適用される激甚災害 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例〈法第22条〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 滅失住宅戸数＞4,000戸以上 〔B基準〕 次のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある。 (1) 被災地全域の滅失住宅戸数＞2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ① 一市町村の区域内で200戸以上 ② 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 (2) 被災地全域の滅失住宅戸数＞1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ① 一市町村の区域内で400戸以上 ② 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上

小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉	(1) 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、法第2章の措置が適用される災害 (2) 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮

② 局地激甚災害

適用措置	指 定 基 準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉	査定事業費＞当該市町村の当該年度の標準税収×50% (ただし、当該事業費が1,000万円未満のものを除く。) ただし、この基準に該当する市町ごとの査定事業費を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈法第5条〉	農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% (ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。)
森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉	林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上あるもの (1) 大火による災害の場合 当該災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村 (2) その他の災害 当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る）×おおむね25%
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 〈法第12条〉	中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10% (ただし、当該被害額が1,000万円未満の場合を除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満の場合は除かれる。
小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉	法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用